

点検・評価結果


令和3年度点検・評価 対象施策・事業一覧表

大 柱	中 柱	項目名
I 生涯学習社会における人づくり	1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	① 魅力ある生涯学習の環境整備
		② 実践的防災教育の推進
	③ 人権教育の推進	
II 共生社会づくりにかかわる人づくり	2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実	④ 読書活動の推進
		① 「シチズンシップ教育」の更なる推進
	3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実	① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進
III 学びを通じた地域の教育力の向上	1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化	① いのちの尊重に関する教育の推進
		② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進
	2 インクルーシブ教育の推進	③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実
IV 子育て・家庭教育への支援	3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実	④ 多様な学びの場のしくみづくり
		② 専門的な指導や支援の充実
	1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進	① 「外国につながるのある児童・生徒」への更なる指導・支援の充実
V 学び高め合う学校教育	2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実	① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進
		② コミュニティ・スクールの導入の促進
VI 意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり	1 子どもの社会的な経験の機会の充実	② 地域学校協働活動等の推進
		2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり
VII 県立学校の教育環境の改善	3 確かな学力の向上を図る取組みの充実	① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実
		2 生き方や社会を学ぶ教育の充実
	3 グローバル化などに対応した教育の推進	② 専門教育の充実
VIII 文化芸術・スポーツの振興	1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進	① キャリア教育の推進
		2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化
	3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり	① 児童・生徒の英語力向上の推進
IX 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について	1 豊かな学びを実現する教育環境の整備	② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進
		2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成
X 安全・安心の確保	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	② 県教育委員会の不祥事防止の取組み
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	② 教職員研修の充実
XI 文化財保護の充実	1 豊かな学びを実現する教育環境の整備	③ 小中一貫教育の推進
		2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	⑤ 県立高校改革の推進
XII 県立特別支援学校の教育環境の整備	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	⑥ 県立特別支援学校の教育環境の整備
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施
XIII 実験・実習等に係る設備の整備	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	② 実験・実習等に係る設備の整備
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	① ICT環境の整備
XIV 文化財保護の充実	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	② 健康・体力づくりの推進
XV 部活動の活性化と適切な運営	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	③ 部活動の活性化と適切な運営
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	⑤ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進
XVI 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	① 県立学校における対応
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	③ 県立社会教育施設における対応
XVII 県立学校における対応	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	④ 県立学校における対応
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	⑥ 県立社会教育施設における対応
XVIII 市町村立学校における対応	2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興	⑦ 県立社会教育施設における対応
		3 学びの保障
	1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展	⑨ 県立社会教育施設における対応

I 生涯学習社会における人づくり

1 思いやる力やたくましく生きる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

① 魅力ある生涯学習の環境整備

取組み1 県立社会教育施設の環境整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「価値を創造する図書館¹」として、県立図書館の再整備を進めるため、新棟新築工事に着手した。 県立社会教育施設の老朽化対策のため、県立金沢文庫の自動火災報知設備ほか改修工事、県立歴史博物館の中央監視装置更新工事や、県立生命の星・地球博物館の空調設備改修やエレベーター更新に向けた実施設計を行った。 令和元年度に実施した長寿命化対策のための調査に基づき、長寿命化計画を策定した。  <p style="text-align: right;">県立図書館新棟完成イメージ</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 築年数が経過した県立社会教育施設について、施設や設備の老朽化や収蔵スペースの狭隘化が進んでおり、計画的に対策を講じることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県立図書館新棟については、「価値を創造する図書館」の機能を十分に発揮するための具体的な取組みに係る検討を進めていく。また、「魅せる図書館²」としての本館の機能や、収蔵庫として改修する新館についても、引き続き具体化に向けて検討し、再整備を計画的かつ着実に進めていく。 今後の県立社会教育施設の適切な施設運営を図るため、長寿命化計画に基づき計画的に対策を講じていくとともに、収蔵スペース確保のための整備手法を検討していく。
取組み2 県立社会教育施設における生涯学習事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民の「学び」や「学び直し」を支援するため、県立社会教育施設において、資料の収集・整備・保存作業を進めるとともに、調査研究及びその成果を活用した展示事業や教育普及活動を施設内だけでなく、インターネット上でも実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立社会教育施設を臨時休館等したことに伴い、施設内における一部の展示事業や教育普及活動を中止した。 自宅でも県立社会教育施設の取組みを楽しんでもらえるよう、各施設のホームページを用いて、Webコンテンツを発信し、これらのコンテンツの一部を集約した共同企画「おうちでミュージアム&ライブラリー」を公開したところ、令和2年度は30,533件のアクセスがあった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会状況の中で、県立社会教育施設における生涯学習事業の実施方法の更なる検討が課題である。

¹ 価値を創造する図書館

図書館の専門性や広域性を活かして、本や人との出会いの機会を提供し、県民のさらなる学びにつなげていくことを支援する機能を備えた図書館。

² 魅せる図書館

県立図書館ならではの特色ある建物や蔵書等を活かして、人を惹きつけ、人が訪れる、魅力ある図書館としての機能を備えた図書館。

今後の対応方向	・ 「新しい生活様式」を踏まえ、県民の「学び」や「学び直し」の機会が提供できるよう、県立社会教育施設のホームページによる情報発信など、生涯学習事業の実施方法を検討していく。
---------	--

県立社会教育施設における展示・講座内容

施設名称	展示・講座名称
県立図書館	「文字・活字文化の日記念講演」 ほか
県立川崎図書館	展示「分身ロボットOriHime ～ 距離や障害を乗り越えるテクノロジー～」 ほか
県立金沢文庫	開館90周年記念特別展「東アジア仏教への扉」 ほか
県立近代美術館	「生命のリズム 珠玉の日本画展」 ほか
県立歴史博物館	特別展「相模川流域のみほとけ」 ほか
県立生命の星・地球博物館	企画展「 Gondwana 岩石が語る大陸の衝突と分裂」 ほか

県立社会教育施設の入館者数の推移（人）

	県立図書館	県立川崎図書館 （※1）	県立金沢文庫 （※2）	県立近代美術館 （※3）	県立歴史博物館 （※4）	県立生命の星・ 地球博物館	合計
平成30年度	142,708	68,892	41,375	141,150	121,415	313,533	829,073
令和元年度 （※5）	143,349	83,244	23,128	99,451	113,331	294,286	756,789
令和2年度 （※6）	75,040	51,845	9,479	45,145	34,108	131,986	347,603

※1 かながわサイエンスパークへの移転・再開館準備のため、平成29年12月1日から平成30年5月14日まで休館。

※2 空調設備改修工事のため、令和元年11月18日から令和2年3月26日まで休館。

※3 葉山館は空調設備等改修工事のため、令和2年1月から6月まで展示休止。

鎌倉別館は改修工事のため、平成29年9月4日から令和元年10月11日まで、令和2年7月6日から令和3年3月31日まで休館。

※4 空調設備等改修工事のため、平成28年6月1日から平成30年4月27日まで休館。

※5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月4日から3月31日まで臨時休館等。

※6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年4月1日から6月8日まで（県立生命の星・地球博物館のみ6月30日まで）臨時休館等。

また、令和3年1月12日から3月21日まで、県立の図書館2施設は開館時間を最長19時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は臨時休館。3月22日以降は、県立の図書館2施設は開館時間を最長20時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設（県立金沢文庫のみ3月26日以降）は事前予約した方に限り入館可能とした。

② 実践的防災教育の推進

取組み1 DIG（災害図上訓練） ³ 等の実践的防災訓練の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的防災教育のため、児童・生徒等を対象としたDIGを県立学校77校で実施した。 ・ 各学校で中心となってDIGを実施する予定の教員を対象とした「災害図上訓練（DIG）研修」を実施し、受講した教員の84%が、自校においてファシリテーターとしてDIGを実施できるとアンケートに回答していることから、県立学校において防災教育のリーダー的役割を果たす人材の育成を図ることができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DIGを実施できなかった県立学校が92校あった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未実施の学校や一部の生徒のみがDIGに参加している学校もあるため、全生徒が在籍中に最低1回はDIGに参加できる学校が増えるよう、新型コロナウイルス感染症の感染状況に左右されない実施方法を提案していくことが課題である。 ・ 災害時に、自他の命を守るための適切な行動ができる力を身に付けるには、DIGに加えて、体験的な訓練を実施するなど防災訓練の充実を図ることが課題である。

³ DIG（災害図上訓練）

参加者が、大きな地図を囲み、書き込みと議論を行うワークショップ型の災害図上訓練。災害（DISASTER）、想像力（IMAGINATION）、ゲーム（GAME）の頭文字をとって「DIG」（ディグ）と名付けられている。

今後の 対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 全生徒が参加するDIGの取組事例について収集し、校長等を構成員とした学校防災推進会議などを通じて周知していく。 新型コロナウイルス感染症の感染状況によらず、DIGと同様の内容を体験できるように「災害図上訓練（DIG）研修」等において、ICT等を活用したDIG体験等を検討するとともに、体験的な防災訓練の事例の周知に努めていく。
取組み2 地域と連携した学校防災	
実績・ 成果	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関する知識、判断力を身に付け、地域の防災活動に貢献する意識の向上を図るため、県立学校で防災訓練を実施した。 教員対象の「防災教育研修講座」を実施し、受講した教員の97.8%が、防災教育に必要な知識の理解が深まったとアンケートに回答していることから、防災教育担当の教員の指導力向上を図ることができた。 高校教員向け「学校における防災教育指導資料」について、風水害に関する指導方法を加えて改訂し、防災教育のより一層の充実を図った。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の自助・共助意識の向上に向けて、生徒を対象とした「宿泊防災訓練」を県立学校7校で実施する予定であったが、宿泊の伴わない訓練に替えて実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度は小・中学校教員向け、令和2年度は高校教員向けの指導資料を改訂したが、防災教育の教科横断的な学びを学校全体で取り組むため、カリキュラム・マネジメント⁴の推進が課題である。 宿泊を伴う訓練の実施が難しい状況が続くことが想定されることから、宿泊を伴わずに、「宿泊防災訓練」と同様の内容が体験できるような方法を新たに各学校に提示していくことが課題である。
今後の 対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の実施に向けて中核教員を対象とした「防災教育研修会」を実施し、学校の防災教育の現状と課題や地域・自治体との連携について情報提供し、学校防災を推進していく。 「学校における防災教育指導資料」を活用し「総合的な探究の時間」を中心とした教科横断的な学びを推進していく。 宿泊を伴う訓練の実施については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて判断することとし、多くの生徒が「宿泊防災訓練」と同様の内容を体験できるよう実施方法等を検討していく。



自衛隊による衛生救護の説明

③ 人権教育の推進

取組み1 人権教育の推進	
実績・ 成果	<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村教育委員会の教職員や指導主事など人権教育指導者を対象とした研修会等を開催した。 人権教育推進のための資料整備、指導資料を作成した。 人権教育に関する指導方法の改善及び充実に資するとともに、その研究の成果を本県の人権教育に反映させることを目的とした研究委託事業を実施した。 (研究校：小学校2校、中学校2校) 人権教育の普及及び人権課題への対応のために、人権移動教室の事業の委託を行うとともに、啓発資料に外部相談窓口を掲載する等、NGO、NPOと連携を

⁴ カリキュラム・マネジメント

各学校の教育目標を達成するため、教育課程を実施し、評価して、改善していくこと。

	図った。
課 題	・ 各種研修会で取り扱う人権課題を、「性的マイノリティの人権」など、学校で求められていることや今日的なテーマに対応した内容にしていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 児童・生徒が豊かな人権感覚をより一層養うことができるよう、各教科や道徳の時間を始め、総合的な学習の時間、特別活動など、学校教育活動のあらゆる場面で引き続き人権教育を推進していく。 ・ 新たな人権課題等について、国の施策や学校で生じている課題を把握した上で、普及啓発資料の作成や研修を実施していく。

④ 読書活動の推進

取組み1 読書活動の推進	
実績・成果	・ 平成31年3月策定の「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画」に基づき、生涯学習指導者研修「読書活動実践コース」を開催するとともに、子ども読書活動推進フォーラムは、「かなチャンTV」によるオンライン配信を行い、子どもの読書活動にかかわる方の資質の向上に寄与した。 ・ 学校図書館の利活用の促進を図るため、学校図書館ボランティアを始めようとする方、始めたばかりの方を対象とした「学校図書館ボランティアハンドブック」を令和3年3月に改訂し、小学校・中学校・高等学校等に配付及び県ホームページへ掲載した。
課 題	・ 子どもたちの読書活動を更に推進するため、子どもの読書への関心をより高めていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 子どもが読書に親しむための人づくり、環境づくり、情報収集・発信のための様々な取組みを、「家庭」、「地域」、「学校等」、「専門・関係機関及び団体等」が緊密に連携して進めていく。 ・ 「学校図書館ボランティアハンドブック」が、子どもの読書活動の推進に携わる方に幅広く活用されるよう、周知を図っていく。

2 社会とかかわる力を身に付ける自分づくりへの支援の充実

① 「シチズンシップ教育⁵⁾」の更なる推進

取組み1 「小・中学校における政治的教養を育む教育」の推進	
実績・成果	・ 「小・中学校における政治的教養を育む教育」指導資料（平成28年度発行）を基に、実践協力校4校（小学校2校、中学校2校）を指定し、授業研究を実施した。 ・ 実践協力校連絡会を5回開催し、効果的な指導法について研究協議を実施した。その成果を指導事例集に追加掲載し、県ホームページや全県指導主事会議等で周知した。 ・ 指導資料及び指導事例集の県ホームページ閲覧回数が6,799回（前年度比+2,245回）と、周知が図られた。
課 題	・ 小・中学校を通じた政治的教養を育む教育について、県立高校等での取組みを参考としながら、市町村教育委員会と共に更に推進していくことが課題である。 ・ 特に、実践協力校での取組みにおいて、様々な配慮が必要な児童・生徒の意思決定や意思表示等を支えるための、効果的な指導法等について研究を進めることが課題である。

⁵⁾ シチズンシップ教育

積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育として、本県では、キャリア教育の一環で平成23年度からすべての県立高校等で実施し、令和2年3月からは「法に関する教育」「政治参加に関する教育」「経済に関する教育」の3領域と、それらに共通してかかわる「モラル・マナーに関する教育」に整理している。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度、実践協力校5校（小学校2校、中学校3校）において、「主権者教育」の在り方について検討及び実践し、小・中学校及び特別支援学校における政治的教養を育む教育を実践するための参考となる事例集の追加編集作業を行っていく。
取組み2 実践的なシチズンシップ教育の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> シチズンシップ教育指導用参考資料の改訂に伴い、改訂の趣旨やシチズンシップ教育の意義について確認し、全県立学校におけるシチズンシップ教育の推進を図るため、シチズンシップ教育担当者説明会を開催した。 県立高校等において、「経済に関する教育」のうち消費者教育について、成年年齢引下げを踏まえ、県消費生活課が作成した消費者教育資料JUMP UP等を活用し、契約の重要性や消費者保護のしくみなどを学び、消費者問題啓発チラシの作成をするなど体験的な学習を実施した。 県立特別支援学校において、高等部の生徒が「消費者の基本的な権利と責任」について学ぶ際には、生徒がキャッシュレス支払いのロールプレイを行うなど、より実践的・体験的な活動を通して、身近な消費生活における課題や対処方法について学習した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 成年年齢引下げに伴い、生徒が在学中に成年年齢に達し、親の同意がなくても契約行為が可能となり、消費者トラブルの増加が予想されるため、消費者教育のより一層の充実が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 法に関する教育については、弁護士などを講師とした教員向けの研修をオンライン等も活用しながら実施するなど引き続き指導力の向上を図っていく。
取組み3 県立学校における政治参加教育	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校指定校事業の一環として、県立高校6校で新科目「公共」の単元指導計画及び教材の作成、授業案の開発を行い、それらに基づいた政治参加教育に係る授業を実施した。 市議会と連携した地域参画型の授業実践など、模擬投票以外の政治参加教育の事例を各種の説明会等で周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 参議院議員通常選挙を活用した模擬投票を全県立学校で実施しているが、参議院議員通常選挙が実施されない年における主権者教育のより一層の充実が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県選挙管理委員会等と連携し、令和3年9月までに、主権者教育の一層の充実に向けた検討を行っていく。 県内の市議会等が開催している高校生対象の議会報告会などに生徒が参加し、議員との意見交換など、体験的な活動に各高校が取り組むよう促していき、その成果を周知していく。

3 生涯にわたる自分づくりの推進に向けた協働・連携の拡大・充実

① 「かながわ教育ビジョン」の着実な推進

取組み1 「かながわ人づくりコロポ⁶」の開催と「かながわ教育月間⁷」の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民の教育に関する理解と関心を深めるため、「かながわ教育月間」を設定し、期間中に実施された294件の教育イベントのうち、周知を希望する233件について広報を行った。

⁶ かながわ人づくりコロポ

「かながわ教育ビジョン」の推進を図るため、テーマに沿った基調講演や学校の実践紹介等をもとに、県民の方々と教育論議を行い、これからの「かながわの教育」について、共に考える場として「かながわ教育月間」中に開催。

⁷ かながわ教育月間

「かながわ教育ビジョン」で掲げた理念の実現に向け、県民一人ひとりに、スポーツ・文化を含めた教育への関心や参加意識を高めていただくことで、協働・連携によるかながわの人づくり・自分づくりを進め、かながわの教育をより一層推進する契機とするため、教育に関する取組みを集中的に開催する期間。10月1日から文化の日（11月3日）までの34日間。平成28年4月に設定。

	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育ビジョンの進捗状況をもとに、今後の人づくりの方向性等を参加者と議論する「かながわ人づくりコラボ 2020」を11月に開催する予定であったが、中止した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた社会状況における「かながわ人づくりコラボ」を始めとした各種イベントの実施方法の検討が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新しい生活様式」を踏まえ、県民の安全・安心を前提に、理解と関心を高めるような「かながわ教育月間」やオンラインを活用した参加しやすい「かながわ人づくりコラボ」の企画を検討していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 「生涯学習社会における人づくり」について、「学び」の段階的な発展として表現や実践があると思うので、「学習」の意味を広義に捉え、担い手育成など実践的な活動に有機的につながっていくようなしくみが必要であると感じる。
- 社会教育施設等の充実は図られている。また、防災や人権などの教育課題は高校の「探究の時間」と関連付けることによってより高い成果につながり、そのために地域と連携することによって地域にも影響を及ぼすという相乗効果が得られる。

【中柱1-①について】

- 「価値を創造する図書館」というフレーズには共感する。実効的になるためには、施設の機能を複合用途化させることで本を通じて学んだことが次に活かせるようなしくみをもった施設であることを期待する。
- 生涯学習関連施設の整備は順調に進んでいる。コロナ禍においては利用者数の減少はやむを得ず、またインターネットやWebコンテンツの利用の推進によって一定の成果が得られたと評価できる。今後、コロナ禍にかかわらず、遠隔型サービスを拡充していくことが課題になる。その場合、これらサービスを利用できない県民も視野に入れる必要がある。

【中柱1-②について】

- これまでもDIGは一定の成果を上げていたので、課題に記されているように今後も継続するとともに実施校を更に増やしていくことが望まれる。

【中柱1-③について】

- 人権教育は身近な生活を通して進める必要があることから、学校と地域の連携による取組みが効果的になる。そうすれば、生徒のみならず、地域住民等に対しても教育的影響を与えることができる。学校・地域連携による人権教育の在り方の検討を期待したい。

【中柱1-④について】

- 高校生が小学生等に読み聞かせを行うなどの工夫の検討も重要だと考えられる。

【中柱2-①について】

- 政治的又は経済的なりテラシーの獲得には、まずは自分が社会の一員であることの認識と、その中で生きていく過程においては様々な選択の連続であることを理解する必要がある。子どもにとってはハードルが高い課題だが、政治や経済のしくみを理解することに加えて、「基盤」となるのは、しくみを理解した上で更に自分で物事を判断するための立ち位置や価値観を獲得することであると感じる。

II 共生社会づくりにかかわる人づくり

1 豊かな心を育む教育の充実と、不登校、いじめ・暴力行為への対応の強化

① いのちの尊重に関する教育の推進

取組み1 「いのちの授業 ¹ 」の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ かけがえのない「いのち」や、人への思いやりなどを大切に感じる心を育むため、県内すべての学校で「いのちの授業」を実施した。 ・ 学校における「いのちの授業」の更なる充実を図るため、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」（平成30年度改訂）を活用した教員研修や、実践事例の収集、ホームページ掲載等を実施した。 ・ 家庭・地域向けハンドブック概要版リーフレット（平成30年度発行）を増刷し、県PTA協議会等の関係機関・団体と連携し広く配付するなど、家庭や地域における「いのちの授業」を推進した。 ・ 第8回「いのちの授業」大賞の児童・生徒作文の募集において、引き続き「ともに生きる社会かながわ憲章賞」を設けた。いのちの大切さや憲章の理念等について考え、記述した作文9,230編（前年度比+993編）の応募があった。 ・ 第8回「いのちの授業」大賞表彰式については、「共生社会実現フォーラム」と合同開催とし、実践内容の紹介と作文朗読をオンラインで配信した。あわせて、受賞作品の文集を作成、配付した。 ・ 高校生向けの教材「かながわ『いのちの授業』ワーク集」を、各学校で授業やホームルーム活動、行事での講話等で活用することを通して「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解促進に努めた。 ・ 校長講話等を通して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について伝えるなど、児童・生徒が憲章に触れる機会を実施した。 ・ コロナ禍においても、学校・家庭・地域で「いのちの授業」が実践されるよう、令和2年度「いのちの授業」大賞がめざすものとして「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現、いじめ・偏見・差別等の防止、「新しい生活様式の確立」を大きな柱とした。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒がいじめ問題について考え、議論するような「いのちの授業」について、取組事例等を更に普及していくことが課題である。 ・ 個々の授業実践に加え、学校全体で子どもの発達の段階に応じたより効果的な取組みを研究し、その成果を全県に普及していくことが課題である。 ・ 「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の更なる活用や取組みの普及、及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の理解が更に深まるように工夫することが課題である。 ・ 「いのちの授業」について、家庭や地域に、より一層周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちがいじめについて考える「いのちの授業」について、指導資料を活用した教員研修を実施する等、普及を図っていく。 ・ 市町村教育委員会と連携し、新たに小・中学校合わせて4校を「いのちの授業実践研究校」に位置付け、学校全体で「いのち」を大切にすることを育む取組みを推進していく。

¹ いのちの授業

子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ・暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる問題が生じている中、他者への思いやりや自分を大切にすることを育み、かながわを担う人づくりを進めるため、学校の授業や行事、地域での活動など、様々な場面で「いのちの大切さ」や「他人へのおもいやり」などを伝え、共に学びあう取組み。県内すべての学校（幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・中等教育学校・義務教育学校・高校・特別支援学校）で実施。

	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ『いのちの授業』ワーク集」の各学校での活用事例を共有し、各学校における「いのちの授業」を通じた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理解促進を図っていく。 家庭・地域における「いのちの授業」の実践事例の県ホームページでの紹介や、ハンドブック概要版リーフレットの活用、「いのちの授業」大賞表彰式の開催等により、家庭や地域への一層の周知を図っていく。
--	---

【令和2年度「いのちの授業」の事例数及び具体例】

校種	事例数	具体例
幼稚園及び認定こども園	91	<ul style="list-style-type: none"> クラスでのカニ釣り体験を通して、一人の子どもの、カニを食べてしまうことが「かわいそう。」との発言をきっかけに、カニの「いのち」について皆で考えた。話し合いの結果、カニを食べることになったが、「ありがとう。」「おいしく食べます。」と子どもたちがカニに話しかける姿が見られるなど、「いのち」の大切さを知り、その尊さを実感する学びにつながった。
小学校	856	<ul style="list-style-type: none"> 目隠しをした友だちを誘導する体験を通して、視覚障がいのある方の苦労を実感するとともに、声を掛けることやコミュニケーションをとることの大切さを学んだ。また、講演、劇、手話体験等を通して聴覚障がいのある方を始め、障がいのある方の生き方やともに生きる社会の実現について考えるきっかけとなった。
中学校	426	<ul style="list-style-type: none"> 道徳科の様々な資料を読み、「いのち」には限りがあることを自覚した上で自らの生き方を見つめ直し、どのように生きるかを考えぬいた主人公の姿を見出した。主人公の生き方について、考え、話し合うことを通して、限りある「いのち」を大切に、生きることの喜びを見いだそうとすることの大切さを学んだ。
高等学校及び中等教育学校	150	<ul style="list-style-type: none"> 学校で飼育している牛と豚の分娩に合わせ、分娩管理実習を実施した。家畜は人間の介助なしに分娩、哺乳することが難しいことや適切な飼育管理の重要性について理解した。生徒たちは、真剣な眼差しで分娩を見守り、それぞれが「いのち」への思いを深めた。
特別支援学校	66	<ul style="list-style-type: none"> 自己肯定感を高め、思いやりの気持ち、コミュニケーション能力を育む学習の導入として、「いのち」の尊さについての授業を行った。生命誕生までの映像を見ること、教員から自分の子どもに対する思いを聞くこと、赤ちゃん人形を使って育児の疑似体験をすることなどを通して、生徒たちは思いやりの気持ちや、「いのち」の尊さについて学んだ。
計	1,589	

② いじめ・暴力行為などを防止するための普及啓発の推進

取組み1 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議²⁾」を中心とした取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「魅力ある学校づくり調査研究事業³⁾」を横須賀市教育委員会に令和元年度に引き続き委託した。研究指定校での取組みを全県に周知した。

² かながわ元気な学校ネットワーク推進会議

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などの問題を防止し、県内のすべての学校や地域に子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組みを推進するために設置した会議。推進会議は3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）の推進に対して提言・指導・助言を行う。

³ 魅力ある学校づくり調査研究事業

新たな不登校を生まないために、学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒一人ひとりに活躍の場や役割を用意したり、「分かる授業」を工夫したりするなど、すべての児童・生徒が存在感を得られる「居場所づくり」や、豊かな人間関係づくりを後押しする「絆づくり」を図るなど、全教職員の共通認識のもと「魅力ある学校づくり」に取り組むことを目的とした国立教育政策研究所による委託事業。神奈川県は、令和元年度・2年度に委託を受けている。

	<ul style="list-style-type: none"> 学校での教育実践を県民に広く理解していただくため、新聞等を活用した広報活動を32回実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」について、会議の開催は中止し、3つのプロジェクト（魅力ある学校づくり、関係機関との連携推進、地域との協働）については、ガイドライン等による学校支援、教育相談体制の充実、子どもの居場所づくりやオンライン相談会等の取組みを行った。 毎年度、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE) ウェーブ」の一環として、5地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組みの発表等を行っているが、4地区で中止とした。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 「令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」において、公立小・中学校のいじめは、前年度認知した件数より3,080件多く、暴力行為は640件増加、不登校は1,554人増加していることが課題である。 各学校や地域において、魅力ある学校づくりについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会を確保することが課題である。 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会状況における「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」や地域フォーラムの実施方法の検討が課題である。 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みについて、より多くの事例を収集したうえで、全県に普及していくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えた上で、「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」の再開に向け検討するとともに、PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場が持たれるよう、地域フォーラムで児童・生徒・保護者・地域の方の対話を取り入れる等の取組みの実施の方法を検討していく。 社会全体に、いじめ・暴力行為等の問題行動は見逃さないという機運を醸成するとともに、地域全体で子どもたちの成長を支え、子どもの笑顔があふれる学校や地域づくりをめざし、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の一層の促進を図っていく。 「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みを拡大し、事例を更に収集するとともに、その取組みの成果を全県に普及していく。
取組み2 小・中学校の「道徳の時間」の取組み	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 道徳科授業の充実・改善のため、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）を対象に教員研修や研究授業・実践発表を実施した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> いじめ認知件数の増加を踏まえ、道徳科の授業等で、いじめの「傍観者」に着目するなど、児童・生徒自身が自分事として「いじめ問題」を考え、議論するような授業を展開していくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> 「いのちの授業」の中心テーマの一つに「いじめを考える」を設定し、道徳科の授業や教科書と併せて活用することに加え、特別活動等への取組みの広がりをねらいとして作成した指導資料を、教員研修等で活用していく。

③ 不登校、いじめなどに対する相談体制や支援の充実

取組み1 スクールカウンセラー⁴の配置・活用	
実 績 ・	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラーを、政令市を除くすべての公立中学校174校（中学校区⁵

⁴ スクールカウンセラー

臨床心理士や公認心理師等、児童・生徒の心の問題に対応するため、児童・生徒や保護者への相談・助言、教職員への助言等を行う職。

⁵ 中学校区

中学校の通学区であり、1つの中学校とその通学区内にある複数の小学校を総称するもの。

<p>成 果</p>	<p>の小学校にも対応) に配置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小・中学校ではスクールカウンセラーによる相談を54,485件(前年度比-3,549件)実施した。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを前年度より4名増員し、88名を拠点校に配置した。 ・ スクールカウンセラー等の資質向上のため、教育局にスクールカウンセラースーパーバイザー⁶(1名)を、横須賀市と4教育事務所にスクールカウンセラーアドバイザー⁷(5名)を配置した。 ・ 県立高等学校及び県立中等教育学校ではスクールカウンセラーによる相談を18,921件(前年度比+570件)実施した。 ・ スクールカウンセラーが相談活動の中で、いじめを行っていた児童・生徒の抱える課題や背景等の要因を把握し、多面的な視点から粘り強く指導・支援を行った結果、いじめの状況が解消・好転した事例がみられた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍による児童・生徒の不安の高まりを踏まえ、学校の教育活動再開後1か月程度、スクールカウンセラーの勤務回数を増やし、相談・支援体制の充実を図った。
<p>課 題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ、偏見、差別等、児童・生徒の不安やストレスが高まることから、学校における教育相談体制の更なる充実が課題である。 ・ 個別のカウンセリングに加え、問題行動や不登校等の未然防止に向け、スクールカウンセラーの知見を更に有効活用していくこと、特に派遣回数の少ない小学校での有効活用が課題である。 ・ 緊急対応への適切な支援や、虐待・貧困等への効果的な関わり方等について、すべてのスクールカウンセラーの更なる資質向上を図ることが課題である。
<p>今 後 の 対 応 方 向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度は、スクールカウンセラーの勤務回数について年間5回増やし、40回とするとともに、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラーを前年度より4名増員し、92名とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。あわせて、スクールカウンセラーからの聴き取り等により、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集・分析し、会議・研修等で共有することで、児童・生徒への支援を充実していく。 ・ 問題行動や不登校等の未然防止に資するソーシャルスキル・トレーニング⁸やアンガーマネジメント⁹等について、スクールカウンセラーによる児童・生徒への啓発や小学校教員への講習等を推進していく。 ・ スクールカウンセラーの更なる資質向上を図るため、「スクールカウンセラー業務ガイドライン」を活用した研修や、スクールカウンセラースーパーバイザーやスクールカウンセラーアドバイザー等の巡回相談等を引き続き実施するとともに、スクールカウンセラー連絡協議会等において緊急対応に特化した内容の研修を実施していく。

6 スクールカウンセラースーパーバイザー

スクールカウンセラーに対する指導・助言や、学校で重篤な事案が発生した場合の児童・生徒へのカウンセリング及び教職員へのコンサルテーションなどを行う職。

7 スクールカウンセラーアドバイザー

特に経験豊富なスクールカウンセラーが担い、スクールカウンセラーに対する指導・助言や重大な事案又は緊急に対応する必要がある事案が発生した学校等に対する助言などを行う職。

8 ソーシャルスキル・トレーニング

対人関係や社会生活を営むための基本的な技能をトレーニングにより、育てる方法。

9 アンガーマネジメント

怒りの感情と上手に付き合うための心理教育、心理トレーニング。

取組み2 スクールソーシャルワーカー ¹⁰ の配置・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーを、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に前年度より2名増員し46名を配置した。また、県立高校には平成30年度から30名を拠点校に配置した。 ・ スクールソーシャルワーカーの資質向上のため、教育局にスクールソーシャルワーカースーパーバイザー¹¹（2名）を配置した。 ・ 公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では、スクールソーシャルワーカーの配置増により、更に学校と関係機関との連携が進み、様々な悩みを抱える児童・生徒に適切な支援を提供することができた。 ・ 県立学校では、配置したスクールソーシャルワーカーが、本人及び保護者との面談や関係機関との連携等により、1,523件（前年度比+4件）に対応した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待など家庭内の問題がこれまでより多く発生することが懸念されたことから、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）では学校の教育活動再開後1か月程度、スクールソーシャルワーカーの勤務回数を増やし、相談・支援体制の充実を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症に係るいじめ、偏見、差別等、児童・生徒の不安やストレスが高まること懸念されることから、学校における教育相談体制の更なる充実が課題である。 ・ 外国につながるのある児童・生徒について、習慣や制度の違いなどによる家庭生活上の問題が、児童・生徒の学校生活にも影響しているといった現状に対し、スクールソーシャルワーカーによる家庭生活への支援の充実が課題である。 ・ 外国につながるのある児童・生徒への支援、発達課題を抱えた児童・生徒への支援、ヤングケアラー¹²への支援や児童虐待の防止等、多様なニーズに対応するため、引き続きスクールソーシャルワーカーの配置拡充や効果的な配置の検討を行うことが課題である。 ・ スクールソーシャルワーカーとの協働による効果的な校内支援体制の構築や、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度、公立小・中学校（政令市・中核市を除く）ではスクールソーシャルワーカーの人数を2名増員し、48名の配置とする。また、勤務回数については年間5回増やし、40回とし、コロナ禍における各学校の教育相談体制の充実を図っていく。さらに、スクールソーシャルワーカーからの聴き取り等により、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集・分析し、会議・研修等で共有することで、児童・生徒への指導・支援のための教育相談体制を充実していく。 ・ スクールソーシャルワーカーを重点的に配置した県央地区における、外国につながるのある児童・生徒へのスクールソーシャルワーカーの効果的な支援について事例収集し、取りまとめて他地区に普及していく。 ・ 県スクールソーシャルワーカーと市町村スクールソーシャルワーカーの連携・協働による支援システム構築に向け、教育事務所ごとに管内市町村教育委員会との検討組織を設置していく。また、県スクールソーシャルワーカーの配置活用計画を再検討していく。

¹⁰ **スクールソーシャルワーカー**

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う職。

¹¹ **スクールソーシャルワーカースーパーバイザー**

スクールソーシャルワーカーに対する指導・助言、スクールソーシャルワーカーの活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討及び県教育委員会が行う研修会及び連絡協議会での指導・助言などを行う職。

¹² **ヤングケアラー**

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られないと思われる子ども。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーを活用した効果的な校内支援体制を構築していくため、教職員への研修等を引き続き実施していく。また、スクールソーシャルワーカーの更なる資質向上を図るため、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの巡回やスクールソーシャルワーカー連絡協議会等において事例研究を行っていく。
<p>取組み3 不登校の児童・生徒への支援</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、フリースクール等と学校教育関係機関による「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催で、児童・生徒、保護者等を対象にした不登校相談会・進路情報説明会を7回開催し、延べ769名が来場した。 ・ NPO法人と協働して、不登校の考え方や、不登校の児童・生徒が地域で学ぶしくみなどを広く紹介するホームページを作成した。 ・ 各市町村教育委員会（政令市を除く）で不登校の児童・生徒への支援を行う教育支援センター¹³専任の教員を対象とした連絡協議会を開催し、教育支援センターの役割や機能の重要性について確認した。 ・ 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」を2回開催した。 ・ 「教育委員会とフリースクール等による不登校相談会」を実施し、19件の相談に対応した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍において児童・生徒の不安やストレスが高まることが懸念されることから、学校における教育相談体制の充実が課題である。 ・ 不登校の未然防止に資するためには、各学校等において、「魅力ある学校づくり」等の根源的なテーマについて、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、語り合っていく機会の確保が課題である。 ・ 「不登校というだけで問題行動と捉えない」などの見方や考え方、学校外での学びの重要性などを広く周知・啓発していくことが課題である。あわせて、学校では、フリースクール等での活動を多様な学びの一つとして認め、積極的に指導要録上の「出席扱い」としていくことへの理解・普及が課題である。 ・ 不登校支援について、医療、福祉等の専門機関とのネットワークの充実が必要であるため、市町村の教育支援センターが地域での中核機能を有するようになっていくことが課題である。 ・ 不登校の児童・生徒の教育機会の確保、学習意欲の維持・向上等のための方策の一つとして教室での授業のリアルタイム配信など、ICT等を活用した学習支援の実施や成果の周知等が課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度はスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを増員するとともに勤務回数について年間35回から5回増やし、各学校の教育相談体制の充実を図っていく。あわせて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーからの聴き取り等により、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集し、会議・研修等で共有することで、児童・生徒への指導・支援を充実していく。 ・ 県PTA協議会等との連携等により、各学校・地域において、魅力ある学校づくりに向けた様々な対話の場がもたれるよう指導主事等を派遣していく。あわせて、国立教育政策研究所及び横須賀市教育委員会と連携して「魅力ある学校づくり調査研究事業」の取組みを進め、事例を更に収集するとともに、その取組みの成果を全県に普及していく。 ・ 不登校の児童・生徒への支援の在り方等を県民と共に考えていく契機とするため、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えた上で、実施方法を検討しな

¹³ 教育支援センター

不登校児童・生徒の社会的自立を目的として、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談・指導（学習指導を含む）を、在籍校と連携して組織的・計画的に行うために、市町村教育委員会が設置。

	<p>がら、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」主催のフォーラムを開催していく。また、不登校の児童・生徒のフリースクール等での活動を積極的に「出席扱い」と認めることの必要性や「支援シート」の有効な活用法を新たに盛り込んだ学校向けの啓発資料を、全県へ周知していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立保健福祉大学と連携し学校の教員を対象に実施してきた「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」（平成28年度～）に、市町村の教育支援センターに配置した専任の教員が新たに受講していく。（令和3年度2～5名派遣予定）。また、新たに作成した教育支援センター向けの「手引き」を、各市町村教育委員会に周知するとともに、研修等で活用していく。 ・ 不登校の児童・生徒への支援の充実を図るための、県内外における、ICT等の効果的な活用についての情報を収集し、市町村教育委員会や各小・中学校と共有していく。 ・ 不登校の高校生等に対する教育相談の新たな形として、県立総合教育センター内に学習支援を含めた支援を行う高校生版「教育支援センター」としての「K-room」を設置し、社会的自立を促す取組みを進めていく。
<p>取組み4 中学校夜間学級¹⁴の設置の検討</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び全市町村教育委員会の主管課長で構成する「中学校夜間学級等連絡協議会」を3回開催した。また、複数の市町村から生徒を受入れる広域的なしくみづくり等に関する協議を行う「中学校夜間学級設置準備協議会」を6回開催した。 ・ 相模原市が、令和4年4月に広域的なしくみをもつ中学校夜間学級の開設をめざすことを決定した。 ・ 相模原市域外からも生徒が通える広域的なしくみの構築に向け、相模原市域外の県内市町村（すでに「中学校夜間学級」を設置している横浜市、川崎市を除く）からこの「中学校夜間学級」に入学を希望する方について、現時点でのおおよその人数等を把握することを目的として「夜間中学アンケート」を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年4月に開設される相模原市立の中学校夜間学級について、相模原市域外の市町村からの生徒を受け入れていくため、県及び関係市町村間で効果的な役割分担を検討し、より円滑に運営していくことが課題である。 ・ 中学校夜間学級以外の学び直しの場の確保について、その必要性を市町村教育委員会と共通認識し、具現化に向け検討を進めることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係市町村教育委員会と共に「中学校夜間学級設置準備委員会」において、経費の応分負担や事務分担等について協議を行う。あわせて、相模原市の意向を踏まえ、相模原市に対し、施設の活用や教員の配置等での支援を行っていく。 ・ 学び直しの機会を希望する方への教育機会の提供について、各市町村教育委員会が対応する際の検討の場を設けていく。また、市町村教育委員会に他県等の学び直しの場の事例を提供していく。
<p>取組み5 「学校緊急支援チーム¹⁵」の派遣</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒及び教職員の死亡事案や不祥事など重大な事案が発生した際に、学校の対応を支援し、児童・生徒及び教職員の心のケアに当たるため、県教育委員会の指導主事や臨床心理士等による「学校緊急支援チーム」を19回派遣し、全校集会等における心理教育や個別の生徒のカウンセリングを実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校緊急支援チーム構成員の更なるスキルアップを図ることが課題である。 ・ 緊急時に対応可能な臨床心理士を速やかに確保することが課題である。

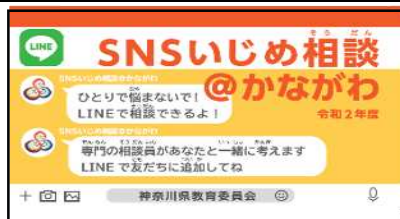
14 中学校夜間学級

様々な事情により中学校を卒業していない方々を対象に、中学校卒業資格を取得することを目的に義務教育の機会を提供するもの。夜間中学校ともいう。

15 学校緊急支援チーム

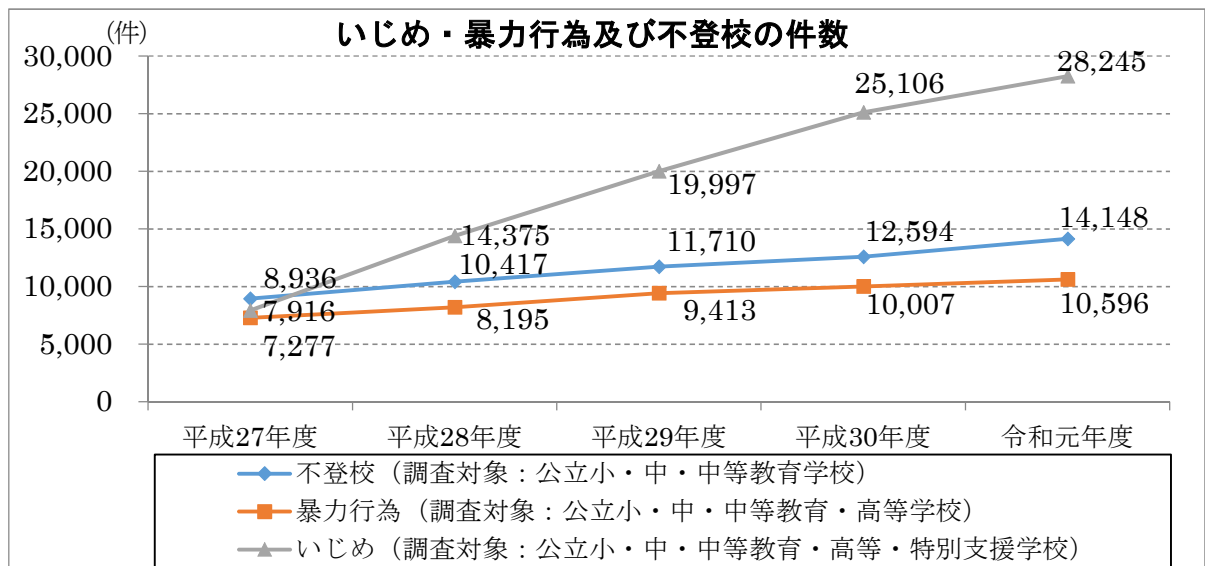
児童・生徒の事故などの重大な事案が発生した場合に、学校への指導・助言や、児童・生徒・保護者などに対する心のケアなどの支援を行うチーム。

<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラースーパーバイザーによる研修や、「学校緊急支援チーム連絡協議会」の開催、事例検討等を行うことにより、学校緊急支援チーム構成員のスキルアップを図っていく。 ・ 事案発生後、速やかに臨床心理士の派遣依頼ができるよう、臨床心理士との円滑な連絡・調整に努めていく。
<p>取組み6 「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」の実施</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度までに研修を受講した教育相談コーディネーターが、各学校において教育相談体制の充実に向けた取組みを実施した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内教育相談体制をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる教育相談コーディネーター等が、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関等と効果的に連携して児童・生徒を支援できるようにするため、県立保健福祉大学と連携し、ソーシャルワークに関して一定の知識やスキルの習得を行う「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を実施する予定であったが、中止した。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、福祉等の専門機関とのネットワークをより充実させていくため、地域の不登校支援の中核となる教育支援センター専任の教員の、ソーシャルワークのスキルをより高めていくことが課題である。 ・ 研修を受講した教育相談コーディネーターによる、校内の教育相談体制の更なる充実及びスクールソーシャルワーカーとの協働による学校間の情報共有体制の構築が課題である。 ・ 研修については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断することとし、実施できなかった場合における、ソーシャルワークのスキルをより高めていくための取組みを検討していくことが課題である。
<p>今後の対応方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会（政令市を除く）と連携し、研修の受講対象に教育支援センター専任の教員を加えるとともに、県立保健福祉大学と連携して研修内容の充実を図っていくことで、教育相談コーディネーター等のソーシャルワークのスキルを高め、より効果的に児童・生徒の支援ができるようにしていく。 ・ 地区内の教育相談コーディネーターとスクールソーシャルワーカーが連携して、教育相談コーディネーター会議等の内容の充実を図ることで、校内支援体制を確立できるようにしていく。 ・ 新型コロナウイルス感染症が収束しない状況における研修について、オンラインの活用や資料送付による実施方法を検討していく。
<p>取組み7 教育相談事業の実施</p>	
<p>実績・成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内すべての中高生約44万人を対象に、無料通信アプリ「LINE」を活用した「SNSいじめ相談@かながわ」を令和2年5月11日から令和3年3月19日までの間で計144日実施した。（受付時間は18時から21時まで。月水金の週3日。ただし、長期休業明けには相談を毎日受ける期間を設定。） ・ 2,547件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談は役に立った」「また相談したい」とする肯定的な評価が約9割であった。 ・ 不登校やいじめといった学校生活に関する悩みや困り、子育てや養育といった家庭生活に関する悩みや困り等に対応するため、児童・生徒及び保護者等を対象に、県立総合教育センターへの来所相談、専用の電話回線による電話相談、電子メールによる相談を実施した。 ・ 県立総合教育センターへの来所相談は3,440件（昨年度比－1,638件）に、電話相談は5,415件（昨年度比－1,509件）に、電子メールによる相談は111件（昨年

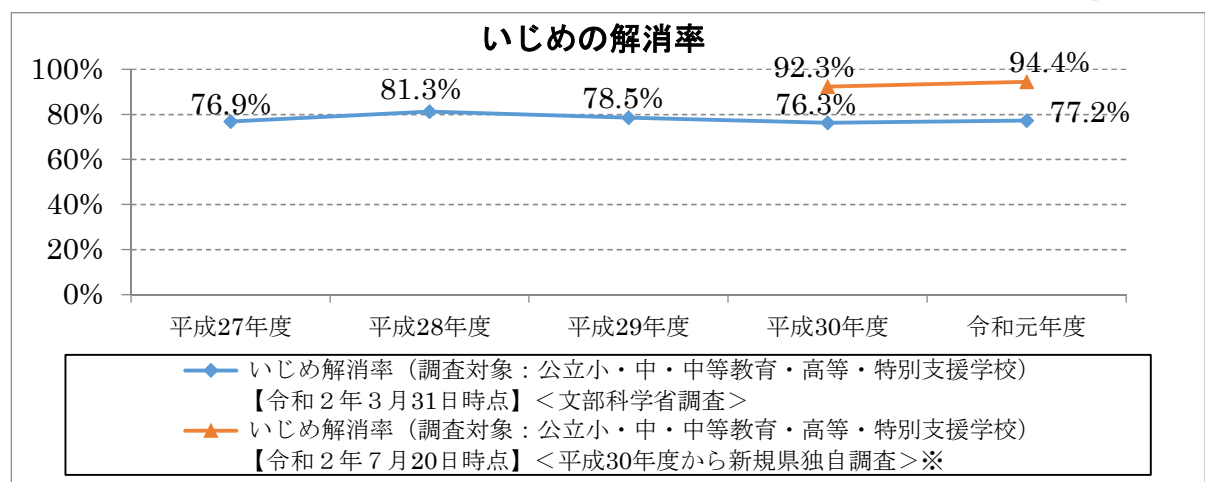


相談カード（表面）

	度比+26件) に対応した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の命に関わる相談に対しては、緊急性を要することから、特に相談員の高い専門性が求められるため、適切な対応ができるスキルをより高めていくことが課題である。 ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、児童・生徒を取り巻く環境に変化が生じているため、様々な相談に柔軟かつ的確に対応していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の命に関わる緊急性を要する相談に対して適切に対応していくため、より専門性を高める研修等を通して相談員のスキル向上を図っていく。 ・ 児童・生徒のニーズを的確に把握し、支援策の検討や適切な情報提供、積極的な関係機関との連携・協働を図っていく。
取組み8 いじめ防止の研修の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策推進法及び神奈川県いじめ防止基本方針に対する教職員等の理解を深めるため、生徒指導担当者会議で情報提供を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各県立学校において、いじめに対する教職員の共通理解及びいじめに対する組織的な対応について、更に推進していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議においていじめに関する情報提供を行うとともに、各学校におけるいじめ防止の研修の充実を図ることにより、いじめに対する教員の理解を深め、各学校でいじめの早期発見、組織的な対応ができるようにしていく。



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より作成



文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び、神奈川県「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」より作成

※当該年度内に認知したすべてのいじめについて、各学校が、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守り続ける必要があるため、「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」では、平成30年度分の調査から、当該年度内に認知したいじめの翌年度の7月時点における解消率を調査項目として新たに加えた。

2 インクルーシブ教育の推進

① 多様な学びの場のしくみづくり

取組み1 インクルーシブ教育実践推進校 ¹⁶ の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が高校を卒業した後に社会で活躍するために、インクルーシブ教育実践推進校14校で、キャリア教育（パイロット校では3学年合わせて12～13単位、そのほかの11校では1学年で3、4単位）を実施した。生徒が将来の進路を具体的に考える機会となるとともに、パイロット校では3年生の進学や就職等に生かすことができた。（令和3年3月卒業生の進路先：大学等27.3%、職業訓練機関24.2%、就職30.3%、福祉サービス12.1%、その他6.1%）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新たにインクルーシブ教育実践推進校に指定した県立高校11校においても、すべての生徒が共に学ぶために、だれにでも分かりやすい授業づくりや、ティーム・ティーチング等の多様な形態の指導・支援等の実践を進めていけるよう、より良い指導方法等の情報共有が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 新たに指定した11校で、引き続き、施設整備等を行うとともに、14校で構成するインクルーシブ教育実践推進校連絡協議会で、指導方法等についての各学校の研究・実践による取組みの成果の共有を図っていく。
取組み2 「みんなの教室 ¹⁷ 」の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 小学校から高校までの連続したインクルーシブ教育の推進を図るため、教育相談コーディネーターである教員の授業の負担を軽減する後補充非常勤講師を公立小学校（政令市を除く）に新たに配置し、コーディネーターを中心とする校内支援体制を整備した。（15市町の15校から30市町村の30校に拡大し、政令市を除くすべての市町村で事業を実施した。）
課題	<ul style="list-style-type: none"> 政令市を除くすべての市町村の指定校（各市町村に1校）の取組みの成果を市町村内の各学校に普及し、インクルーシブ教育の更なる推進を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 指定校の配置を維持するとともに、各市町村における指定校をモデルとした取組みの方向性を踏まえて、連携して「みんなの教室」モデル事業の取組みの成果と理念の共有を図っていく。
取組み3 インクルーシブ教育の理解啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育実践推進校において、志願を検討している中学3年生に対する学校説明会等の開催とともに、中学1・2年生の生徒・保護者に対する説明会を開催し、インクルーシブ教育の理解を図った。 【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】 インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、「みんなで作るインクルーシブな学校」をテーマに、市町村教育委員会の取組み、実践推進校での取組みの報告やパネルディスカッションを市共催で2回、県主催で1回実施する予定だったが、中止した。 代替手段として、インクルーシブ教育の推進の趣旨を県民に十分に理解していただくため、「今だからこそ考えたい、インクルーシブ教育の推進」をテーマに有識者へのインタビューを行い、県ホームページに内容を掲載した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> インクルーシブ教育の推進の取組みが地域に定着していくように、市町村教育委員会や住民が主体となって議論できるフォーラムを開催することが課題である。

¹⁶ インクルーシブ教育実践推進校

県立高校改革実施計画の中で、知的障がいのある生徒の高校教育を受ける機会を拡大するため、平成28年度にインクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した県立高校3校で、すべての生徒が同じ場で共に学び共に育つ取組みを実践している。令和元年度には、新たに県立高校11校を指定し、合わせて14校となった。

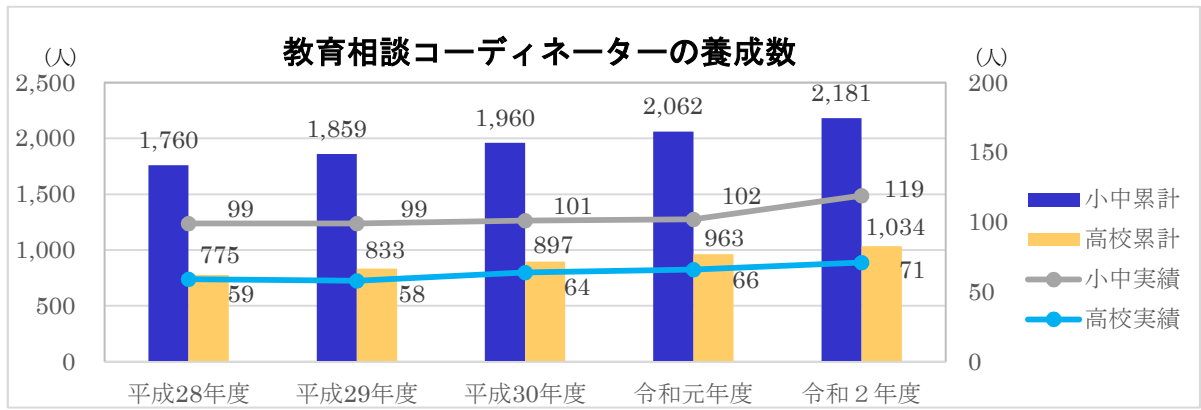
¹⁷ みんなの教室

公立小・中学校（政令市を除く）において、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができるしくみのこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施できない場合には、インクルーシブ教育の推進の取組みが更に地域に定着するよう働きかける方策を検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村教育委員会や住民が主体となって、インクルーシブ教育の推進に係る取組みへの理解促進や、共生社会の実現をめざした議論ができるようフォーラムの内容を工夫していく。ただし、実施の可否については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて判断することとし、実施できない場合は、代替となる方法を工夫しながら、理解・啓発に取り組んでいく。
取組み4 県立高校の通級指導¹⁸ 導入校の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいによる学習上、生活上の困難の克服のため、県立高校4校で通級による指導（自校通級）を実施し、対象生徒の学習上、生活上の困難の把握、個別の指導計画の作成により、生徒一人ひとりに寄り添った指導を行った。（対象生徒数18人[令和2年9月1日時点]） ・ 県立横浜修悠館高校で県立高校等に在籍する生徒を対象とする他校通級指導を開始した。（対象生徒数2人[令和2年10月1日時点]） ・ 県立総合教育センターにおいて「通級指導教室新担当教員研修講座」を実施し、校内支援体制の構築及び指導方法についての工夫・改善を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通級による指導以外でも、生徒がより一層安心かつ集中して授業に臨めるよう指導していくことに課題がある。 ・ 引き続き、通級指導導入校以外の生徒に対しても機会を広げられるよう、各学校に取組みを周知していくことに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通級による指導以外でも生徒が安心して学校生活を送れるよう、各学校において、引き続き、人権教育等の視点を含めた校内支援体制の構築及び指導方法を工夫・改善していく。 ・ 県立横浜修悠館高校で実施している他校通級について、ほかの県立高校等への周知に努めていく。
取組み5 教育相談コーディネーターの養成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が抱える諸問題への適切な支援と校内教育相談体制をめざし、学校内外の人的・物的資源をコーディネートできる人材の養成を図るため、「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施した。 ・ なお、研修講座の定員を小・中学校の研修は29人、県立高等学校・中等教育学校の研修は38人増員し、190人（公立小・中学校（政令市・中核市を除く）、県立高等学校及び県立中等教育学校の教員）が受講した。 ・ 講義「不登校の理解と支援」や実践報告「通級指導導入校の実際」等を実施し、受講者アンケートの自己評価の平均点は3.4（4点満点）となり、教育相談コーディネーターの役割の理解、実践への知識が習得できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの教育的ニーズについて共通理解を図り、メンバー全員でそれぞれの専門性を生かしながら具体的な支援策を出し合い、校内や家庭で児童・生徒の支援ができるような話し合いにするため、ケース会議演習を行っているが、ケースの解決に重点が置かれてしまい、ねらいを達成できないことがあることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も学校のニーズの高い「教育相談コーディネーター養成研修講座」を実施していく。 ・ 受講者やケース会議演習に参加するスタッフに、ねらいを確認の上、ケース会議演習を実施していく。

¹⁸ 通級指導

障がいのある生徒（自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害を主たる障がいとする生徒）に対して、大部分の授業を在籍学級で行いながら、一部、特別の教育課程を編成し、障がいに応じた特別の指導を行うこと。



② 専門的な指導や支援の充実

取組み1 特別支援学校生徒の就労支援

実績・成果

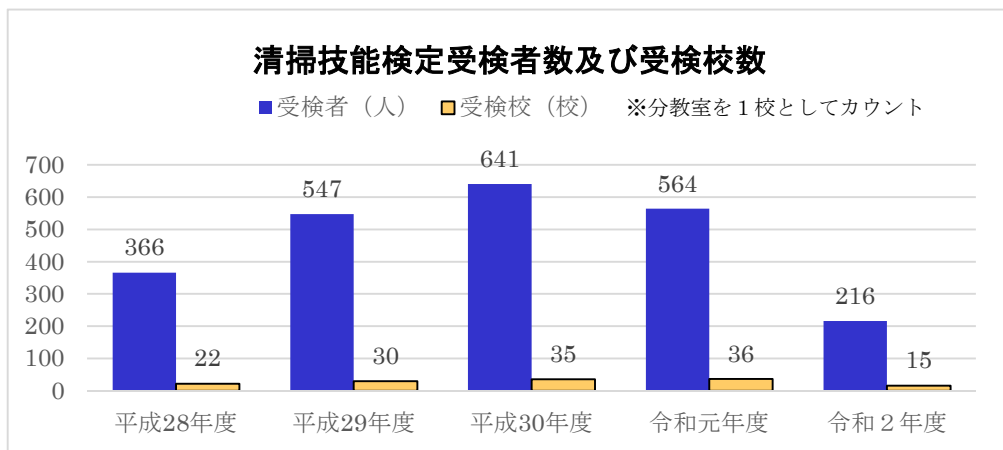
- ・ 社会自立支援員を活用し、実習先等の開拓、卒業生等へのアフターフォローなど生徒等のニーズに合わせて支援を行った。
- ・ 社会自立支援員を活用し、生徒の実習先及び就労先協力企業として、183事業所を新規開拓した。
- ・ 社会自立支援員連絡会議において、新規実習協力事業所についての情報を入力するデータベースを作成し、そのデータ一覧を定期的に全県立特別支援学校で共有した。
- ・ 障がい者雇用や現場実習などを検討している企業等の参考となる情報を、県ホームページ上に掲載した。



清掃技能検定の様子

【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】

- ・ 8月に各学校から参加者を集めて実施予定だった清掃技能検定は中止したが、2月の清掃技能検定は15校が自校で実施し、延べ216名の生徒が受検した。(タオル57名、自在ぼうき80名、モップ20名、スクイジー4名、ダスタークロス45名、真空掃除機4名、総合種目6名)



課題

- ・ 新規実習協力事業所のデータベースの共有を試行したが、効果的な活用方法を検討することが課題である。
- ・ 県ホームページに掲載した参考情報について、更に多くの企業等に活用してもらえよう、より効果的な内容にしていくことが課題である。
- ・ 清掃技能検定事業の取組みについて、障がい者理解の促進を踏まえ、実際の就労につなげられるような、企業等への周知を検討することが課題である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃技能検定を各学校で実施する場合、審査員数の確保に課題がある。 																		
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会自立支援員が開拓した、新規実習協力事業所のデータベースを効果的に活用するために、社会自立支援員連絡会議等で、各学校への効果的な周知の方法について検討し、実施していく。 ・ 県ホームページに掲載した参考情報について、企業や社会自立支援員等の意見を参考にしながら内容の改善を図っていく。 ・ 清掃技能検定を県立スポーツセンターで実施する際、企業等に視察を依頼し、県ホームページ等に掲載するなど、障がい者理解を促進していく。 ・ 清掃技能検定に係る審査員養成研修においては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で受講可能人数を増やし、検定の審査ができる教員の確保を図っていく。 																		
取組み2 県立特別支援学校における医療的ケアの充実																			
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアに従事する非常勤看護師を3名増員した。 ・ 公立小・中学校（政令市を除く）において、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、県立特別支援学校に配置した看護師を小・中学校に派遣し、当該市町村教育委員会が安全に医療的ケアを実施できる体制を整備するための支援を実施した。 ・ 医療的ケア連絡協議会等において、医療的ケアの共通の手引きや人工呼吸器療法ガイドラインの内容を確認した。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアの必要な児童・生徒等のうち、スクールバス乗車中にケアが必要となる児童・生徒等にとって、安全に乗車するための方策を検討することが課題である。 ・ 高度化・複雑化した医療的ケアに対応するため、看護師の確保に課題がある。 ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市町村教育委員会へ周知が不足していることが課題である。 																		
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に策定を予定している、「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）により、医療的ケアの充実に向けた施策の方向を示すとともに、課題に対する具体的な諸施策や計画を定め、取り組んでいく。 ・ 医療的ケアの必要な児童・生徒等の通学支援の方策等について、福祉や医療と連携し検討を進め、試行・検証等を実施していく。 ・ 高度化・複雑化した医療的ケアに対応するため、看護師の配置の考え方について検討していく。 ・ 公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業の取組事例について、市町村教育委員会へ周知を図っていく。 																		
	<p style="text-align: center;">県立特別支援学校に在籍する児童・生徒の医療的ケア数</p> <table border="1"> <caption>県立特別支援学校に在籍する児童・生徒の医療的ケア数</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ケア承認人数</th> <th>ケア延べ数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度</td> <td>238</td> <td>581</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>232</td> <td>573</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>237</td> <td>688</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>223</td> <td>712</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>232</td> <td>715</td> </tr> </tbody> </table>	年度	ケア承認人数	ケア延べ数	平成28年度	238	581	平成29年度	232	573	平成30年度	237	688	令和元年度	223	712	令和2年度	232	715
年度	ケア承認人数	ケア延べ数																	
平成28年度	238	581																	
平成29年度	232	573																	
平成30年度	237	688																	
令和元年度	223	712																	
令和2年度	232	715																	
取組み3 県立高校における障がいのある生徒に配慮した就労支援																			
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校では「キャリア教育実践プログラム」に基づき、生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組みを行った。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p>																		

	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の勤労観・職業観を育み、自己理解を進める取組みの一環として、関係機関と連携し、就労体験活動（インターンシップ）等を計画したが、中止した。 代替としてオンラインによる動画視聴や校内における指導を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 県庁インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断することとし、実施することとなった場合における、配慮が必要な生徒の就労体験活動を受け入れられる事業所等を充実させ、希望するすべての生徒が就労体験できるようにすることが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> 県庁インターンシップの受入れ依頼を行う際に、配慮が必要な生徒の積極的な受入れについて協力要請するなど、生徒の就労支援の充実を図っていくとともに、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況における代替の取組みも併せて検討していく。

3 「外国につながるのある児童・生徒」への指導・支援の充実

① 「外国につながるのある児童・生徒¹⁹」への更なる指導・支援の充実

取組み1 「外国につながるのある児童・生徒」への支援体制の充実	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する学校の国際教室に担当教員を加配し、政令市を除く公立小学校82校、中学校37校に配置した。 令和2年7月に、「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」を全面改訂し、学校に周知及び県ホームページに公開した。 国際教室担当者及び市町村教育委員会担当指導主事を対象に「連絡協議会」を開催し、研修や各学校の工夫例などの情報交換を実施した。 （公財）かながわ国際交流財団との共催で、県内NPO団体等と市町村教育委員会担当指導主事による「関係機関連絡会」を開催し、先進的な取組み等について情報共有や協議を実施した。 「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業として、NPO法人ABCジャパンと共に、不登校・学齢超過等の子どものためのフリースクール等の運営、大学進学ガイダンスの開催、及び多言語版小・中学校向け各種ガイドブックの作成・配布を行った。 国の補助事業を活用し、市町村教育委員会の取組みに対して、経費の一部を補助した。（厚木市、愛川町、藤沢市）
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある児童・生徒が増加する中、国際教室の担当教員配置の在り方や、日本語指導・母語通訳、特別の教育課程の効果的な実施策等について更なる検討が課題である。 外国につながるのある児童・生徒について、習慣や制度の違いなどによる家庭生活上の問題が、児童・生徒の学校生活にも影響しているといった現状に対し、スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援の充実が課題である。 外国籍の子どもの不就学問題について、引き続き全市町村教育委員会と共に課題及び対応の工夫を共有・検討していくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> 外国につながるのある児童・生徒への支援等について、各地区で中核となる国際教室担当教員を養成するための集中的な研修を、（公財）かながわ国際交流財団と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施方法を検討しながら実施していく。また、JICA横浜と連携し、市町村教育委員会や学校の取組みを実態把握し、より効果的な取組みについて情報共有を図っていく。 スクールソーシャルワーカーを重点的に配置した県央地区において、外国につながるのある児童・生徒へのスクールソーシャルワーカーの効果的な支援につい

¹⁹ 外国につながるのある児童・生徒

「日本国籍であっても母語が日本語でない児童・生徒」や「家族が外国にルーツを持つ児童・生徒」など、外国籍を持つ児童・生徒だけでなく、民族、文化など様々な背景を持った児童・生徒。

	<p>て事例収集し、取りまとめて他地区に普及していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の子どもの就学促進について、各市町村の取組みを一層充実するため、情報共有や協議を継続実施していく。
<p>取組み2 多文化教育コーディネーター²⁰ や学習支援員²¹ の派遣</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国につながるのある生徒に対応するため、NPO等と連携し多文化教育コーディネーター、サポーター及び学習支援員を外国につながるのある生徒が多く在籍する県立高校に派遣し、継続的な学習や学校生活を支援した。 ・ 「プレスクール」による入学前からの支援、「高校生活支援」による在学中の支援充実、「週末地域日本語・学習支援」による学校外における地域ぐるみの支援の3つの柱の実現に向けて、横浜北東・川崎地区の4校において、日本語指導員を配置し、入学前から卒業までのトータルな支援を開始した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校からの派遣回数増加や対象校の増加等の要望に対応できないこと、多文化教育コーディネーターの人材確保に課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象校の見直しを行い、対応が必要な学校の精査を行うとともに、学校における学習や学校生活の支援を継続して実施し、個別の支援を推進していく。
<p>取組み3 日本語を母語としない生徒の県立高校進学への支援</p>	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する県外・海外等からの志願者説明会及び各学校で行う学校説明会や入学予定者説明会において、通訳が必要な方に通訳者を派遣した。 ・ NPOとの協働により、多言語版（10か国語）の「公立高校入学のためのガイドブック」を作成した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、NPOとの協働により、県内6か所で開催している「高校進学ガイダンス」を、中止した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人数や言語の種類増加に対して、適切に対応していくことが課題である。 ・ 「進学ガイダンス」の中止に伴う代替措置として、NPOのホームページに高校進学に関する情報を多言語版（10か国語）で掲載したが、より多くの方に閲覧してもらえるよう周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係NPO等との連携を深め、通訳派遣や多言語版の「公立高校入学のためのガイドブック」の充実に努めていく。 ・ 日本語を母語としない生徒やその保護者のニーズに応える「高校進学ガイダンス」の実施方法や内容について検討を深めていく。 ・ ホームページを活用した多言語版の高校進学に関する情報発信と周知に努めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 自己の「いのち」はもちろん、他者の「いのち」、更に他の生物の「いのち」をも大切にすることを育むことは、教育の最も大切な使命である。この点、「ともに生きる社会 かながわ憲章」の理念を踏まえた、いのちの尊重に関する取組みが年々充実してきていることを評価する。しかし、公立小・中学校のいじめや暴力行為が、ここ数年増加を続けている等、取り組むべき課題も多い。

²⁰ 多文化教育コーディネーター

日本語を母語としない生徒が、学校生活を円滑に送ることができるよう、各学校と相談の上、適切なサポーターを選任。日本語学習の支援、職員研修会の実施、通訳派遣等の必要な支援をコーディネートする。

²¹ 学習支援員

日本語の理解が十分でない生徒が、円滑に学習に取り組むことができるよう、各学校と相談の上、必要な支援を行う。学習支援スタッフとしてかながわハイスクール人材バンクに登録された者で、かつ、外国につながるのある生徒の母語や文化について理解のある者。

【中柱1-①について】

- 「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」や「かながわ『いのちの授業』ワーク集」等、「いのちの授業」に関して充実した教材が作成されている。各学校で、有効に活用されることを期待する。特に、「かながわ『いのちの授業』ハンドブック」概要版リーフレットは、分かりやすくまとめられているので、多くの県民の目に触れるようにしたい。
- 「いのちの授業」大賞の作文は毎年増えており取組みの広がりを感じさせ評価できる。

【中柱1-②について】

- いじめ・暴力行為の根底には、「いのち」を大切にする心の欠如がある。「道徳の時間」や「特別活動」等を通して、「いのちの授業」の一層の充実を図ると同時に、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等を活用して、地域全体で子どもたちの成長を支援し、いじめ・暴力行為は絶対に許さないという雰囲気を醸成していくことが大切である。
「道徳の時間」が、児童・生徒の規範意識の醸成に果たす役割は非常に大きい。道徳観は、集団活動で実践されることで身に付き、社会で生かされるものである。したがって、集団活動や体験活動を通して人間形成を図る「特別活動」の時間が、規範意識を育む実践の場として有効に活用されることを期待する。
- コロナ禍の影響で社会全体に閉塞感や不安感が増している。地域全体で取り組む枠組みを更に充実してほしい。

【中柱1-③について】

- コロナ禍への対応やヤングケアラーへの支援等、児童・生徒が抱える問題は一層多様化してきている。相談体制の一層の充実が求められる。各学校においては、校内教育相談体制の中核として、教育相談コーディネーターが果たす役割は非常に大きい。新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて、取組み6の「ソーシャルワークの視点を持った教員の養成研修」を是非実施してほしい。
- 発生件数やいじめ解消率だけでみるとスクールカウンセラーの取組みにおける効果がうかがえない。例えば、カウンセラーによって、いじめの解消につながったなどの効果が分かる事例などがあつたほうが良い。

【中柱2-①について】

- インクルーシブ教育推進に対する積極的な取組みを評価するが、まだ基本的な内容についての県民の理解は低く、「インクルーシブ」という言葉さえ、県民に十分に浸透していない。インクルーシブ教育推進フォーラムを重ねることが必要である。インクルーシブ教育の理解啓発にあたっては、基本的な言葉や内容を丁寧に説明する等、県民にとって分かりやすいPR活動に力を入れる必要がある。
- インクルーシブ教育の普及には「みんなの教室」は重要で、低年齢からの取組みが必要である。各市町村の教育委員会に働き掛け、小学校での実践校を増やしてほしい。
- 通級指導の取組みは評価できる。課題にもあるが、対象生徒数を増やすことが必要である。

【中柱3-①について】

- 外国につながるのある児童・生徒の生活実態を把握した上で、多文化教育コーディネーターや学習支援員等と学校、家庭が連携して、円滑な学校生活を送れるようにしてほしい。かながわ国際交流財団やJICA横浜との連携は期待できる。

学びを通じた地域の教育力の向上

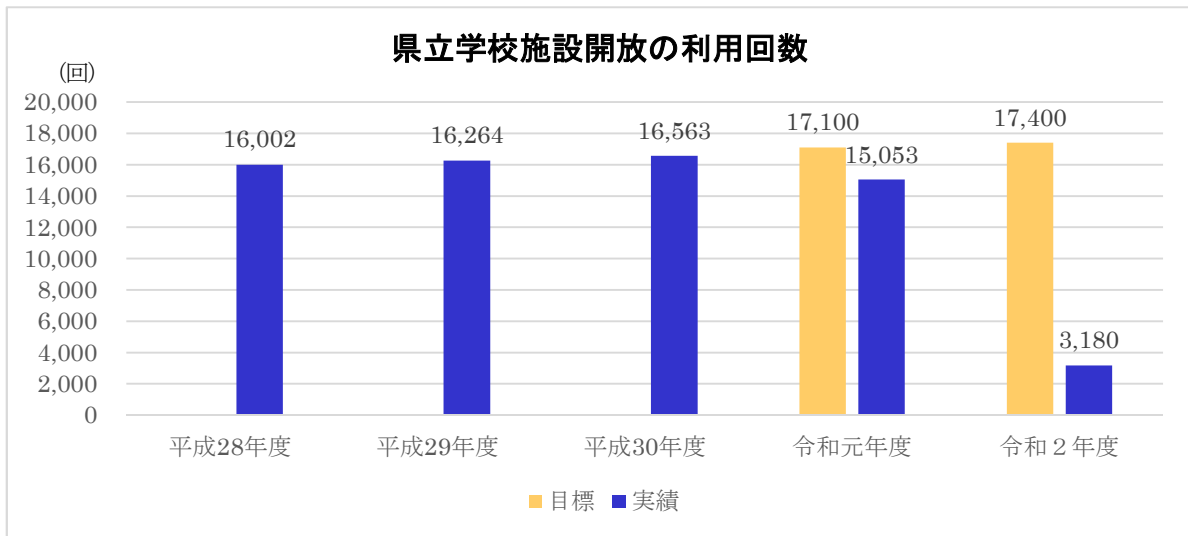
1 社会教育施設や学校等を活用した地域での学びの場づくりの推進

① 社会教育施設や学校等を活用した学びの場づくりの推進

取組み1 公開講座や施設開放の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校及び県立社会教育施設が、人材や特色を生かした公開講座を開講し、受講者アンケートを実施した結果、県立学校については受講者全員が「分かりやすかった」、県立社会教育施設については約9割の方が「満足」又は「やや満足」と回答しており、それぞれ高い評価を得た。 また、県民の幅広いニーズを把握できるよう、各学校における受講者アンケートの結果をすべての学校に送付した。 県民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に親しまれる学校づくりの促進を図るため、県立学校156校で体育館やグラウンド、特別教室等の施設を開放した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設開放については、年度開始から9月末まで、すべての県立学校で中止した。10月以降、再開可能な学校から順次再開したが、国の緊急事態宣言発令等を受け、令和3年1月8日から3月31日まで夜間の利用を中止した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の中で講座を実施する教職員に負担がより生じているため、負担軽減の手法を検討することが課題である。 地域住民の身近な活動の場として、県立学校施設開放事業の更なる活用を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座や施設開放については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断することとし、実施する場合には、公開講座は教職員の負担軽減につながるよう、補助講師の活用等について県立学校に積極的に周知していく。また、施設開放は、感染防止対策に万全を期した上で、開放施設の更なる拡充に向け、引き続き県立学校への働きかけを継続していく。
取組み2 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習情報システム「PLANETかながわ」の活用を促進するため、PRチラシやソーシャルメディアの活用、生涯学習指導者研修等で紹介することにより、認知度の向上を図った。また、システムの利活用の実態について状況を把握するため、情報登録を行う利用機関にアンケートを実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果から、インターネット環境の普及に伴い、市町村及び民間機関独自での情報発信が可能となったこと等により、「PLANETかながわ」を必要としている機関数が減少していることが半明したため、これまで「PLANETかながわ」が行ってきた情報提供及びネットワークづくりを見直すことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会としての市町村や民間機関が行う情報提供への支援方法のあり方等について、関係機関と調整しながら整理した上で、生涯学習情報の新たな発信について検討していく。

令和2年度 県立社会教育施設公開講座開設状況

施設名	開設時期	回数	受講者数	講座	
	始期～終期			名称	内容
県立金沢文庫	1月9日～1月24日	—	—	東アジア仏教への扉	国の緊急事態宣言発令により中止
県立近代美術館	2月6日～3月27日	—	—	生命と芸術 5つのメッセージ	国の緊急事態宣言発令により中止
県立歴史博物館	10月18日～11月15日	5	189	県博セミナーⅠ「相模川流域の仏教美術とその周辺をさぐる」	相模川流域の仏像や地域の歴史について理解を深める。
	2月28日～3月14日	—	—	県博セミナーⅡ「出土文字資料から古代神奈川をさぐる」	国の緊急事態宣言発令により中止
合計	—	5	189	—	—



※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

2 地域力を生かしたコミュニティ・スクールの普及と充実

① コミュニティ・スクールの導入の促進

取組み1 コミュニティ・スクール導入の促進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫事業を活用し、4市町をモデル地区として、コミュニティ・スクールの導入と運営の充実を促進した。また、全市町村教育委員会を対象に研究協議会（年1回）を開催し、国のコミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）¹による講話や先進校の視察、モデル地区の取組みの周知等を実施した。 ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校の担当教員を対象に、コミュニティ・スクールの取組みの参考事例の共有を主眼とした研修を実施した。また、より活用しやすくなるよう、手引きを改訂した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校全29校で、コミュニティ・スクールを導入した。 ・ 各県立特別支援学校のコミュニティ・スクール担当者を対象に、研修を実施

¹ コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

コミュニティ・スクールの推進体制の構築や取組みの充実を図り、地域とともにある学校づくりを促進するために文部科学省が委嘱した者。

	<p>し、各学校の取組事例を共有した。</p> <p>コミュニティ・スクールの導入状況 (令和3年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>導入済み校数</th> <th>前年度比</th> <th>全校に占める導入率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立小学校</td> <td>280校</td> <td>+25校</td> <td>32.7%</td> </tr> <tr> <td>公立中学校</td> <td>101校</td> <td>+13校</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校</td> <td>138校</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>県立中等教育学校</td> <td>2校</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援学校</td> <td>29校</td> <td>+25校</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>*一部の市町村教育委員会においては、国の補助事業を活用し、中学校に比べ地域との協働活動が活発である小学校から段階的に導入を進めているため、全体として小学校より中学校の導入率が低くなっている。</p>	校種	導入済み校数	前年度比	全校に占める導入率	公立小学校	280校	+25校	32.7%	公立中学校	101校	+13校	24.6%	県立高等学校	138校	—	100%	県立中等教育学校	2校	—	100%	県立特別支援学校	29校	+25校	100%
校種	導入済み校数	前年度比	全校に占める導入率																						
公立小学校	280校	+25校	32.7%																						
公立中学校	101校	+13校	24.6%																						
県立高等学校	138校	—	100%																						
県立中等教育学校	2校	—	100%																						
県立特別支援学校	29校	+25校	100%																						
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、学校運営協議会が未設置の市町村教育委員会に対し、学校と地域の連携・協働の重要性の更なる理解を図るとともに、計画的な導入に向け、個別の指導・助言・援助の充実を図ることが課題である。 ・ また、地域とともにある学校づくりに向け、地域学校協働活動の促進と、連動しながらの取組みが課題である。 ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる取組推進のため、各学校における課題解決のためのサポート体制の整備や、研修内容の充実が課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域や学校の特色・実情を十分に生かした学校運営協議会の運営が課題である。 																								
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立小・中学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町村教育委員会の有効な取組みについて情報収集し、県ホームページに県内外の市町村教育委員会や学校の有効な取組事例を掲載するなど、全県での設置促進を図るとともに、個別に市町村教育委員会訪問等を行い、コミュニティ・スクール設置に向けた、それぞれのニーズに合った支援を行っていく。 ・ 地域学校協働活動と一体的推進を進めていくことが有効であることから、本研究協議会についても、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた実施方法を検討しながら市町村教育委員会や学校関係者に加え、PTAや地域学校協働活動推進員といった地域人材も対象とした講演会、協議等の内容を企画していく。 ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容を充実させるとともに、事例集を活用した情報共有等について、引き続き検討していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、各関係会議等において、各学校の取組事例の共有を図り、コミュニティ・スクールの手引きを各学校の実態や実情に応じて活用しやすいよう改訂していく。 																								

② 地域学校協働活動等の推進

取組み1 地域学校協働活動の推進	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域全体で子どもたちの学びや成長を継続的に支え、学習支援及び体験活動や働き方改革を踏まえた活動を行う「地域学校協働活動」を実施する10市町98か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。また、地域と学校が連携・協働する体制やしくみを構築するため、県立高校1校においても「地域学校協働活動」を実施した。 ・ 地域学校協働活動にかかわるコーディネーター等を対象とした研修を2回実施し、113人が参加した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を核とした地域づくりの実現に向けて、コミュニティ・スクールの導入と

	地域学校協働活動の実施の一体的な推進について市町村の理解をより一層深める取組みに課題がある。また、県立学校においてもコミュニティ・スクールの導入が地域学校協働活動の実施に結び付いていないことに課題がある。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域学校協働活動」の実施を市町村に働きかけていく。また、県立学校を核とした地域の活性化が図られるよう、実施校の取組みを検証し、その成果の紹介等を通じて、事業の継続と拡大を図っていく。 「地域学校協働活動」と「コミュニティ・スクール」の一体的な推進への理解を深め、活動の浸透、拡大に結び付けていくことができるよう、「新しい生活様式」を踏まえた研修等の実施方法を検討していく。 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」の充実と積極的な活用を働きかけていく。 社会教育主事・社会教育士の活用を図ることにより、県内市町村の学校や県立学校と地域との連携に向けた取組みを支援していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- すべての県立学校にコミュニティ・スクールを導入できたことを評価する。今後は、コミュニティ・スクール未導入の市町村に対して、導入に向けて一層の働きかけを行うと同時に、県立学校における導入の成果を検証していくことが大切である。
学校を核とした地域づくりの実現には、学校運営協議会と地域学校協働活動との連携が大切であるので、地域学校協働活動の実施の拡大に向けて一層の努力が求められる。
- 地域教育力の向上を図るためには、社会教育主事や社会教育士(公務員以外)の活用が今後の課題になると思われる。特に、新たな資格授与制度とも言える「社会教育士」に関しては、社会教育施設等による学びの場と機会の拡充や学校・地域連携(コミュニティ・スクール等)を推進する担い手として活躍してもらえようような体制づくりを求めたい。

【中柱1-①について】

- 市町村立の小・中学校に比べ、県立学校は地域との関係が希薄になりがちである。したがって、県立学校には、地域に開かれた存在となる努力が求められる。県立学校の公開講座は、地域住民に学びの場を提供するだけでなく、地域住民が学校の教育活動に触れる機会にもなるので、一層の充実・拡大を期待したい。この際、公開講座実施に伴い、教職員に過度の負担が生じないようにすることが大切である。このためには、地域住民等、学校外の人材を積極的に受け入れることも必要である。地域住民による支援は、学校と地域との結びつきを一層深める効果も期待できる。
- 県立学校の公開講座の評価は良好なようであるが、コロナ禍にあって、施設開放の一時的な中止と縮小等はやむを得ない。コロナ禍以降も公開講座と施設開放の充実を図ってほしい。

【中柱2-①について】

- コミュニティ・スクールが全県立学校に導入されたが、学校運営協議会の機能が十分発揮できるようにするためには、CSマイスター等による研修会を重ねていく必要がある。学校運営協議会が機能を発揮し、神奈川らしいコミュニティ・スクールが定着することを期待する。
- 県立学校のコミュニティ・スクール導入が100%に達したことは高く評価できる。今後は県立学校に対する伴走的な支援(指示的な支援ではなく、学校と共に充実を図るような支援)が求められる。ただ、小学校等の導入率は全国平均並みだが、中学校のその数値は若干下がる(全国平均29.5%)。県としては、市町村教育委員会や小・中学校に対して、県独自のマイスター等を派遣で

きるような体制づくりも検討されたい。その場合、社会教育主事・社会教育士等の活用が重要になる。

【中柱2-②について】

- 高齢化が進む市町村にあつては、地域の活力の維持が喫緊の課題で、これには学校との連携が欠かせない。したがって、地域学校協働活動の実施は、地域にとっても強く望まれることである。地域学校協働活動未実施の市町村への働きかけを加速してもらいたい。県立高校においては、地域学校協働活動の実施は、学校の特色づくりにもつながるので、実施校が増えることを期待する。

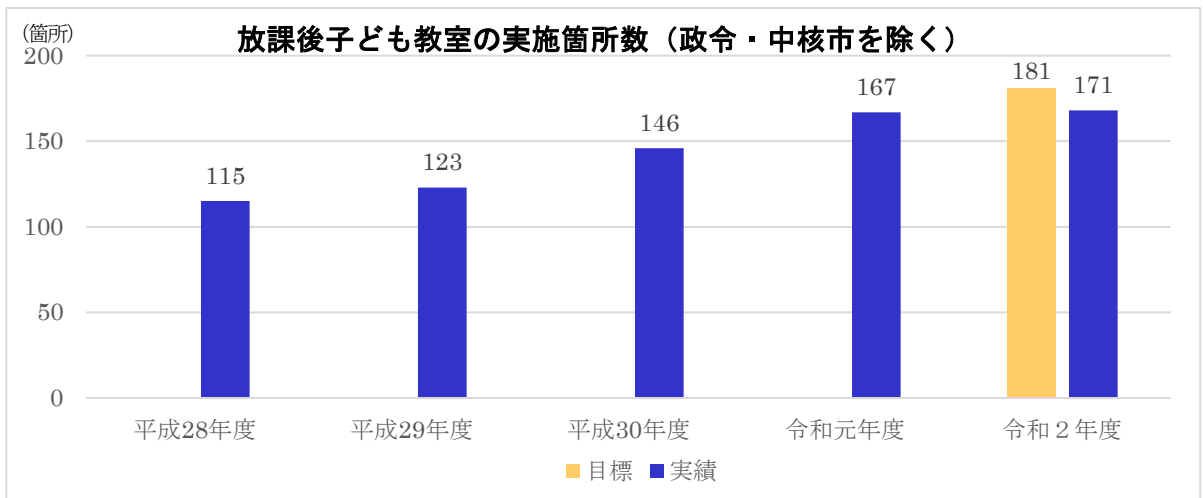
IV

子育て・家庭教育への支援

1 子どもの社会的な経験の機会の充実

① 放課後子ども教室等の推進

取組み1 放課後子ども教室 ¹ 等の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」を実施する24市町村171か所（政令市・中核市を除く。「朝の子どもの居場所づくり」を行う1町2か所を含む。）に対し、設置、運営経費の一部を補助した。 「地域未来塾²」を実施する2市町4か所（政令市・中核市を除く）に対し、運営経費の一部を補助した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「放課後子ども教室」等の設置が進まない市町村があり、拡充に向けては指導者や参加スタッフの確保が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、「放課後子ども教室」の実施主体である市町村へのきめ細かな情報提供や情報交換を行うほか、研修等による人材育成など継続的な支援を行っていく。 企業等がそれぞれの特色を生かし、子どもたちの健全な成長のため、多様な体験活動や学習の機会を提供する「企業等による教育プログラム提供事業」の充実と積極的な活用を働きかけていく。 生涯学習・社会教育主管課長会議等を通じて、地域の実情に応じた「地域未来塾」の実施を市町村に働きかけていく。



※令和元年度以前の目標値が未設定であるのは、令和2年3月に「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

放課後子ども教室の主な活動内容（例示）

学習関係	予習復習や宿題などの指導、英語、科学実験、自然観察
運動関係	バスケットボール、卓球、バドミントン、なわとび、ダンス、一輪車、ボッチャ
その他	工作、手品、囲碁・将棋、ボードゲーム、昔遊び、救急法、町民文化祭参加、手話

¹ 放課後子ども教室

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組み。

² 地域未来塾

地域資源を生かし、学習支援が必要な中学生等に対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る取組み。

2 子育て・家庭教育への理解と環境づくり

① 子育て・家庭教育や高校生などへの就学支援の充実

取組み1 家庭教育への支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県内すべての中学校（政令市を除く）1年生の保護者を対象に「家庭教育ハンドブック すこやか」を配付した結果、保護者や教職員からは「内容が分かりやすい」、「色々な場面で活用できる」といった声が寄せられた。 家庭教育や子育てについての学習機会の提供等の保護者への支援に取り組む3市町（政令市・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助した。また、市町村職員等を対象とした研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での教育が難しくなっている社会の中で、孤立化したり、子育てに不安を感じたりする保護者が少なくないため、保護者や市町村に対して、より効果的な家庭教育支援の取組みを示していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「家庭教育ハンドブック すこやか」の配付など、保護者に必要な情報提供を継続して実施していく。 保護者に身近な地域での家庭教育支援の取組みを促進するため、国の家庭教育支援に係る事業の趣旨や内容、保護者が楽しみながら参加できるような事例について、市町村に情報提供し、より周知を図っていくとともに、「新しい生活様式」を踏まえた研修等の実施方法を検討していく。 神奈川県生涯学習審議会に「神奈川県におけるこれからの家庭教育支援のあり方について」を諮問しており、今後提出される答申を踏まえながら、施策について検討していく。
取組み2 高校生等への就学支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高校生等を対象に、高等学校奨学金³を貸付希望者全員（1,903人）へ貸付けた。 高等学校奨学金の募集案内等が分かりやすい記載になるよう努めるとともに、県ホームページに制度の全体像を掲載した。 授業料以外の教育費負担を軽減するため、経済的に困難な世帯を対象に、高校生等奨学給付金⁴を支給対象である申請者全員（12,116人）へ支給した。 授業料に充てるため、一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金⁵を受給資格者全員（102,456人）へ支給した。 高等学校等就学支援金の受給認定処理については、事務処理を見直し、令和元年度より認定処理の時間短縮が図られた。 就学支援金システムの受給認定処理の基となる課税地の誤記によるエラーを防止するため、申請書等の改善を図った。 高等学校等就学支援金について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認することがないように、案内文等を修正した。 就学支援に関する3つの制度を周知するため、県ホームページの県教育委員会トップページに一括して掲載し、必要な情報を分かりやすく、すぐ見られるよう改善を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校奨学金の貸付制度について、アンケートを実施した結果、利用者等から様々な意見が寄せられたため、それらの意見を十分に踏まえた見直しを行うことが課題である。

3 高等学校奨学金

学業等に意欲があり、学資の援助を必要とする高等学校等の生徒に対する貸付金。

4 高校生等奨学給付金

都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯に対して、授業料以外の教育費を支援するための返還不要の給付金。

5 高等学校等就学支援金

一定未満の収入の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための支援金。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充が課題である。 ・ 高等学校等就学支援金の受給認定処理については、令和元年度より認定処理の時間短縮が図られたが、更なる短縮化が課題である。 ・ 就学支援制度について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認するケースがあるため、より分かりやすい情報提供が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校奨学金の貸付制度について、授業料補助や高校生等奨学給付金の充実が図られる中で、現行制度を検証し、必要に応じて見直しを行っていく。 ・ 就学支援制度の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。 ・ 高等学校等就学支援金の受給認定処理について、税情報照会の早期化を図るなど、更なる認定処理の短縮化を図っていく。 ・ 就学支援制度について、生徒・保護者が受給権の有無を誤認することがないよう、引き続き周知に努めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 子育て・家庭教育への支援については、県としては市町村への補助と高校生等への支援が課題になるが、これまでの施策が評価できる。
- 義務教育段階の児童・生徒たちには、その生活環境、家庭環境等の違いにかかわらず、将来の成長に資する、一定レベルの学力と生活習慣の獲得、社会的体験の付与等が必要である。よって、それらに供する多様な社会経験や学習機会の提供は、教育行政における重要な役割・責務であり、特に、中柱1のような“子どもの居場所づくり”の取組みは、引き続き、地域への積極的な働きかけ、運営ノウハウの提供、人的支援等、前向きに推進していくことが求められる。
子育てや家庭教育の違いによる格差、不公平が極力生じないよう、地域の実情をきめ細かく把握し、有意な活動・取組みに対する支援策を効果的に講じられるよう、期待する。

【中柱1-①について】

- 放課後子ども教室への補助は今後も継続させ、教室増を促してもらいたい。地域未来塾については、経済的背景による教育格差を是正するためには県内4か所では課題視されよう。

【中柱2-①について】

- 「ハンドブック」の作成・配布は高く評価できる。ただ、保護者等の中には家庭教育やしつけに課題を抱えているにもかかわらず、家庭教育学習の場に出向かない者もいる。そうした保護者は潜在的ニーズを持っていると考えられることから、気軽に楽しく参加できる家庭教育学習事業のモデルを作成するとともに、市町村の家庭教育学級等への補助の拡充を促したい。また、家庭教育支援の在り方の検討も課題だと言える。
高校生等への就学支援はコロナ禍にあってもますます重要な役割を果たすことになる。手続の効率化や条件緩和は高く評価できる。今後、事業拡充とともに、特に広報の工夫が重要な課題になる。

1 確かな学力の向上を図る取組みの充実

① 授業力・学力の向上に向けた取組み

取組み1 全国学力・学習状況調査結果の分析・活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、令和2年度の調査問題、質問紙等の積極的な活用が図られ、授業力・学力の向上に資するよう、資料「令和2年度版 かながわの学びの充実・改善のために」を作成して市町村教育委員会や各学校に周知した。 また、全県指導主事会議等において、令和2年度の調査問題、質問紙等の積極的な活用を通して、市町村教育委員会や各学校の学力向上の取組みに役立てていくことを確認した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「令和2年度全国学力・学習状況調査」は中止となったが、市町村教育委員会や各学校には、実施予定であった調査問題、質問紙、解説資料が配布され、各小・中学校の授業計画に基づいて活用された。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 本調査結果を学校全体でよく活用した学校の割合が2割程度（令和元年度）であったため、更に効果的な活用方法等を提示し、周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学校全体で全国学力・学習状況調査を児童・生徒の実態把握や取組みの検証等に効果的に活用し、カリキュラム・マネジメントを行っている事例を収集し、全県指導主事会議や学校訪問等を通じて市町村教育委員会や各学校に周知していく。
取組み2 「かながわ学力向上実践推進事業 ¹ 」の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の学習意欲を高め、学びの質を向上させるために、13市町村（政令市・中核市を除く）を「学びづくり推進地域」に指定し、研究を委託した。研究校69校では、大学教授や市町村・県の指導主事等が参加する中で、授業の充実・改善に向けた実践研究を実施した。県教育委員会では、好事例を「かながわ学力向上シンポジウム」や県ホームページ等で全県に周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> I C Tや学校図書館の効果的な活用による情報活用能力の育成を図る研究を、更に推進していくことが課題である。 児童・生徒が自らの学びの目標をもち学び続ける力を育むための指導と評価の研究を、更に推進していくことが課題である。 すべての児童・生徒が自己肯定感を高めるための授業改善と学習評価についての研究を、更に推進していくことが課題である。 各学校において、めざす児童・生徒像の実現に向け、すべての教職員や家庭・地域が一体となって取り組むカリキュラム・マネジメントの研究を推進していくことが必要であり、その際、児童・生徒の実態把握や取組みの検証を客観的に行うため、全国学力・学習状況調査をより有効に活用していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度「学びづくり推進地域研究委託事業」に取り組む学校において、上記研究を推進していく。 令和3年12月までに効果的な取組事例を収集し、全県及び各地区の学力向上シンポジウム、学校訪問等を通じて市町村教育委員会や学校に周知していく。 県ホームページに掲載した「カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価 学習評価資料集（小学校、中学校）」「児童・生徒、保護者向け 学習評価リーフレット」等を活用し、児童・生徒の「学びに向かう力」等を育むため

¹ かながわ学力向上実践推進事業

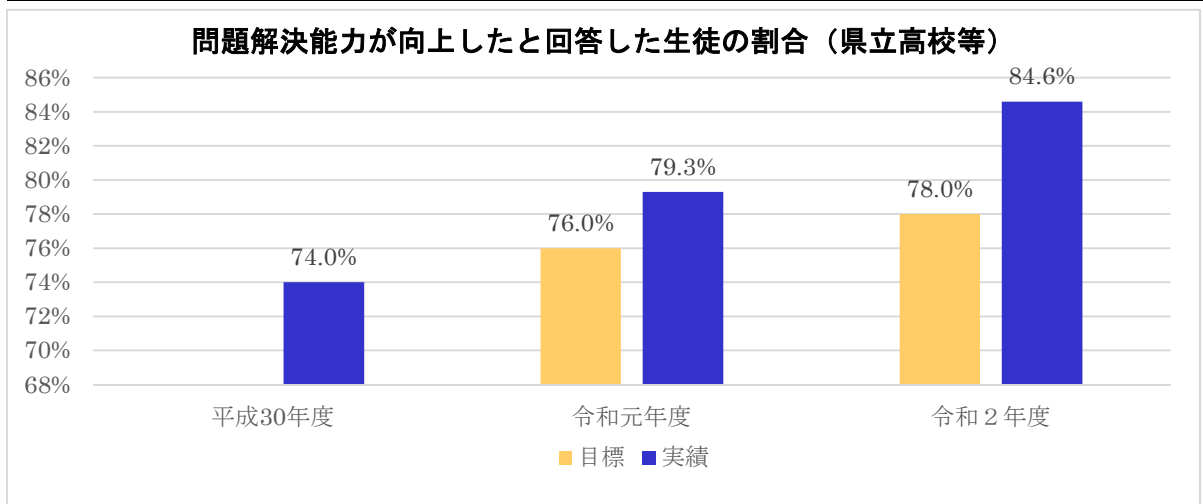
「かながわ学びづくり推進事業」を始めとする県内の児童・生徒の学力の向上を図る取組みの全体像。

	の指導や評価について、市町村教育委員会や学校に周知し、カリキュラム・マネジメントの充実を図っていく。
取組み3 生徒学力調査の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校等における授業及び教育活動全般の一層の改善と充実に資することを目的として、生徒学力調査を実施した。 各学校に生徒学力調査の結果及び生徒個票の活用について改めて周知し、教育課程の改善や授業及び教育活動全般の改善につなげることを図った。 生徒学力調査の調査項目に、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中の学習状況に関する質問事項を加えた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の学力を確実に育成するために「高校生のための学びの基礎診断」も含め、適切な調査、診断のあり方について改めて研究していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、生徒の学力や学習状況についての調査を実施し、各学校の教育課程の改善に向けた検証データとして活用していく。
取組み4 授業力向上の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「授業力向上推進重点校」において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの組織的な授業改善に取り組み、公開研究授業を通して、その成果を普及した。 探究的な学習の取組みを推進し、県立高校等の教育力の向上を図るとともに、「探究的学習発表会」を県内10地区で実施し、先進的な取組みの共有を図った。 主体的な学習活動を通して思考力・判断力・表現力を高めるための効果的なICTの活用事例について教育課程説明会で紹介し、各学校での共有を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「探究的学習発表会」の充実を図っていくことを始め、各学校における探究的な学習活動の取組みをより一層推進していくことが課題である。 質の高い授業を行うため、各学校において組織的な授業改善をより一層進めていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「探究的学習発表会」の充実に加え、先進的な取組事例を普及することで、引き続き、各学校における探究的な学習活動の推進を図っていく。 学習指導要領の改訂を踏まえ「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業力向上推進重点校の取組みをより一層進め、県立高校等全体にその成果を普及し、組織的な授業改善を促進していく。
取組み5 理数教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> すべての生徒が課題研究に取り組むための支援体制を強化するため、「探究活動に係る指導力向上研修」を横浜国立大学と共同して実施した。（県立のスーパーサイエンスハイスクール（以下、SSH）及び理数教育推進校² 教員11名、ほかの県立高校教員27名参加） 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させるため、SSH指定校及び理数教育推進校を中心に、科学の甲子園等、科学に関する知識・技能を競い合う場を周知・提供した。 県内外のSSH指定校及び理数教育推進校を中心とした成果の普及の場として、生徒研究発表会「かながわ探究フォーラム」を開催した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領に対応した理数教育の推進に向けて、探究活動をより効果的に指導できる教員の育成が課題である。 生徒の科学技術・理数に関する知的探究心を向上させる上で、知識や技能を競い合ったり、交流を深めたりする機会の充実が課題である。 各指定校における研究成果を更に普及・共有していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 教員の指導力の向上を図るため、横浜国立大学等との共同による研修の充実に向け、課題研究に係る先進的な取組みの共有や成果事例の報告の場を設けていく。

² 理数教育推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。理数教育のための教育課程や指導方法、教材等の研究開発を実施。

	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の知的探究心や課題を科学的に解決する能力の向上に向け、各種の科学技術・理数に係る外部機関主催の取組みの周知を図っていく。 生徒による研究成果発表会や教員による情報交換会等を実施し、研究成果の積極的な普及・共有の機会を設けていく。
取組み6 入院児童生徒等教育保障体制整備事業³	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 入院児童・生徒等への平等な教育機会の確保のため、県立横浜南養護学校と県立秦野養護学校において、オンライン会議システムを活用した授業を実施した。 情報教育担当者が集まる研究協議会において、実践例を共有し、各学校への周知を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 無線LAN等のネットワーク環境の更新など、学習環境を維持し、より充実させていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク環境等を更新するとともに、引き続き入院児童・生徒等に対する教育保障の充実を進めていく。



※平成30年度の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

② 専門教育の充実

取組み1 実践的専門教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 本県の次代を担う産業人材の育成を図るため、産業構造の変化や社会のニーズを踏まえながら、県立高校が大学や企業等と連携し、農作業の技術習得だけでなく、市場分析や加工商品の開発を見据えた農業経営を行うなど、実践的な専門教育が推進できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 産業現場におけるデュアルシステム⁴などの長期間の実習については、十分な生徒数が受け入れられる企業の開拓が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県産業教育審議会からの報告なども踏まえ、デュアルシステムの円滑な推進に向け、令和4年度以降の取組みのモデルとなるよう、生徒と企業とのマッチングや実習先の開拓等を行うコーディネーターを1名配置する。また、実施に伴う具体の課題の把握と解決策の検討を行う場として、企業等や有識者、学校関係者等からなる協議会を設置していく。

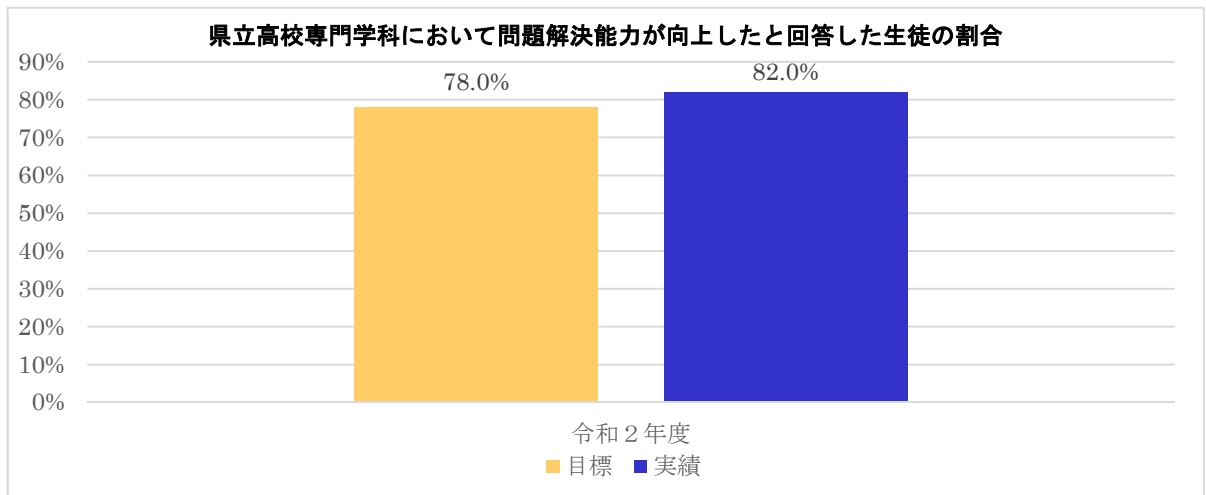
³ 入院児童生徒等教育保障体制整備事業

平成28年度から平成30年度まで文部科学省の委託事業で、長期にわたり又は断続的に入院する児童・生徒の教育機会を保障するため、在籍校、病院、特別支援学校、教育委員会等の関係機関が連携して支援する体制の構築方法に関する調査研究を行った。令和元年度から神奈川県の事業として実施。

⁴ デュアルシステム

企業と学校が協力・連携して、将来の産業を担う人材を育成することをめざし、学校での教育だけでなく、産業現場と連動した実践的な学びの機会が得られる長期企業実習等を通じた教育を組み合わせる。

取組み2 県立高校生学習活動コンソーシアム ⁵ モデル地域の指定校での取組み	
実績・成果	・ 令和元年度までの県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域指定校（県立神奈川工業高等学校、県立中央農業高等学校）における実践的な専門教育について、今後のデュアルシステム実施を見据えた課題の整理等につなげることができた。
課題	・ 指定校と企業や大学との連携した取組みは行われたが、指定校以外の学校に広める取組みが十分にできなかったことが課題である。
今後の対応方向	・ 県立高校生学習活動コンソーシアムモデル地域の指定校事業は、令和元年度で終了したが、今後も引き続き取組みを推進していくとともに、専門学科におけるデュアルシステム事業への活用を図っていく。



※令和元年度以前の数値がないのは、令和2年3月に「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した際に、新たに設定した数値目標のため。

2 生き方や社会を学ぶ教育の充実

① キャリア教育⁶の推進

取組み1 公立小・中学校におけるキャリア教育の推進	
実績・成果	・ 小・中学校向け「かながわキャリア教育指導資料」及び「かながわ版キャリア・パスポート」（令和2年3月）を踏まえ、校種を越えてキャリア・パスポートを引き継ぎ、子どもの学びをつなぐツールとして活用するために、各学校の教職員が参考となるよう「かながわ版キャリア・パスポート リーフレット」を作成し、全教員に配付した。
課題	・ 各学校において、キャリア教育における児童・生徒の主体的な学びを進めるため、キャリア教育の意義を学校全体（教職員、児童・生徒、保護者、地域住民）で共有し、「キャリア・パスポート」について、学年・校種を越えて、より効果的に活用していくことが課題である。
今後の対応方向	・ 「キャリア教育研修講座」等の各種研修等において、「かながわキャリア教育指導資料」や「かながわ版キャリア・パスポート リーフレット」について、各学校における活用状況を把握するとともに、活用時における工夫の事例を共有するなど、県内小・中学校のキャリア教育の更なる充実を図っていく。

⁵ 県立高校生学習活動コンソーシアム

県立高校改革実施計画に基づき、現在、各県立高校・中等教育学校と大学等が行っている高大連携の取組みを発展させ、生徒の多様な学習ニーズに対応し、主体的な学びへとつながる学習機会の提供の充実を図るため形成された共同体。

⁶ キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

取組み2 「キャリア教育実践プログラム ⁷ 」の策定	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> すべての県立高校等で、生徒の一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育成するため、生徒が入学してから卒業するまでを見通した指導計画である「キャリア教育実践プログラム」を学校ごとに作成することにより、生徒に身に付けさせたい能力や態度を明確化することができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の「高等学校キャリア教育の手引き」や県の「県立高校におけるキャリア教育の推進について（指針）」では、「基礎的・汎用的能力」をキャリア教育で育成すべき力と捉えているが、一部の学校において「基礎的・汎用的能力」に基づいた「キャリア教育実践プログラム」として十分ではない状況であることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 高校の教職員向けに実施しているキャリア教育関係の研修講座の中で、「基礎的・汎用的能力」を踏まえた「キャリア教育実践プログラム」になるよう、国作成の手引きや県作成の指針を参考に指導・助言していく。 「キャリア・パスポート」が中学校から引き継がれてくることから、その活用法について検討していく。
取組み3 インターンシップの拡充や大学・短大等との連携強化	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 全県立高校等に対し、県立高校生学習活動コンソーシアムで協定を結んでいる参加機関によるプログラム等を紹介するなど、授業等における参加機関と学校の間の連携に寄与できた。 専修学校各種学校協会との連携により、「仕事のまなび場」事業（平成16年から継続実施）において職業教育に関連した体験講座を夏季休業期間中に開講し、生徒の就労観の育成と職業意識の伸長に寄与できた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> インターンシップをすべて中止とし、各学校で策定したキャリア教育実践プログラムに基づいた校内における取組みを行った。 連携受入れを中止した参加機関もあり、県立高校生学習活動コンソーシアムによる連携（出前授業）の件数は令和元年度には237件であったが、令和2年度は87件に減少した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップを実施できなかった場合における、生徒の就労観の育成と職業意識の伸長に寄与する取組みを検討することが課題である。 県立高校生学習活動コンソーシアムの協定を締結した機関は89機関と増えているが、引き続き参加機関が提供するプログラム等の各学校での一層の活用促進が課題である。 「仕事のまなび場」における体験学習の有用性を、今まで以上に学校と共有していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施の可否を判断することとし、実施できる場合は、コンソーシアムサポーターの活用により、生徒の希望に沿ったインターンシップ受入企業を拡充していく。 また、実施できない場合には、代替として、外部と連携したオンラインによる動画視聴等を行っていく。 全参加機関や全県立高校等への情報発信により学校及び参加機関の取組事例を報告するとともに、教育課程説明会や県ホームページなどでより広く周知することで、県立高校生学習活動コンソーシアム事業の積極的な活用を促していく。 「仕事のまなび場」の有用性についての教育課程説明会等での周知や次年度開講予定の講座に関する情報の事前（前年度の3月中）の周知を徹底するとともに、事後にはすべての担当者を集めて事例発表の機会を設けるなど、学校への情報提供・情報共有の更なる充実を図っていく。

⁷ キャリア教育実践プログラム

各学校が、特性や実態に応じてキャリア教育を展開するための年間指導計画。その中でシチズンシップ教育やインターンシップ等を位置付けている。

② 職業教育の充実

取組み1 地域企業等と連携した職業教育	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校において、地域企業との連携による産業人材の育成に取り組み、例えば、身が痩せて食用には向かないムラサキウニに、流通規格外品の三浦産のキャベツを与えて養殖した「キャベツウニ」の開発や、実践的な教育活動を通じて職業教育を進めることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> より実践的な職業知識や技術を習得するために、デュアルシステムなどの長期間の実習を産業現場で実施していくことが必要となるが、受入企業の開拓や調整が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 各専門高校において、産業現場におけるデュアルシステムなどの長期間の実習が実施できるよう、令和3年度は、教育課程の調整や受入企業の開拓などを行うコーディネーター1名をモデルとして1校に配置していく。

3 グローバル化などに対応した教育の推進

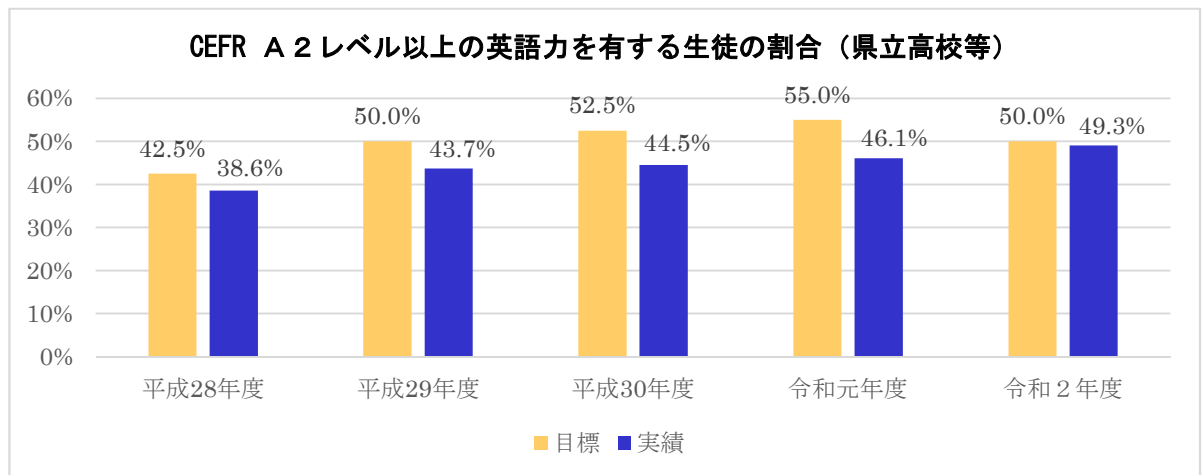
① 児童・生徒の英語力向上の推進

取組み1 公立小・中学校教員の外国語教育に関する指導力の向上に向けた取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 小学校における指導体制の充実を図るため、県内市町村（政令市を除く）に小学校英語専科担当教員を68名配置した。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川大学と連携した小学校外国語教育の充実に向けた中核教員養成事業は、大学との協議の上、中止した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育をより充実させていくため、担当教員の更なる資質向上、小学校英語専科担当教員の人材確保・育成（大学連携）、「『CAN-DOリスト』⁸の形での学習到達目標」の有効活用等について、市町村教育委員会と共に検討を進めることが課題である。 新型コロナウイルス感染症の影響により中止した、小学校外国語教育の充実に向けた中核教員養成事業の実施方法の検討が課題である。 教科担任制の導入を視野に入れ、小学校における英語専科担当教員の有効活用を検証することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から3年計画で、小・中学校教員対象の授業力向上のための研修を県立総合教育センター主催で新たに実施し、担当教員の更なる資質向上を図っていく。 新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて実施方法を検討しながら神奈川大学と連携した小学校外国語教育の充実に向けた中核教員養成事業を継続実施（令和3年度30名派遣予定）し、中核教員の養成を図っていく。 教員養成系大学に対し、英語力を有する人材育成について要請していく。 令和3年度は引き続き小学校英語専科担当教員を68名配置し、専科担当教員活用の実態把握及び専科担当教員間の連携等を目的として、連絡協議会を開催する。さらに、小学校における教科担任制を視野に入れながら専科担当教員の配置活用の在り方等を検討していく。 知識・技能の習得にとどまらず「英語を使って何ができるようになるのか」という視点に立ち、小・中学校における「『CAN-DOリスト』の形での学習到達目標」活用事例を全県教育課程説明会や全県指導主事会議等を通じて周知していく。

⁸ CAN-DOリスト

言語の4技能（「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り][発表]」「書くこと」）を用いて何ができるようになるかを「～することができる」という形で具体的に記述したもの。

取組み2 生徒の実践的英語力の向上に向けた取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> グローバル人材の育成の一環として、生徒の主体的な英語学習を促し、英語4技能をバランスよく育成するために、県立高校等21校6,164名について、英語4技能の測定が可能な検定試験の検定料の半額を県が負担した。 生徒の外国語によるコミュニケーション能力の育成及びその伸長を図るために、全県立高校等の全課程にネイティブ・スピーカーである外国語指導助手（ALT）を配置した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 実践的英語力の向上に向けた取組み等を通じて、県立高校生等の英語力については、CEFR⁹ A2レベル¹⁰相当以上の英語力を持つと思われる3年生の割合が、前年度に比べて3.2ポイント向上し49.3%となったが、令和2年度の目標値50.0%を達成できなかったため、目標達成に向け、更に生徒の実践的英語力を向上させることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、県立高校生等5,000名を上限として、英語資格・検定試験の受験料の補助を引き続き実施し、教員による試験結果の分析データを活用した授業改善などにより、生徒の英語力の更なる向上に取り組んでいく。 生徒の英語力の更なる向上を図る上で、実践的な英語力を高めることが大事であることから、全県立高校等の全課程に引き続きALTを配置し、日本人教員とALTが協力して、よりきめ細かい指導を行っていく。



※令和2年度に実績値と目標値の見直しを行い、国が第3期教育振興基本計画において目標としている50%以上の達成を目標値とした。

② グローバル化などに対応した先進的な教育の推進

取組み1 英語教員の海外派遣	
実績・成果	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 英語教員の海外派遣をする予定だったが、中止した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍において、現地での研修受講による英語力の向上の機会や、ホームステイ等を通じて国際的視野を広める機会が減少したため、代替方法を確保していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 日本及び派遣先の国の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施の可否を慎重に判断することとし、実施できない場合は、代替として、オンラインでの研修等を行っていく。

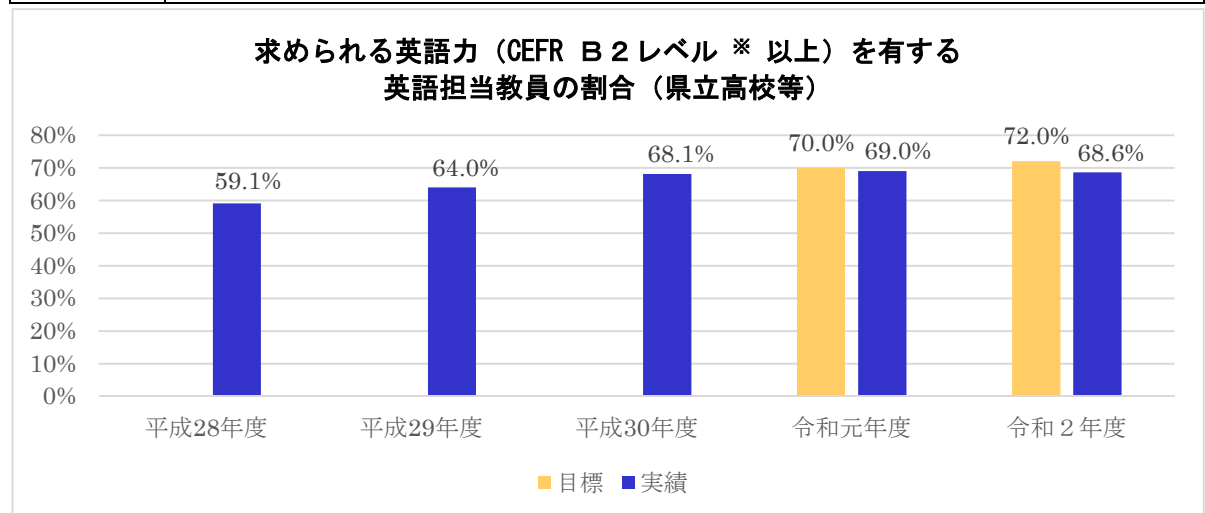
⁹ CEFR

外国語の学習、教授、評価のためのヨーロッパ共通参照枠のことで、外国語運用能力の評価のために欧州評議会が発表したもの。

¹⁰ CEFR A2レベル

「ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。」レベルと定義されている。

取組み2 高校生の海外派遣	
実績・成果	<p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の海外派遣は中止したが、代替として、メリーランド州立大学の学生と昨年度選抜されて海外へ渡航できなかった2学年6名とでオンラインにより交流を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の海外派遣中止により、直接海外の現地での交流やふれあいといった体験ができない、あるいは海外で数週間過ごすことで自分を変えるきっかけになるといった気づきの機会が得られないため、代替方法を確保していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本及び派遣先の国の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、実施の可否を慎重に判断することとし、実施できない場合は、代替として、実施方法を工夫しながら、海外の学生とオンラインによる交流を行っていく。
取組み3 国際バカロレア ¹¹ 認定校の教育課程の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際バカロレア認定校である県立横浜国際高等学校における教育課程の充実に向けて、計画的な教員養成を行った。 ・ 令和3年度から国際バカロレアの科目を学習指導要領上の科目に、読み替えを可能とできるよう、カリキュラム改訂に向けて文部科学省へ特例校申請を行った結果、学校の現状や生徒に、より適したカリキュラムへ変更することができた。 ・ 県立横浜国際高等学校において、9月に国際バカロレアワークショップを行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度に国際バカロレアコースの生徒が3年次とも揃い、国際バカロレアの教育を推進していく中、その取組みの成果を、県立高等学校及び県立中等教育学校へ効果的に発信し、普及していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際バカロレア認定校の教育課程の充実を図るため、引き続き計画的に教員養成を進めるとともに、学校間での交流を通じた成果の報告や教育課程説明会等における取組みの紹介など、県立高等学校及び県立中等教育学校に向けた普及を図っていく。



※「CEFR B2レベル」とは、「自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文書の主要な内容を理解できる。母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。幅広い話題について明確で詳細な文書を作ることができる。」レベルと定義されている。

※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

¹¹ 国際バカロレア

1960年代にスイスで開発された、世界各国の学校で導入されている教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりを富んだ若者の育成を目的とした「全人教育」を行う。国際バカロレア機構により4年に1回カリキュラムの変更が行われる。

③ ICTを活用した教育の推進

取組み1 市町村立学校における対応	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のGIGAスクール構想による一人一台端末整備の完了の目標が、令和5年度から令和2年度に前倒しして実施されたことを受け、円滑な推進のため、市町村立学校におけるICT環境整備のための共同調達等を行った。 ・ ICT活用の基本的な考え方や各教科の実践事例、周辺環境の整備などについて掲載した「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を作成し、市町村教育委員会や各学校に周知した。 ・ 全県指導主事会議でICT部会を設け、手引きを活用するなど、市町村教育委員会の指導主事を対象に研修を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの情報活用能力育成に向け、各市町村立学校がICTの利点を生かした授業改善に取り組んでいく必要があり、そのためにICT活用に係る教員の資質向上策の構築が課題である。 ・ 子どもたちがICTの利用時間や用途を主体的に考え、安全・安心にICTを活用できるよう、情報リテラシー教育の更なる充実が課題である。 ・ 様々な理由により登校することができない児童・生徒のためのICTを活用した授業ライブ配信を行うなど、その効果的な学習をどのように進めていくかが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT活用に係る教員の資質向上のために、手引きを活用した教員研修を各教育事務所等において新たに実施していく。 ・ 情報リテラシー教育の更なる充実に向け、子どもたちの情報活用能力の育成や、情報モラル教育について、県内外の好事例等を市町村教育委員会と共有・普及していく。 ・ 県教育委員会から、市町村教育委員会に対して、小・中学校における授業ライブ配信等の実施に向けて、県立高校が持っているノウハウの伝達を行うなど、連携を進めていく。 ・ 市町村教育委員会指導事務主管課長会議などの機会に、様々な理由により登校することができない児童・生徒のためのICTを活用した授業ライブ配信等の取り組みや成果を周知していくとともに、今後の学校教育におけるICT活用の在り方等について引き続き協議を行っていく。
取組み2 県立学校におけるICT機器の整備や活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の情報活用能力の育成に向けたICTを活用した授業づくりを一層進めるため、県立高校87校のコンピュータ教室の機器等を整備するとともに、全校に82台のタブレット型端末及び可動式プロジェクタを整備した。 ・ 県立高校80校において可動式デスクを導入し無線LAN対応PCを整備したことにより、共通教科情報の授業における言語活動の充実につながった。 ・ GIGAスクール構想におけるネットワーク整備を進め、体育館や特別教室等へ無線アクセスポイントを増設することにより、多くの教科・科目において、タブレット型端末を活用した主体的・対話的で深い学びの授業実践につながった。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒がいつでもICT機器を利用できる学習環境を維持するため、タブレット型端末453台他、合計752台の情報機器を更新し、学習用アプリケーションを追加した。 ・ GIGAスクール構想の取組みとして、全29校で、特別教室を中心に452箇所の無線アクセスポイントを設置し、ネットワーク環境を整備したほか、遠隔教育に必要な情報機器を整備した。 ・ 児童・生徒の障がいの状態や発達の段階に応じたICT機器の活用事例について、書面開催やリモート会議形式で実施した研修や会議などで共有した。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての学校で効果的にタブレット型端末が活用されるよう、引き続き ICT 機器の整備を進めるとともに、ICT活用実践事例を周知していくことや授業で活用できるコンテンツ等を共有することが課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT機器を効果的に活用し、指導の充実を図るために、実践事例を共有することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用した授業づくりを一層進めるため、パソコン教室以外で活用できる ICT機器や授業支援システムの整備を引き続き継続していく。 ・ ICT機器活用の好事例を全校に周知するために、教育課程説明会や公開研究授業など、様々な機会を活用していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も児童・生徒がいつでも ICT機器を利用できる学習環境の充実を図っていくため、引き続き児童・生徒用の ICT機器の更新及び整備を行っていく。 ・ 各種研修や会議において、効果的な実践事例の共有を行っていく。
取組み3 ICT利活用授業研究推進校¹²の取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各研究推進校において、校内研修会や指導法の研究・授業実践に取り組み、その成果を検証した。 ・ 指定校各校の実践事例と課題の共有や情報交換を行うため、ICT利活用授業研究推進校指定校研究協議会を開催した。 ・ 各研究推進校において、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中における生徒の学びの継続に向け、ICTを効果的に活用したオンライン学習の取組みが特に進んだ。 ・ 授業動画の配信を始めとしたICTを効果的に活用した学びの取組みに加え、校内研修における成果や校務におけるICTの積極的な利用の取組みなど、各研究推進校の様々な先進的な取組みについて各学校への普及を図った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての県立高校等において、主体的な学習活動等を通じて生徒の思考力・判断力・表現力を高められるよう、情報モラルを含む、ICTの活用方法や効果的な指導方法など、教員の授業力の向上を引き続き図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT利活用授業研究推進校指定校研究協議会を開催し、各指定校の課題や先進的な取組みを共有し、意見交換等を行い、その成果について県立高校等全体への普及を図っていく。
取組み4 プログラミング教育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題解決能力の育成に資するプログラミング教育の導入に向け、プログラミング教育研究推進校¹³において、校内研修を実施し、教科等横断的にプログラミング教育に係る授業づくりを推進し、その成果の検証を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒の問題解決能力の育成を、プログラミング教育という手法で推進して行けるよう、各学校が、自校の実情に合わせ、しっかりとした計画に基づいた指導方法などの研究を継続していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラミング的な思考力を養う授業を各学校で展開していくため、引き続き、各研究推進校において校内研修の充実などにより、教員の指導力等の向上を図っていく。

12 ICT利活用授業研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。ICTを活用したアクティブ・ラーニングなどの指導方法や教材等に関する研究開発を実施。

13 プログラミング教育研究推進校

県立高校改革実施計画に基づく指定校。問題解決の手順等を学ぶ方法の一つとしてのプログラミング学習に関する研究開発を実施。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- コロナ禍において、県教育委員会も学校も慣れない対応の連続の中で、十分に取組みなかつたことも多かったはずだが、可能な限りの努力をしたと判断される。

【中柱1-①について】

- 全国学力・学習状況調査はそれ自体が中止になったことで、活用事例については共有することは大切だが、年度ごとの個々の調査問題にとらわれすぎずに、資質・能力の育成についての学校現場での本質的な理解を促していくことも大切である。

【中柱2-①について】

- キャリア教育に関しては、「かながわ版キャリア・パスポート」のリーフレットを全教員に配付するなど、積極的な取組みをしている。ただ、「かながわ版キャリア・パスポート」は、書けない、書かない子どもに書くことを強要するのではなく、書けない、書かないことの原因を子どもと共に考える姿勢が大切だと思われる。
- キャリア教育の推進については、「かながわ版キャリア・パスポート」を指導ツールとして活用することが示されている。取組み1に記載のとおり、課題は“具体的にどう活用していくか”であり、キャリア教育の目的の共有化を踏まえた、学校全体としての効果的な活用方法はまだ試行段階と思われる。

児童・生徒の個性、能力のばらつき等から一律的な活用・取扱いは難しいが、個々の児童・生徒が「なりたい自分」「将来の自分」「自分の生き方」につながられるよう、学校全体として、そのための必要な能力や技能の習得、体験や気づきの機会・タイミングを逸することがないように配慮して取り組んでほしい。

【中柱3-①~③について】

- グローバル化対応、ICT活用についてもコロナ禍を経ることで見えてきたことも多かったと思われる。代替措置が可能なことよってより豊かな学習環境が整うことなど、今後の展開に資するよう、この経験を生かしてほしい。
- ICTを活用した教育の推進については、昨今のコロナ禍の影響もあり、機器整備やその活用が相当程度進んだと考えている。学校教育全体における活用の考え方、リアル対面型授業との切分け・組合せ等に関して、その再評価・再確認が求められる。

1 かながわの人づくりを担う教職員の確保・育成の計画的な推進

① 多様で優秀な教職員の確保と指導力の高い教職員の育成

取組み1 神奈川県公立学校教員採用候補者選考試験の充実																																													
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 採用試験の工夫・改善や、大学等からの依頼に応じて説明会に赴き、神奈川の教員になることの魅力や、試験制度を説明するなど広報活動の工夫により、採用試験の全校種の合格倍率は県内の3政令市及び近隣の5都県市の平均3.3倍と比べて高い倍率を維持しており、受験者の質を保つことができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次試験では、試験時の密集を避け、1試験室当たりの受験者数を減らし、その分の試験室数を増やすために、会場を増やして分散実施した。第1次試験と同日実施予定だった第2次試験の論文試験は時間短縮のため中止した。また、第2次試験の模擬授業（協議を含む）及び実技試験を中止した。 志願者説明会、春の大学説明会をすべて中止した。大学説明会を行う予定だった大学に募集案内を送るとともに、大学に連絡し、学生への周知を依頼した。 <p>教員の採用者数（教員採用候補者選考試験）（令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">最終合格倍率</th> <th colspan="2">採用者数</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>3.0</td> <td>2.9</td> <td>375</td> <td>359</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>5.9</td> <td>4.2</td> <td>181</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>5.0</td> <td>5.0</td> <td>387</td> <td>373</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>2.8</td> <td>3.1</td> <td>144</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>養護教諭</td> <td>11.2</td> <td>10.0</td> <td>21</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.3</td> <td>4.1</td> <td>1,111</td> <td>1,125</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 政令市及び横須賀市立高等学校（全日制）を除く神奈川県所管分</p>		最終合格倍率		採用者数		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	小学校	3.0	2.9	375	359	中学校	5.9	4.2	181	234	中等教育学校	-	-	3	4	高等学校	5.0	5.0	387	373	特別支援学校	2.8	3.1	144	131	養護教諭	11.2	10.0	21	24	計	4.3	4.1	1,111	1,125
	最終合格倍率		採用者数																																										
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度																																									
小学校	3.0	2.9	375	359																																									
中学校	5.9	4.2	181	234																																									
中等教育学校	-	-	3	4																																									
高等学校	5.0	5.0	387	373																																									
特別支援学校	2.8	3.1	144	131																																									
養護教諭	11.2	10.0	21	24																																									
計	4.3	4.1	1,111	1,125																																									
課題	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に採用試験の倍率低下が続いており、採用試験受験者をより一層獲得していくことが課題である。 コロナ禍における採用試験の実施に当たり、これまでの経験を踏まえ、感染防止策をよりの確とすることが課題である。 コロナ禍において対面による大学説明会の実施が困難な中での受験者獲得が課題である。 																																												
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 今後も人材の確保が厳しい状況が続くことやコロナ禍における状況を踏まえ、オンラインによる説明会の実施など、大学との連携や広報活動を更に充実させるとともに、採用試験の改善について検討していく。 試験会場の分散化や試験内容の一部省略など、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた対策を講じていく。 																																												
取組み2 障がい者雇用の促進																																													
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年3月に策定した「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、「誰もが、ともに生き生きと働ける職場の実現に向けて」取組みを行った。 障がい者雇用の推進するため、「神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議¹」を3回開催し、サポートオフィスの取組み、障がい者雇用率、今年度の取組み 																																												

¹ 神奈川県教育委員会障がい者雇用推進会議

県教育委員会において障がい者の雇用を推進するため、教育局関係課、県立高等学校、県立特別支援学校、教育事務所により構成する会議を、平成31年4月に設置。

	<p>等の報告・議論等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中に教員、公立小中学校事務職員、行政事務職員、学校技能員、高校の実習助手、特別支援学校の寄宿舎指導員及び図書館等の司書の障がい者採用選考を実施し、合計45名を採用した。 職員が働きやすく、より定着が図られる雇用形態による障がい者雇用を推進するため、多様な雇用形態による「神奈川県教育委員会サポートオフィス」を設置し、85名を採用した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 国に提出した平成31年1月1日から令和2年12月31日までの2年間の障がい者の採用計画に基づき、令和2年12月31日までの法定雇用率達成をめざしていたが、雇用率は2.08%にとどまり、達成できなかった。 また、法定雇用率が、令和3年3月に2.40%から2.50%に引き上げられたことから、法定雇用率を達成するべく、障がい者の雇用の拡充と定着のため、より一層の働きやすい職場づくりが課題である。 障がいのある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員をめざす障がい者の割合は決して多くないという状況の中、受験者確保に向けた対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「神奈川県教育委員会サポートオフィス」において、事務サポーターと学校技能サポーターについて、チャレンジ雇用を実施し、障がい者への就労経験の機会の提供を通して、就労支援を図るとともに、学校業務サポーターとICT支援員について、短時間勤務を可とする柔軟な勤務形態と通勤負担の少ない勤務地への派遣などを通して、障がい者が働きやすく定着しやすい雇用を進めていく。 「神奈川県教育委員会障がい者活躍推進計画」に基づき、働きやすい職場づくりに取り組むとともに、毎年度、推進計画の取組状況を確認・検証し、必要に応じて見直しを行っていく。 全職員向け啓発資料に、県教育委員会の「障がい者雇用の推進」について、新規採用者数等の具体的なデータを示すとともに、障がいのある職員の声を掲載し、管理監督者向けには、各所属での好事例や障がいのある職員の声を掲載した資料を配付し、所属での取組みや研修等に反映していく。 障がいのある教員の採用に当たり、大学等の教員養成機関において教員をめざす障がい者の割合は決して多くないという、全国に共通する教育委員会固有の構造的課題が存在するため、全国都道府県教育長協議会などの場を活用し、各都道府県の課題や取組状況などについて共有するとともに、引き続き国への働きかけを実施していく。 受験者確保に向けて、教員採用試験の説明会で、障がい者に対する試験実施上の配慮や、障がいの種類や特性を勘案して配置計画を立てる等の採用後の配慮などの説明を充実していく。
取組み3	「かながわティーチャーズカレッジ²」の実施
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「『かながわ教育学講座』を通して、神奈川県教育について知り、教員の仕事について学ぶことができましたか」という受講者アンケートに対して、「とてもできた」、「できた」と合わせて100%が回答したことから、受講者の教職への理解の深化を図ることができた。 <p>【新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学等での事業説明会の中止により、周知活動が十分にできなかったことから、受講者数は昨年度の268名から172名に減少した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に教員志望者が減少している中、カレッジでも平成29年度をピークに受講者数が減少傾向にあるため、受講者数の増加を図ることが課題である。

² かながわティーチャーズカレッジ

教員志望者に対し、指導主事等の講座や学校現場の体験を通し、教職に求められる使命感と責任感を持ち、多様な教育的ニーズに対応する実践力の向上を図るとともに、神奈川県教育の理解を深めることを目的に、平成20年度から実施。

	<ul style="list-style-type: none"> 大学等での事業説明会の中止により、十分な周知活動ができず受講者数が減少したことから、対面による事業説明ができない状況となった場合の対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 学生ポータルサイトへの情報提示及び「かなチャンTV」を利用した動画配信等も含めて周知していく。 説明会については、対面による事業説明ができない状況にも対応できるよう、オンラインビデオ会議ツールの利用や、動画配信等も含めて実施していく。
取組み4 「フレッシュティーチャーズキャンプ³」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「『着任に向けた準備』では、教員生活をスタートするにあたっての不安や疑問を共有し、その解消または軽減をすることができましたか」という受講者アンケートに対して、「とてもできた」と「できた」を合わせて96.5%が回答していることから、着任に当たっての不安や疑問の解消や軽減を図ることができた。 赴任予定校研修は、「教育職員免許法の特例法」を受けて、教育実習を実施していない新規採用予定者を対象に最大5日間の研修を実施し、2名が受講した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍においても、新規採用予定者が教員生活をスタートするにあたっての不安や疑問の解消又は軽減を更に図っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 対面実施を基本とするが、今年度のアンケート結果からインターネットを活用した実施方法でも成果が得られているため、実施時期の状況を踏まえ最適な方法を選択していく。
取組み5 「高校生のための教職セミナー⁴」の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 教員を志望する県内の高校生に対し、教職への理解を深め、将来の神奈川の教員として優秀な人材を育成するため、教職セミナーを実施した。また、令和2年度より県立特別支援学校の生徒に募集を行い、延べ18名の生徒が参加した。受講者数は、昨年度の延べ337名に対して、延べ577名と大幅に増加した。 「講座を通して、教員になりたいという気持ちが高まりましたか」という受講者アンケートに対して、「とても高まった」と「高まった」を合わせて97.0%が回答していることから、教職への理解と将来の神奈川の教員としての人材育成を図ることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 教職セミナーの受講者数は大幅に増加したが、講座内容や実施時期により、申込者数に偏りがあることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 高校生のニーズに沿った内容に精選していくとともに、ニーズが高い講座は別日に2回実施していく。
取組み6 「かながわ学校管理職育成指針」の策定	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 管理職のリーダーシップやマネジメント能力がますます重要となっている一方、40歳代から50歳代前半までの教員が非常に少なく、今後の管理職の計画的な育成が課題となっている。こうしたことから、計画的かつ一貫した管理職人材育成のため、令和3年3月に「かながわ学校管理職育成指針」を策定した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「かながわ学校管理職育成指針」に沿った管理職育成研修体系の内容の充実を



高校生のための教職セミナー

3 フレッシュティーチャーズキャンプ

採用前研修として、新規採用予定者が任意で参加する研修で、着任に当たっての不安解消を図るとともに、神奈川県教育に関する理解や、教育公務員としての自覚・意欲を高めるため、教員として直ちに必要となる技能・知識や実践力を習得し、教員生活がスムーズにスタートできるよう平成20年度から実施。

4 高校生のための教職セミナー

教員を志望する高校生に対し、キャリア教育の一環として、講座の受講やグループ活動等を通して、教職への理解を深め、その資質や意欲の向上を図ることにより、将来の神奈川の教員、次世代を担うべき優秀な人材を育成することを目的に、平成27年度から実施。

	<p>図ることが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長への登用にあたり、マネジメント能力について判定するために、より客観的な評価手法の検討が課題である。 ・ 「かながわ学校管理職育成指針」をしっかりと学校現場に定着させ、管理職人材の育成につなげることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修内容の充実を図るため、受講者のニーズを踏まえつつ、管理職育成研修の講座・講義の内容等を検討していく。 ・ 令和3年度から実施する県立学校校長選考アセスメントを円滑に実施し、実施結果を検証していく。 ・ 「かながわ学校管理職育成指針」をしっかりと学校現場に定着させるため、学校現場の意見を十分に参考にしながら、「『かながわ学校管理職育成指針』の運用について」の内容を検討していく。

② 県教育委員会の不祥事防止の取組み

取組み1 不祥事防止の取組み																																																					
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ わいせつ事案の防止に資する方策等を教育長に提言するため「わいせつ事案防止対策有識者会議」を設置し、これまでの取組みや発生防止のための新たな方策等について検討した。 ・ 教職員一人ひとりが不祥事防止を自分のこととして取り組むため、各所属で不祥事ゼロプログラム⁵を作成し、職員の全員参加により職場研修等を実施した。 ・ 各所属の研修支援のため、毎月、不祥事防止職員啓発・点検資料を発行した。 ・ 不祥事防止啓発リーフレットを使い、全県立学校長が一人ひとりの教職員と個別面談し、不祥事防止の指導を実施した。 ・ セクハラ防止や職場のハラスメント防止に向けたリーフレットを配付し、全県立学校における研修での活用を促進した。 ・ 教育局職員が県立学校86校を訪問し、校長との面談で不祥事防止の取組状況の確認と必要な指導を実施した。 ・ 教育長から一人ひとりの教職員に対して、不祥事防止についてメッセージ動画を送信した。 <p>【教育委員会における懲戒処分者数の推移及び事案別懲戒処分数】</p> <div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;"> <p>(参考：教育関係職員定数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>54,016人</td> <td>29,062人</td> <td>29,103人</td> <td>29,141人</td> <td>28,987人</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="flex: 1; margin-left: 10px;"> <p>(単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>わいせつな行為等</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>体罰等</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>酒気帯び運転等(同乗含む)</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>交通事故、交通違反等</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>20</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>27 (22)</td> <td>24 (13)</td> <td>16 (9)</td> <td>17 (9)</td> <td>9 (5)</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	54,016人	29,062人	29,103人	29,141人	28,987人	年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	わいせつな行為等	5	7	8	7	5	体罰等	1	4	1	3	0	酒気帯び運転等(同乗含む)	1	0	0	2	0	交通事故、交通違反等	0	3	1	0	0	その他	20	10	6	5	4	計	27 (22)	24 (13)	16 (9)	17 (9)	9 (5)
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																	
54,016人	29,062人	29,103人	29,141人	28,987人																																																	
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																
わいせつな行為等	5	7	8	7	5																																																
体罰等	1	4	1	3	0																																																
酒気帯び運転等(同乗含む)	1	0	0	2	0																																																
交通事故、交通違反等	0	3	1	0	0																																																
その他	20	10	6	5	4																																																
計	27 (22)	24 (13)	16 (9)	17 (9)	9 (5)																																																
	<p>※ 処分者数は、県立学校等(事務局職員含む)及び市町村立学校(政令指定都市を除く)の人数</p> <p>※ 表中の()内は、県立学校等処分者数で内数</p> <p>※ 服務監督責任により処分を受けたものを除く。</p> <p>※ 教育関係職員定数は、教育委員会事務事業の概要による。(平成28年度は、政令指定都市を含む。)</p>																																																				


⁵ 不祥事ゼロプログラム

不祥事の未然防止を図るため、各所属で不祥事の発生リスクや発生事案等に基づいた課題の抽出を行い、課題に応じた取組項目ごとに目標を設定し、行動計画を定めたもの。平成18年度から実施。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不祥事ゼロプログラムの推進等を通じ、懲戒処分の全体数は減少しているものの、わいせつ事案は、毎年一定程度発生し、減少には至っていないため、新たな取組みを実施するとともに、これまでの取組みに改善等を加え、継続して実施し、わいせつ事案を根絶していくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「わいせつ事案防止対策有識者会議」からの提言を踏まえ、策定したわいせつ事案根絶の取組方針に基づき、教職員の倫理に関する指針等の策定や、児童・生徒が受けた性被害の影響について教職員の理解を深める研修の充実、自分を見つめるチェックシートの作成・活用等の新たな取組みを実施していくとともに、セクハラアンケートの年2回の実施など、これまでの取組みの改善等を行っている。

2 学校支援や教職員研修に関するセンター機能の充実と強化

① 県立総合教育センターの再編整備

取組み1 県全体の研修の充実に向けた取組み	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ PFI事業の手法により県立総合教育センターの再編整備を進め、令和3年度からの供用開始に向けて、令和2年12月末に整備を完了することができた。 ・ 再編整備に伴い、全校種・全教科の指導主事等による研修・調査研究・教育相談の様々な知見と機能が集約された。 ・ 県立総合教育センターと、教育事務所及び市町村教育委員会の研修における役割を改めて整理・確認した。
	<p>県立総合教育センター棟</p>
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県全体の研修を充実させていくために、整理・確認した役割に基づいた研修や新たな取組みを実施し、県立総合教育センター、教育事務所及び市町村教育委員会のそれぞれが、継続して役割を果たしていくことが課題である。 ・ 教育人材の確保や不登校への対応といった学校教育を取り巻く状況の変化等に応じた事業に、機能集約した強みを生かして取り組んでいくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、基本研修・指定研修は県立総合教育センターが全体のリード役を担い、地域の独自性を生かした研修や市町村の施策に基づく研修は、教育事務所及び市町村教育委員会で実施していく。 ・ 新たな取組みとして、教育事務所及び市町村教育委員会の研修を支援するための窓口を県立総合教育センターに設置し、必要に応じて指導主事を教育事務所等に派遣していく。 ・ 県立総合教育センターが主催する研修について、各地域の教員の移動や経費負担に配慮し、研修場所を地域の会場に移して行う「サテライト研修」を教育事務所協力の下、実施していく。 ・ 教育人材の確保に対応するため、教員免許を取得したものの、教職に就かなかった方や、教育現場から長らく離れている教員経験者など、いわゆる「ペーパーティーチャー」向けの研修を、各部門の経験豊富な職員を活用して実施していく。 ・ 不登校の高校生等に対する教育相談の新たな形として、県立総合教育センター内に学習支援を含めた支援を行う高校生版「教育支援センター」としての「K-room」を設置し、社会的自立を促す取組みを進めていく。様々な教科の指導主事等が連携することで、学習だけではなく、社会的自立のための支援も行うなど、不登校生徒の高校への復帰等を支援していく。

② 教職員研修の充実

取組み1 効果的・効率的な研修の実施に向けた取組み	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 類似した研修を受講する教員の負担軽減のため、教員免許状更新講習を中堅教諭等資質向上研修の一部とする制度（一部免除制度）を令和2年度より実施し、令和2年度の受講者1,086名中627名が制度を利用した。 就学前教育の充実を図るため、公立の幼稚園教諭、保育教諭等を対象に、新規採用教員研修講座・中堅教諭等資質向上研修講座を開催し、集合研修では述べ57名が参加した。受講者アンケートでは、「実習や演習を自身の業務等に生かすことができた」や、「様々な研修や協議からミドルリーダーとしての意識を持ち、園運営に積極的にかかわっていききたい」等の記述が見られた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 他校種の教員免許状取得等、教員免許状更新講習以外の講習受講についても一部免除を検討することが課題である。 就学前教育と小学校教育との連携の更なる充実を図るために、幼児教育に係る研修の、より効果的な研修内容や実施方法の検討を進めることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 国の動向を見据えながら、他校種の教員免許状取得等、教員免許状更新講習以外の講習受講についても一部免除となるよう、研修の受講方法や内容について検討していく。 幼児教育に係る研修の効果的な実施方法等について、市町村教育委員会等と引き続き連携しながら検討し、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上を図っていく。
取組み2 教員研修の充実	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修の未修了者について、次年度の初任者研修の聴講を可能とする実施要項の改定を行った。 「かながわ学校管理職育成指針」にあるめざすべき管理職像の指標に基づき、管理職の研修について整理し、体系の見直し及び再構築を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 初任者研修について、教職大学院修了者や臨時的任用職員としての経験等がある初任者と、全く経験のない初任者が同じ校外研修の実施日数となっているため、採用前の経験に応じた内容の研修にしていことが課題である。 管理職研修について、管理職の経験年数に左右されない、受講者のニーズを踏まえた受講方法や講座内容を検討することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 初任者が教職大学院修了者等の場合の初任者研修の実施日数の軽減等について、検討していく。 令和3年度管理職研修において、2年目以上の管理職が新任管理職研修講座等の講義を選択受講することを可能にするとともに、選択受講について更に整理及び精選していくことで、ニーズを踏まえた講座になるよう内容を見直していく。

3 信頼に根ざした活力と魅力にあふれた学校づくり

① 小中一貫教育の推進

取組み1 小中一貫教育推進のための研修の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「小中一貫教育推進ガイドブック」（平成30年度改訂）を基に、その重要性や取組事例等について周知するとともに、引き続き小中一貫教育サポートデスクを設置し、市町村教育委員会（政令市を除く）や公立小・中学校（政令市を除く）に指導主事を派遣した。 全市町村教育委員会を対象に研究協議会（年1回）を開催し、コミュニティ・スクール導入と一体に小中一貫教育を推進する地区の取組事例等を周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会（政令市を除く）による小中一貫教育の推進に際し、県教育委員会として、各市町村の学校数や規模などといった実情を十分に踏まえ、より効果的な指導・助言を行っていくことが課題である。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も小中一貫教育サポートデスクを設置し、市町村教育委員会（政令市を除く）等への個別の訪問や、市町村教育委員会（政令市を除く）担当者による研究協議会について、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた実施方法を検討しながら実施していく。 ・ 各市町村の学校数や規模などの実情に即し、義務教育9年間を見とおした教育計画に基づいた効果的な推進が図られるよう、必要な情報提供や助言等を行っていく。
---------	--

② 公立高校入学選抜の実施・改善

取組み1 学力検査採点業務等の改善	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成27年度及び平成28年度の採点誤りを受け、「再発防止・改善策」を策定し、①記述式問題の2系統での採点・点検、②記述内容チェックと誤字・脱字チェック等の役割分担、③合否判定分岐点付近の受検者に対する再点検、④基本マニュアルの見直しに取り組んできた。 ・ 平成30年度入学選抜からは、問題の質を落とすことなく、採点のしやすい作問を工夫してきた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度入学選抜における県教育委員会による抽出再点検により、採点誤りが判明し、全校に記述式問題の2系統での照合について、再度の点検を指示したところ6校において合計7件の採点誤りが判明した。さらに、平成31年度入学選抜について、2校において合計2件の採点誤りが、令和2年度入学選抜について、1校において2件の採点誤りが判明した。 ・ 採点誤りを防ぐための採点・照合・点検について、重層的な方策を検討し、誤りのない入学選抜を実施していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該高等学校において採点等に関わった教職員（管理職を含む。）からの聞き取りを踏まえた報告を基に、検証を行い、改善方策を策定する。策定した改善方策に基づき、誤りのない入学選抜を実施していく。

③ 県立高校改革の推進

取組み1 県立高校改革実施計画（全体）⁶ 及び同（Ⅱ期）の推進・普及	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度入学生から実施される新学習指導要領への対応のため、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）で研究指定している各指定校等において、実践的な研究等を実施した。 ・ 「県立高校改革実施計画（Ⅰ期）成果と課題」を取りまとめ、令和元年度に終了したⅠ期計画における取組みの検証を行い、成果を確認するとともに、課題について整理した。 ・ 県立高校改革の取組みについて周知を図るため、リーフレットを209,500部作成し、県内のすべての国・公立中学生に配布した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高い教育の充実に向け、各指定校への継続的な支援を行うとともに、オンラインの活用を含めた研究協議会の効果的な実施方法を検討していくことが課題である。 ・ 県立高校改革実施計画（全体）は、令和6年度からの期別計画である県立高校改革実施計画（Ⅲ期）策定時に見直すこととしているが、見直しにあたり社会状況の変化などを的確に捉えて、計画に反映させていくことが課題である。 ・ 県立高校進学希望者等に、県立高校改革がめざす、質の高い教育の充実や魅力ある学校づくりが、しっかりと伝わるよう取り組んでいくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各指定校の研究の推進に向けて、研究協議会の実施や指導・助言などの支援を継続していく。

⁶ 県立高校改革実施計画（全体）

計画期間の全体にわたる改革内容とともに、今後の展望を示した計画。

<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度予定のⅢ期計画策定時に、全体計画の見直しを行っていく。 県立高校改革を通じた県立高校の魅力が進学希望者等にしっかりと伝わるよう、学校説明会などの機会を活用し、継続的な周知・広報に取り組んでいく。

令和3年度に向けて学科改編に取り組んだ県立高校

学校名	改編後の学科	改編前の学科
神奈川総合高等学校	普通科（個性化コース・国際文化コース）・ 舞台芸術科	普通科（個性化コース・国際文化コース）

④ 県立特別支援学校の教育環境の整備

取組み1 県立特別支援学校の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 西湘地域の特別支援学校の地域的課題に対応するため、令和3年度の開設をめざし、小田原養護学校湯河原校舎新築工事を実施した。 令和4年4月より、岩戸養護学校において、肢体不自由教育部門に加え、知的障害教育部門の生徒にも給食を提供開始することを目的とした、給食施設整備工事に向け、基本・実施設計を行った。 令和3年3月に作成した「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）（素案）では、「神奈川県の特特別支援教育のあり方に関する検討会」より報告された「最終まとめ」及びこれまでの施策や県内の児童・生徒数の推移等を踏まえながら、概ね10年間を見通す中で、本県における特別支援教育の推進を図るため、「特別支援学校の整備」を柱のひとつとし、その施策の方向を示した。  <p style="text-align: center;">小田原養護学校湯河原校舎完成イメージ</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後、国が定める特別支援学校の「設置基準」の内容や、市町村教育委員会等の意向を踏まえ、地域の実情に沿って、効果的な整備の方向を検討していくことが課題である。 障がい重度・重複化、多様化を踏まえ、児童・生徒等の実態に応じた施設・設備となるよう整備していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 小田原養護学校湯河原校舎の設置・運営について、引き続き湯河原町と連携し、地域とともにある学校づくりを進めていく。 「かながわ特別支援教育推進指針」（仮称）（素案）に示された、「児童・生徒数の将来推計に伴う地域的課題に対応した学校づくり」「地域の教育資源を活かした、児童・生徒等の居住地に近い学校づくり」「県立特別支援学校の高等部知的障害教育部門への対応」「老朽化対策と教育内容の充実を図るための施設・設備の充実」について、検討を進め、指針を策定する。
取組み2 スクールバス等による通学の支援	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校に通う児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、118台（継続107台、更新9台、増車2台）のスクールバスを配備し、運行した。 スクールバスの運行により、1,766人の児童・生徒の通学に寄与した。 令和2年度より、自立と社会参加に向け自力通学を基本とする高等部知的障害教育部門に在籍する生徒のうち、自力通学は困難だが、見守りがあれば路線バスを利用した通学が可能な生徒が在籍する12校に、通学支援員を配置した。 また、自力通学が困難かつスクールバスの乗車が必要な高等部知的障害教育部門の生徒については、マイクロバス9台を新たに配車することで対応した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より実施した、通学支援員の配置等の高等部知的障害教育部門の生徒に対する通学支援の状況を把握し、その成果等について検証することが課題である。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、障がいのある児童・生徒の教育を受ける機会及び安全な通学を保障するため、スクールバスの運行を行っていく。 検証結果を踏まえ、高等部知的障害教育部門の通学支援の充実を図っていく。
---------	---

⑤ 教員の働き方改革の推進

取組み1 勤務時間管理システムの導入	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 客観的な勤務時間の把握を行うため、勤務時間管理システムの開発を進め、令和2年11月から勤務時間管理システムを全県立学校に導入した。 客観的な勤務時間の把握により、県立学校において時間外在校等時間の上限（月45時間）を超える職員が一定割合（令和2年12月時点、県立高校等：15.1%、県立特別支援学校5.2%）いることが明らかとなった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 勤務時間管理システムで集計された時間外在校等時間の状況を踏まえ、長時間勤務の縮減を図ることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 長時間勤務の縮減に向け、引き続き、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に掲げた取組みを進めていく。また、勤務時間管理システムを活用して時間外在校等時間の動向を把握し、恒常的な長時間勤務の要因を解明していく。
取組み2 外部人材の活用	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタント⁷については、県立学校全校配置を継続した上で、これまでの各学校の業務アシスタント活用事例のうち、効果的な事例を、改めて各学校に周知した。 県立高校等延べ34校で「かながわハイスクール人材バンク」を活用し、学習支援員やスクールキャリアカウンセラーによる、学習支援や進路支援を行い、きめ細かな指導を実現するとともに、教員の業務負担の軽減を図ることができた。 教員の部活動指導に対する負担軽減のため、部活動の顧問となることのできる部活動指導員を県立高校15校に配置した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタントの活用状況については、各学校の規模や業務内容などそれぞれ実情が異なることから、配置の効果について差異があることが課題である。 「かながわハイスクール人材バンク」が、学校現場で更に有用な活用ができるようにするための学校のニーズと登録者のマッチングは、引き続き課題である。また、国庫補助金を活用した事業であるため、申請通りに国から補助がなされない場合に、十分な配置ができないことが課題である。 部活動指導員の配置により、引き続き、教員の負担軽減を図りながら、部活動を質的に向上させていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 業務アシスタントについては、教員及び業務アシスタント本人への継続的なアンケート調査などにより、その効果を把握、検証する中で、各学校の実情を踏まえた配置の工夫をしていく。 今後も、学校のニーズと登録者のマッチングを工夫し、「かながわハイスクール人材バンク」を活用した教育支援を実施していく。また、国の動向を見据えながら、国からの予算の拡充について、国へ要望していく。 これまでの配置効果の検証結果をもとに、部活動指導員の配置校を17校に増やし、県立高校等の教員の一層の負担軽減を図るとともに、部活動指導員の配置効果を検証する中で質的向上について調査・研究していく。

⁷ 業務アシスタント

教員以外の者でも対応可能な業務を行い、教員の事務的な業務をサポートする非免許職の第1号会計年度任用職員。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 採用倍率の増加をめざした上での質の向上も指摘されているところだが、OJTなどの指導に当たる40代の教員の当時の採用数が極端に少なかったことから現場での新採用教員の育成がどのような状況であるのかが危惧される。採用してからの教員としての成功体験や課題解決が進まない、その後の離職率の上昇なども懸念されるので、学校全体で、また、県域で全体的な採用から研修等の一連の充実をするようにしてほしい。
- 教員の確保、育成に関しては、全体として種々の取組みが奏功していると考えられる。

【中柱1-①について】

- 「障がい者雇用の促進」については、法定雇用率にとらわれることなく、積極的に有能な人材の採用を進めることにより、インクルーシブな教育のあり方との調和を図ってほしい。その際、教員、生徒共に通いやすい学校というハード整備についても積極的に進めるようにしてほしい。
- この状況下でも、教員採用候補者選考試験の高い倍率を維持できたことは高く評価できる。他県も日程を工夫するなどの動きを見せており、引き続き努力してほしい。オンラインによる説明会は、ポスト・コロナにおいても受験生確保のため継続してほしい。障がい者雇用については課題が残ったが、自治体のみでなく、高校・大学を含む大きな構想が必要と考える。

【中柱2-②について】

- 教職員研修に関しては免許状更新講習との乗り入れを高く評価できる。ただし、免許状更新講習は廃止の動きも出ており、それも視野に入れた検討が必要になる。

【中柱3-③について】

- 今後は少子化に伴う学校の再編がテーマになってくると思われるが、単に人口減少地域の生徒の選択肢の減少にならないような適正配置をすることと、選択できる学校の一つ一つが魅力のあるものであるべき点について留意してほしい。

【中柱3-⑤について】

- 教員の働き方改革において、業務アシスタント等の配置の効果に差異が出ている。今後の課題だが、教員の仕事は事務的な内容であっても専門性と切り離せない部分も大きい。学校におけるスタッフ構造を教員と職員だけでなく、大学における研究マネジメント人材であるリサーチ・アドミニストレーター（URA）など第3の職種に当たるような存在も考えていく必要があるかもしれない。

VII

県立学校の教育環境の改善

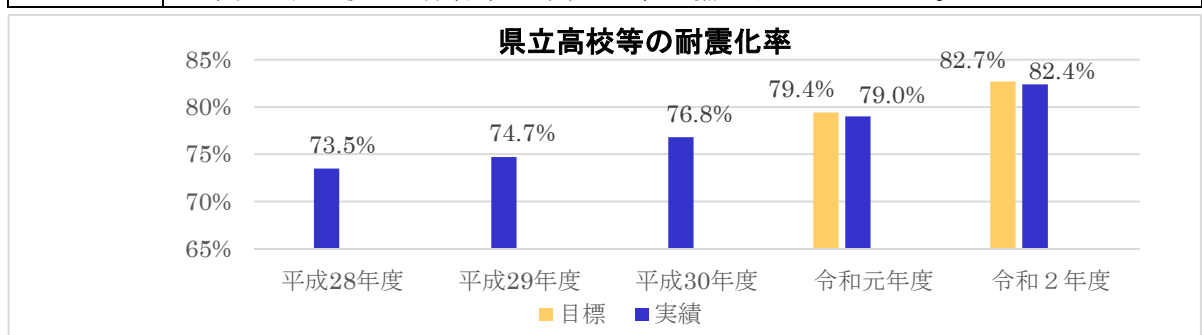
1 豊かな学びを実現する教育環境の整備

① 校舎等の耐震補強・老朽化対策等の実施

取組み1 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画) ¹ に基づく県立学校の環境整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県立学校において、子どもたちの安全を確保し、安心して快適に過ごせる環境整備を進めるため、「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)に基づき、耐震化対策や老朽化対策、トイレ環境改善など総合的な施設整備を実施した。 耐震化対策については、県立横浜明朋高等学校など14校において耐震化工事が完了し、併せて県立相模原高等学校など8校において老朽化対策を実施した。 トイレ環境改善については、県立鶴見総合高等学校など54校の整備工事を実施した。 空調設備の整備については、県立磯子工業高等学校など10校の整備工事を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策や老朽化対策等の施設整備について、引き続き児童・生徒の学習環境を確保しながら、計画的に実施していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 耐震化対策については、小規模な補強が必要な校舎等約200棟について、計画第2期末の令和5年度までに耐震化を実施することとしており、令和3年度は46校で耐震化を進めていく。 老朽化対策については、計画第2期末の令和5年度までに、耐震化対策と併せた施設の長寿命化を、計画第2期・3期では、屋上防水・外壁改修等、総合的な施設の長寿命化対策を進めていく。 トイレ環境改善については、計画第2期末の令和5年度までにすべての校舎等を整備していく。 空調設備の整備について、高校は生徒の使用頻度が高い特別教室を、特別支援学校は特別教室・体育館を対象とし、整備工事を進めていく。



鉄骨ブレース等による耐震化工事後の校舎



※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

1 「県立学校施設再整備計画」(新まなびや計画)

まなびや計画で残された課題である、小規模な耐震補強が必要な校舎等の耐震化、総合的な老朽化対策及びトイレの洋式化等の整備等について、県立高校改革実施計画と整合を図り、平成28～令和9年度の12年間(第1期は平成28～令和元年度、第2期は令和2～5年度、第3期は令和6～9年度)に、概ね1,500億円の事業規模により取り組んでいく。

② 実験・実習等に係る設備の整備

取組み1 実験・実習等に係る設備や備品の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門高校の備品の現状把握に努め、老朽化度合いをランク付けし、特に老朽化が著しい設備や備品を優先的に更新できるよう備品整備計画を策定した。更新が行われた備品で実習が行われたことにより、安全で効率的な実習が実現できた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備されている備品の中には、まだ老朽化が著しいものがあるため、早急な更新が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の「デジタル化対応産業教育装置整備事業費」を活用し、老朽化備品の更新を更に進めるとともに、新たな学びに必要な設備の整備を進めていく。 ・ 各専門高校における備品の耐用年数と老朽化や使用状況、新学習指導要領を踏まえた必要性等を精査し、今後使用する備品や新たに必要とする備品の整備を計画的に進めていく。 ・ 自校の実習設備の整備に加え、産業現場における長期間の実習での設備の活用など、外部機関との連携を深めた取組みについて、引き続き推進していく。
取組み2 地域と連携した実習	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品開発や販売実習、ものづくりなど、各専門高校が、それぞれの産業の特性を踏まえ、各産業間のつながりを体験的に学習することで、将来に向けた生徒の活動の場を広げることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の就業を見据え、現場実習においては、学校と産業界が互いに地域産業の担い手を育てるという当事者意識を持つこと、また、そうした受入企業の確保が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ デュアルシステムなどの地域の企業等と連携した実習の推進に向け、受入れ先の開拓や実習プログラムの開発などについて検討していく。

③ 災害に備えた整備

取組み1 災害に備えた物品等の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の指定の有無にかかわらず、県立学校に地域住民が避難してくることを想定し、市町と協議し、避難者への対応や市町への連絡方法等の初動体制の整備に取り組んだ。 ・ 県立学校の全教職員及び県立特別支援学校の児童・生徒のための備蓄食料合計9食分（3日分）について、令和2年度中に賞味期限切れとなるものを更新した。 ・ 県立学校へ災害時用トイレを7年間で計画的に整備しており、6年目の令和2年度は対象となる124校へ整備を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震だけでなく風水害や土砂災害等、最近の様々な災害事例を踏まえ、対応することが課題である。 ・ 近年の災害事例等を参考に、各学校における物品等の整備を行うとともに、整備済みの備蓄資機材等について、計画的に更新していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な事態を想定し、災害時に地域住民や市町と連携して、適切に対応できるようマニュアル等の見直しや再点検を適時適切に行っていく。 ・ 災害時に県立学校において必要となる物品等について確実に整備するとともに、更新が必要な備蓄資機材等について、引き続き、計画的に更新していく。

2 効率的で主体的な学校運営の推進のための教育環境の改善

① ICT環境の整備

取組み1 校務用パソコンの整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の業務負担軽減のため、常勤教員1人につき校務用パソコン1台の配備を持続できるよう、ノートパソコン1,886台を配備し、計画的な更新を進めると

	もに、業務アシスタントの一部にも、校務用パソコンを配備した。
課 題	・ 今後、耐用年数が経過する校務用パソコンについて、引き続き計画的に更新を行うとともに、常勤教員以外の教職員の校務用パソコンについても必要に応じた配備を行っていくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	・ 常勤教員が使用する校務用パソコンを引き続き計画的に更新していく。 ・ 学校司書に校務用パソコンの配備を行い、業務の効率化を図っていく。 ・ ICT支援員の配置など、機器やネットワークの管理に係るサポート体制を整備していく。 ・ 多様化する情報化社会に対応した総合的な情報政策の推進を図る「県教育委員会高度情報化推進会議」等において、ICTを活用した学校運営の効率化等について引き続き検討していく。
取組み2 ネットワークセキュリティー機能強化	
実 績 ・ 成 果	・ 教員業務の効率化と負担軽減及びセキュリティ強化のため、令和3年3月に教育委員会ネットワークの基幹システムを更新した。 ・ ホームページ作成・更新作業を簡略化し、教員の業務負担を軽減するために、CMS（コンテンツ・マネジメント・システム） ² を段階的に導入し、全校でホームページのCMS化が図られた。
課 題	・ 更新したネットワークを安定的に稼働させていくことが課題である。 ・ CMSの操作に慣れていない教員がいるため、教員に知識や具体的スキルを習得させることが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	・ 更新したネットワークの安定的な稼働を継続していくため、運用・管理を充実させていく。 ・ 引き続き、CMSの操作マニュアルなどを充実させ、ホームページ更新等に掛かる作業時間を短縮し、教員の負担軽減を図っていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 豊かな学びを実現するには施設の安全性や快適な環境整備が求められる。施設の再整備については“新まなびや計画”に則り概ね順調に進められているが、課題もあり解決に向けた更なる検討が必要である。実験・実習に係る設備、備品の整備の更新については可能な限り早期対応を必要とする。

【中柱1-①について】

- トイレや空調設備の改修は生徒が必要最低限の学校生活を送るのに不可欠だ。耐震化も地震は待たないで起きるので早急に整備を進めてほしい。
- 県立高校の耐震対策、老朽化対策について、小規模補強を必要とする校舎や体育館などは未実施が多く、早急な対応が求められる。
トイレの改善は県立高校において約4割の和式トイレが残っており、臭気の問題についても早期改善を必要とする。

【中柱1-②について】

- 実習において設備や機材は重要で、時代とともにその性能は進化している。優先順位を明確にした上で、進めてほしい。また、商品開発などが地域と連携して行われることは、地域貢献の意味でも生徒の向上心が高くなるので評価できる。

² CMS（コンテンツ・マネジメント・システム）

ホームページなどのウェブコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築し、編集するソフトウェアのこと。

- 各専門学科の設備や備品の老朽化により、生徒の技能・能力の向上が阻害されるばかりではなく安全面でも不安がある。緊急感をもって対処する必要がある。

【中柱1-③について】

- 高校を避難所の指定有無に限らず地域に開放する取組みは評価できる。年々自然災害の被害は大きくなっているので、災害拠点としての機能強化を図ってほしい。
- 学校の施設は災害時に地域住民の避難所になることから、災害時を想定して市や町と協議し、対策を取っていることを評価する。また、風水害、土砂災害への対応として、各学校と地域住民及び市町等が連携したD I G等の防災訓練は引き続き協力して実施してほしい。

【中柱2-①について】

- I C Tは今では社会全体で取り組まれており、教員の環境整備は不可欠であるため、設備の充実を進めてほしい。
- I C T支援員は「かながわ教育ビジョン」に記載のあるとおり豊富な知識と経験を有する人材が活用されており評価する。
CMSにはユニバーサルデザイン等の機能があり、ホームページの作成等に有益と好評である。ネットワーク基幹システムは、業務の効率化、教員の負担軽減等のため、安定した稼働に向けた運用が必要である。

文化芸術・スポーツの振興

1 かながわの魅力ある歴史・文化芸術等の充実と継承・発展

① 文化財保護の充実

取組み1 国・県指定文化財等の保存修理・整備に対する補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な文化財を次世代に確実に継承するため、県指定重要文化財「本禅寺本堂」（厚木市）の保存修理事業を始め、市町村及び所有者等が行う国・県指定文化財等の保存修理・整備等に対する補助を33件実施した。 
課題	<ul style="list-style-type: none"> 今後も建造物等の保存修理・耐震対策など高額な補助事業の要望が引き続き想定されるため、長期的な対応が課題である。 県内における貴重な文化財の保護を図るため、県指定にふさわしい候補物件を選定するにあたり、現状で未指定の文化財や市町村指定文化財の洗い出しが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 指定文化財の保存継承を図るため、文化財所有者や市町村と十分な協議を行い、適切な補助のあり方について検討し、文化財所有者等が行う保存修理・整備等に対し、引き続き補助を実施していく。
取組み2 文化財保護の普及啓発	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護意識の醸成を図るため、県内の中学生を対象とした文化財保護ポスター事業を実施し、239作品の応募があった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護ポスターの事業については、減少傾向にある応募数への対応が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護ポスターについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えながら、県民利用施設などでの展示や、応募数の減少した地域や少ない地域に積極的な働きかけを行うほか、応募の増加につながる対応策を検討していく。
取組み3 民俗芸能記録保存調査事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 貴重な民俗文化財が失われないよう、現状等を記録する「民俗芸能記録保存調査（鹿島踊）」を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 次期記録保存調査の対象候補の選定が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 鹿島踊調査について、調査結果を整理し、報告書を作成していく。また、次期調査対象については、緊急性・希少性・広域性などの観点から、「飴屋踊り、万作踊り」を候補として、専門家の助言も得ながら検討し決定していく。

指定の状況（令和3年4月1日現在）

区分	有形文化財	無形文化財	民俗文化財	記念物	合計
国指定	339	1	8	73	421
県指定	251	0	48	88	387
合計	590	1	56	161	808

登録の状況（令和3年4月1日現在）

区分	件数
登録有形文化財	279
登録有形民俗文化財	1
登録記念物	9
合計	289

② 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦

取組み1 「鎌倉」の貴重な文化遺産の修理・修繕に対する補助	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録再推薦に備えるため、国史跡「名越切通」などの新たな構成資産になり得る重要な文化財の保存修理事業について、重点的な県費補助を実施した。 新たな構成資産となり得る重要な文化財に対する重点的な県費補助を行った結果、文化財の効果的、計画的な修理、修繕を実施することができ、文化遺産の保存と活用に寄与した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦のために必要な文化遺産を適切に保護、継承するため、国史跡「名越切通」など新たな構成資産となり得る重要な文化財の整備の継続が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉」の世界遺産登録の再推薦に備え、新たな構成資産になり得る文化財を選択し、重点的、優先的、また計画的に適切な修理、整備を行い、積極的な公開活用を行っていく。

2 健康で豊かな生活の実現とスポーツの振興

① 学校における食育の推進

取組み1 栄養教諭 ¹ の配置・活用による食育の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 学校における食育の推進のため、公立学校の栄養教諭及び学校栄養職員や食育担当者等を対象に、指導力向上を図る研修講座11講座、情報共有のための会議4回を開催した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 受講者の経験や求められる知識・技能に応えたより実践的な研修を実施することが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 食育の効果的な実施のため、研修後アンケート等により受講者のニーズを把握し、引き続き各種研修講座等の内容の工夫改善に努めていく。
取組み2 給食での現地産物の利用拡大	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校において、「かながわ学校給食地場産物利用促進運動²」や「かながわ産品学校給食デー³」を実施し、地産地消の学校給食を推進した。 地産地消の奨励と学校給食のイメージアップを図るため、公立小・中学校及び公立特別支援学校を対象に「かながわ学校給食夢コンテスト⁴」を実施し、1,122件（前年比355件増）の応募があった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校給食での地場産物の利用拡大が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き学校給食での地場産物活用の情報提供に取り組み、一層の利用拡大を図っていく。

1 栄養教諭

学校教育法で、児童・生徒の栄養の指導と管理をつかさどることとされており、学校での食育指導と給食管理を一体的に行っている。

2 かながわ学校給食地場産物利用促進運動

地場産物を給食により一層取り入れてもらうため、公立学校での積極的な利用を働きかけている。

3 かながわ産品学校給食デー

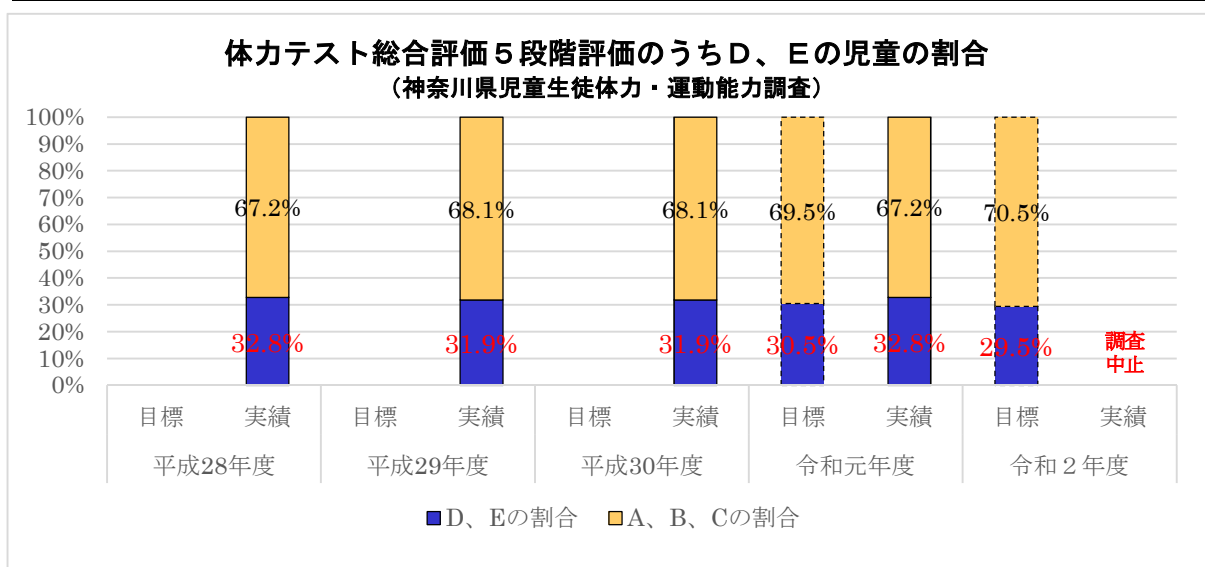
かながわ学校給食地場産物利用促進運動の取組みとして、学校給食に県産食材を使用し、食育指導を行う日を設けるよう公立学校に働きかけており、多くの学校がこの取組みに参加している。

4 かながわ学校給食夢コンテスト

学校給食のイメージアップと食育の推進を目的として、公立小・中学校及び公立特別支援学校を対象に「学校の献立」と「夢の献立」の2部門で給食メニューの募集を行い表彰する。平成30年度から実施。

② 健康・体力づくりの推進

取組み1 「子ども☆キラキラプロジェクト ⁵ 」の推進	
実績・成果	・ 子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、「子ども☆キラキラプロジェクト」の一環として、体力向上サポーターの派遣(20校)、トップアスリートによるスポーツ教室(8校)、ラジオ体操カードの配付などを実施した。
課題	・ 「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組みをより充実させ、更に体力合計点の結果につなげることが課題である。
今後の対応方向	・ 児童が自己の体力・運動能力を最大限発揮する体力テストの実施等を支援する「体力向上キャラバン隊」や「体力向上サポーター」など、「子ども☆キラキラプロジェクト」の取組みを工夫改善し、実施することで、体力向上につなげていく。 ・ 運動習慣の確立をめざした取組みやプロジェクト全体に関わる取組みについて、大学教授等の学識経験者の助言を得て課題の解決に取り組んでいくとともに、同様の取組みを行っている大学や民間企業・団体などと連携していく。



※平成30年度以前の目標値が未設定であるのは、令和元年7月に「かながわグランドデザイン第3期実施計画」を策定した際に、新たに目標値を設定したことによるもの。

③ 部活動の活性化と適切な運営

取組み1 「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ ⁶ 」の推進	
実績・成果	・ 部活動で、子どもたちが安全で効果的なトレーニングを行うことができるよう安全対策支援指導者派遣(14校)を実施した。 ・ 県立高校等の部活動入部率は、令和元年度の65.9%から64.3%にやや減少した。
課題	・ 子どもたちのニーズの多様化や指導の地域移行など部活動を取り巻く社会状況が変化してきていることから、引き続き部活動のあり方を検討することが課題である。

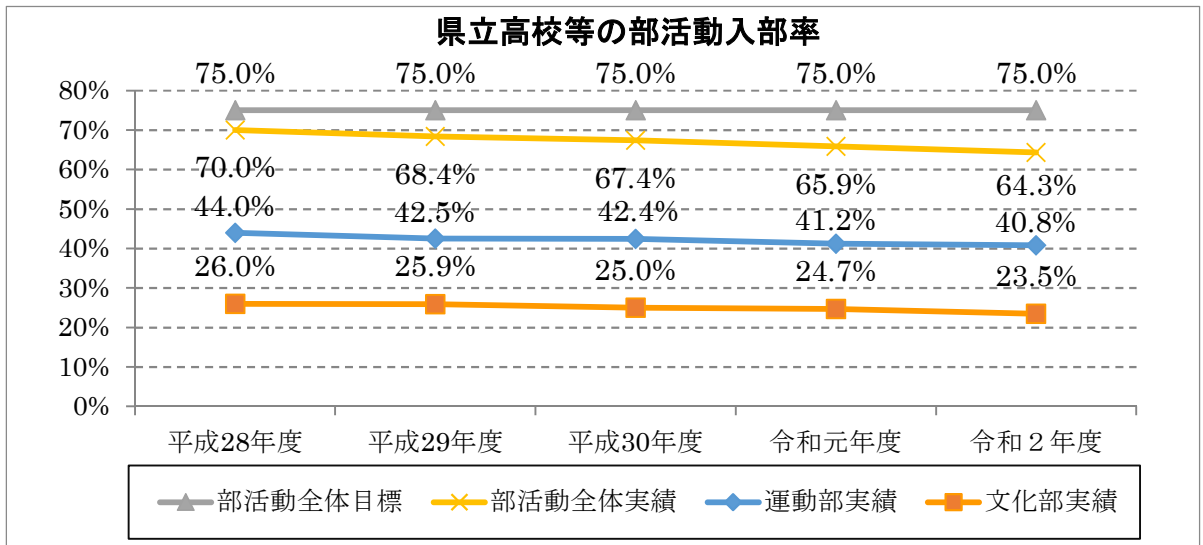
5 子ども☆キラキラプロジェクト

子どものころから未病を改善する基礎づくりの取組みの一環として、子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善をめざし、「体力向上キャラバン隊」や「体力向上サポーター」の派遣、トップアスリートによるスポーツ教室の開催、運動習慣カードの配付など様々な取組みを行っている。

6 かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ

「自主的・自発的な部活動を通じた人づくり」を基本方針に、「参加した誰もが満足できる部活動」「より多くの生徒が参加できる部活動」をめざし、「環境整備の推進」「指導体制の充実」「参加促進」の3つの観点から、外部指導者の派遣や優れた成績を収めた部の表彰、指導者の資質向上を図る研修会、学校体育団体への補助など様々な取組みを行っている。

今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度まで延長していた「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」を再延長し、部活動等に関する意識や活動についての調査や、地域部活動の実践研究を行い、改めて神奈川の部活動の実態や課題を把握した上で新たな部活動プランを作成するための準備を進めていく。
----------------	--



④ がん教育の推進

取組み1 がん教育指導者研修講座	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> がん教育の指導者としての理解を深めるため、公立学校教員等を対象とした「がん教育指導者研修講座」を2回実施した。 受講した教員の94.1%が、がん教育の今後の課題と取組みについて理解することができたとアンケートに回答していることから、指導者としてのがん教育の理解を深めることができた。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 中学校における新学習指導要領の全面実施、高等学校における令和4年度入学生以降の実施に向け、授業における指導力向上が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き指導者研修を継続し、指導力の向上が図られるよう、研修内容を充実させていく。
取組み2 がん教育モデル事業	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> がん教育のモデル事業として、がん経験者等の外部講師を活用した授業のイメージを教員がつかむことができるよう、公・私立の小・中・高等学校の教員を対象に、研究授業を実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からの新学習指導要領の実施に向け、外部講師を確保し、活用体制を充実させることが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> がん経験者等を外部講師として育成するために、がん経験者等の団体である一般社団法人神奈川県がん患者団体連合会が「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、がん・疾病対策課と保健体育課が協働し、育成した外部講師を学校に派遣するための体制確立について検討を行っていく。 外部講師を活用したがん教育研究授業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えて、実施を検討していく。

⑤ 学校におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

取組み1 オリンピック・パラリンピック教材の活用	
実績・成果	・ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 ⁷ に向け、児童・生徒がスポーツに対する関心と理解を深め、その価値や意義を感じることができる教育を推進するため、「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を活用した教員研修を開催した。受講した教員の100%が、教育活動に役立つと回答しており、教材を活用した指導力を向上することができた。
課題	・ 「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」を活用した授業実践の拡大が課題である。
今後の対応方向	・ 「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」の授業での一層の活用を推進するとともに、大会のレガシーを継承する取組みとして、スポーツ局と連携しながら教材の改訂や活用の方法を検討していく。
取組み2 「かながわパラスポーツ ⁸ 」の普及・促進	
実績・成果	・ 児童・生徒及び教員のスポーツに対する意識と技能の向上を図るため、県立特別支援学校24校で外部講師や教員が指導する等によりスポーツ教室を実施した。 ・ 県立特別支援学校全29校にパラスポーツ用具（ティーボール及びパラバールン）を配備した。
課題	・ スポーツ教室については、令和3年度よりスポーツ局の取組みの一部として実施していくため、これまでの各学校の取組状況について、県立スポーツセンターと共有し、より充実を図ることが課題である。
今後の対応方向	・ 各学校のスポーツ教室の取組みを充実するために、今後も県立スポーツセンターと連携・調整していく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 文化芸術は多くの取組みが行われているが、子どもたちや県民に触れる機会を提供する必要があり、更に啓発が求められる。健康の実現については食育の推進、がん教育等の担当者・指導者対象の充実した研修が実施されている。その成果に期待する。

【中柱1-①について】

- 文化財保護ポスターの応募作品数の減少傾向に歯止めがかかっていない。中学生への文化財への意識付けに有効な事業なので幅広く周知を行い、優秀作品を県の施設で展示するなど注力してほしい。
- 文化財保護意識の醸成を図るポスターの応募数の減少は、対象を高校生、一般県民等にまで広げると良い。それには子どもたちや県民に文化財を紹介するDVDの作成や、また、オンラインによる配信等で理解・継承意識を高める必要がある。

【中柱2-①について】

- 「かながわ産品学校給食デー」や「かながわ学校給食夢コンテスト」などが広がりを見せていることに、地産地消など食育の推進に期待がもてる。
- 栄養教諭の指導力向上を図る11講座の研修がコロナ禍の中、実施され多くの教諭が参加したこ

⁷ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

大会の名称については、東京2020組織委員会とIOC（国際オリンピック委員会）間において「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を継続することが合意されている。

⁸ かながわパラスポーツ

本県ではパラスポーツを「障がいのある人がするスポーツ」という考えから一歩進め、すべての人が、自分の運動機能を生かして、同じように楽しみながらスポーツを「する」、「観る」、「支える」と捉え、取組みを進めている。

とは子どもたちの健康にかかわる大切な機会となり評価する。

【中柱2-②について】

- 「子ども☆キラキラプロジェクト」を推進する上で、同様の取組みを行っている大学や民間企業・団体などとの連携が必要である。
- 数年前からの「子ども☆キラキラプロジェクト」等の取組みは体力テストの総合評価に反映されておらず、再検討を必要とする。

【中柱2-③について】

- 働き方改革など部活動の教員負担の軽減が求められる中、入部率を増加させるにはコンテンツの充実や満足感、達成感が得られるなど、生徒が入部したくなる環境づくりが求められる。

【中柱2-④について】

- がん教育は生徒に正しい知識を持ってもらうことが必要である。そのためにも指導者の育成は重要になる。外部講師の活用は有効なので、より推進してほしい。
- がんに関する正しい理解等については、2021年度から中学校の新学習指導要領で全面实施となる。そうした中、本県は既に公立学校教員対象の研修開催、がん教育モデル事業での公・私問わずの研究授業を教員対象に実施したことを評価する。

【中柱2-⑤について】


- 「かながわオリンピック・パラリンピック教育学習教材」の講習を受けた教員がどのぐらいの割合で実際に授業を行ったのが不明だ。また、スポーツ局との連携も縦割りにならないように注意すべき。

1 安全・安心の確保

① 県立学校における対応

取組み1 分散登校、時差通学・短縮授業の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年3月2日から、春季休業を挟んで、5月31日までを臨時休業としたが、学校の教育活動の再開に備えて、必要な検討、準備を進めた。 ・ 6月1日からは、学校の教育活動を再開し、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業などを段階的に実施した。 ・ 7月13日からは、時差通学と組み合わせて通常登校へ移行した。 ・ 8月31日からは、時差通学の時間帯を拡大して継続した。 ・ 国の緊急事態宣言の発令に伴い、令和3年1月7日からは、朝の時差通学に加え、下校時の混雑時間帯を避けるため短縮授業を実施した。 ・ 国の緊急事態宣言の解除に伴い、令和3年3月22日からは、朝の時差通学を引き続き徹底し、授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年3月2日から、春季休業を挟んで、5月31日までを臨時休業としたが、学校の教育活動の再開に備えて、必要な検討、準備を進めた。 ・ 6月1日からは、学校の教育活動を再開し、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業などを段階的に実施し、7月6日以降は時差通学及び短縮授業を継続して実施した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めることが課題である。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校には基礎疾患を有する児童・生徒等も在籍しており、感染すると重症化する恐れがあることから、教育活動について、引き続き、より慎重な対応を検討していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、朝の時差通学を引き続き徹底していく。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は、時差通学及び短縮授業を、引き続き徹底していく。
取組み2 各種ガイドラインの作成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業期間中に生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に遅れが生じることのないよう、家庭学習の課題を課す際の留意事項について各学校に示した。 ・ 国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了して、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、5月22日付けで「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」により県立学校に通知した。 ・ また、8月6日に国から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～の改訂について」により保健管

	<p>理等に関する新たな考え方が示されたことから、8月28日に「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を各学校へ通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、12月3日に国から「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～の改訂について」が示され、12月11日に「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を改訂した。 ・ 学校や生徒の実情に応じて、感染症対策の徹底と学びの保障の両立に向け、各学校行事や部活動の留意事項等について取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 県内の感染状況において、改善の兆候が見られず、県立高校等においても生徒の感染者数が増えている状況を踏まえ、令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たって、授業実施上の留意事項及び出欠席の取扱いについて取りまとめ、12月25日に各学校に通知した。 ・ 国の緊急事態宣言下における学校の教育活動の留意点を取りまとめ、各学校に通知した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況や新たな知見に基づき、引き続き、よりきめ細かく県立学校へ周知・徹底を図っていくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す最新の感染症対策を踏まえ、今後とも保健管理等に関するガイドラインを改訂し、各県立学校に周知するとともに、感染防止対策の徹底を図ることで、県立学校の教育活動を継続していく。
取組み3 感染症対策用品の購入等	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の教育活動再開に向け、国の第1次補正予算を活用し4月補正予算でマスク、消毒液、非接触型体温計を一括調達し、県立学校へ配付した。 ・ 企業から感染症対策用品の寄付を受け入れ、県立学校へ配付した。 ・ 学校の教育活動再開後、教育活動を継続して行う上で必要な対策を強化するため、国の第2次補正予算を活用し、6月補正予算（その2）及び9月補正予算で消毒液等の保健衛生用品の購入や教室における3密対策としてのサーキュレーター等を購入できるよう、各県立学校に対し国庫補助金分500万円、県単分として交付金を250万円、概ね750万円を措置した。 ・ その際、国庫補助金分については国の補助要領により、補助額が児童・生徒数で一律に定められ、学校間で予算を融通することができないことから、生徒数が少なくても学校施設が大きい学校、全日制・定時制の複数課程を持つ学校、生徒数が少ない学校に対して、県単分にて配慮した。 ・ 各県立学校は、「推奨する備品等の例」を参考に、新型コロナウイルス感染症対策や学びの保障に必要な物品購入等（マスク・消毒液等の衛生用品の購入及びサーモグラフィ・プロジェクター等の備品の整備に加え、トイレ清掃・消毒等）を行った。 ・ 入学、進学する児童・生徒が少しでも安心して学校に通うことができるよう、各学校で実施した新型コロナウイルス感染症対策を県ホームページに掲載し、広く県民の方々に対して周知を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症が未だ収束していない状況で、更なる感染拡大も懸念されることから、県立学校において、感染症対策用品の継続的な備蓄が課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国に対して、国庫補助の継続や支援策の充実を要望していく。 ・ 今後も各学校において、感染防止対策及び教育活動を継続する上で必要な物品を整備していく。
取組み4 入学者選抜等における対応	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期間にわたる臨時休業を考慮し、学力検査の出題範囲を一部除外することとした。 ・ 共通選抜において、郵送対応による志願手続を実施した。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力検査等当日の対応について、健康観察票による健康状態の把握、受検者同士の間隔の確保、消毒液の設置等、感染防止対策を行った。また、各学校の検査実施に必要な応援職員を確保するため、会場運営補助員を雇用する等の対応を行った。 ・ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、共通選抜を受検できなかった者を対象とした「追検査」、及び「追検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の検査」を実施した。（「追加の検査」を受検できなかった者を対象とした「追加の二次募集」も実施することとしたが、対象者はいなかった。） ・ Webサイトによる合格発表を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策として新たに実施した「郵送対応による志願手続」及び「Webサイトによる合格発表」等について検証し、次年度に向けた改善について検討することが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校に対する調査に加え、公立中学校校長会等への聞き取りを行うなど、令和3年度入学者選抜の在り方の検証を行うとともに、令和4年度入学者選抜に向けた改善について検討していく。
取組み5 ジャンボタクシー等の借上げ	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立特別支援学校のスクールバス車内では飛沫・接触感染を防止する対策として、ビニールカーテン等を設置した。 ・ マスクの着用や咳エチケットが難しい児童・生徒もいるため、スクールバスの乗車人数を減らすとともに、ジャンボタクシー等を活用し、分散乗車を行った。
	
	ジャンボタクシー
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後もジャンボタクシー等を活用しながら3密防止を図るなど、県立特別支援学校の児童・生徒等の通学時の感染防止対策を、より徹底していくことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、スクールバス車内の感染防止対策やジャンボタクシー等を活用した分散乗車等を引き続き徹底していく。
取組み6 教育相談体制の充実	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業期間中において、県立高等学校及び県立中等教育学校では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと教育相談を実施する際は、オンラインによる相談を積極的に実施し、必要な生徒支援に努めた。 ・ 学校の教育活動再開後に心のケアが必要になる生徒が増えることが予想されたため、スクールカウンセラーの勤務時間を延べ1,428時間増やし、相談・支援体制の充実を図り、生徒たちのニーズに対応した。 ・ また、令和3年1月から3月までの間、生徒の心のケアを更に充実させるため、スクールカウンセラーの勤務時間を延べ365時間増やした。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーへの相談ニーズは高く、相談を希望する生徒のすべてに対応できていないことが課題である。
今 後 の 対 応 方 向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度は、スクールカウンセラーを4名増員するとともに、勤務回数を年間5回増やし、40回とし、教育相談体制の充実を図っていく。 ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、各学校の活用状況に応じて、増員や勤務日数の更なる拡充について検討していく。
取組み7 空調設備の整備について	
実 績 ・ 成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立高校の特別教室における空調設備工事の一部（150教室分）を前倒しするため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度11月補正予算において予算計上し、年度内に一部（58教室分）契約手続を行った。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調設備未設置教室で授業を行う際の熱中症リスクの軽減のため、前倒しする

	150教室分について、夏までに整備できるよう計画的に進めていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 夏までの空調設備の整備をめざし、工事に係る調整及び進捗管理を行っていく。

② 市町村立学校における対応

取組み1 分散登校、短縮授業の実施	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年3月2日から、春季休業を挟んで、5月31日までの臨時休業を市町村教育委員会に対し要請した。 ・ 学校の教育活動の再開に当たり、ガイドラインに、段階的な再開の流れとして、分散登校、短縮授業の例を示した。 ・ 6月1日からは、それぞれの地域や学校の実情に応じた、分散登校や短縮授業などの感染防止対策や学習保障等のための取組みが適切に実施されるよう、市町村教育委員会に通知した。 ・ 市町村教育委員会や学校における、感染防止の対応や措置等を適宜情報収集し、市町村教育委員会と共有した。 ・ 国の緊急事態宣言の発令に伴い、令和3年1月7日からは、それぞれの地域や学校の実情に応じた、感染防止対策や学習保障等のための取組みが適切に実施できるよう、市町村教育委員会に通知した。 ・ 国の緊急事態宣言の解除に伴い、令和3年3月22日からは、それぞれの地域や学校の実情に応じた、感染防止対策や学習保障等のための取組みが適切に実施されるよう、市町村教育委員会に通知した。
課題	・ 今後も引き続き、市町村教育委員会、学校における取組みの工夫等を集約し、全県で共有していくことが課題である。
今後の対応方向	・ 今後も、市町村教育委員会に対し、県立学校への通知等を参考にしながら、各小・中学校においてカリキュラム・マネジメントを行い、児童・生徒の安全・安心の確保と学びの保障を行うよう、依頼していく。
取組み2 各種ガイドラインの作成	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（小・中学校）」を作成し、臨時休業期間中の学習指導、臨時休業の延長に伴う学習指導の見直し、学校の教育活動再開後の学習指導への円滑な接続等について、基本的な考え方や取組モデル等を示した。 ・ 「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（小・中学校）」を作成し、段階的な再開の流れ、準備・計画、取組み、通常登校への移行、特に配慮すべき学年への対応、部活動、児童・生徒指導、教育相談等について示した。 ・ 「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（小・中学校）【別冊版】～中学校第3学年 年間指導計画見直しモデル～」を作成し、基本的な考え方、年間指導計画例、家庭学習と授業を組み合わせた学習評価の具体例等を示した。 ・ 「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を作成し、ICTを活用する意義やねらい、ICTを有効に活用するための環境調査・環境整備、ICTを活用した学校等での学習、ICTを活用した家庭等での学習、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学習、動画教材等の学習コンテンツ一覧表、ICTを活用した指導力向上に向けての取組みについて示した。 ・ 学校や生徒の実情に応じた感染症対策の徹底と学びの保障の両立に向け、各学校行事の留意事項等について取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 国の緊急事態宣言下における学校の教育活動の留意点を取りまとめ、各学校に通知した。 ・ 県立学校の対応を参考とし、各地域の実情に応じた適切な対応を行うよう通知

	した。
課 題	・ 感染症対策について、長期的な対応が求められることを見据え、改めて基本的な考え方や対応を確認するための手引きの作成が課題である。
今後の対応方向	・ 感染症対策について、「学校における新型コロナウイルス感染症対策のための手引き」（仮称）を作成し、各学校に周知して手引きの活用を図っていく。
取組み3 感染症対策用品の購入等補助	
実績・成果	・ 希望する市町村の各幼稚園や小・中学校に対し、マスクや消毒液、パーテーション、空気清浄機等の感染症対策用品、また子どもたちが距離をとって活動するために、空き教室活用のための机、保護者への連絡用の紙、印刷用プリンターなど業務増にかかわる経費などの購入に際し、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行等を支援した。
課 題	・ 感染症対策を図るための消耗品の購入等に係る国の補助事業等の活用に加え、より効果的な感染症対策の工夫等について、市町村教育委員会に周知していくことが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、国の補助事業の活用を周知するとともに、各市町村の円滑な事務執行等を支援していく。また、市町村の幼稚園や小・中学校における効果的な感染症対策の工夫等について、適宜、市町村教育委員会に情報提供していく。
取組み4 教育相談体制の充実	
実績・成果	・ 臨時休業が明けてから学校の教育活動再開後1か月程度までの間、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務時間を増やし、教育相談体制の充実を図った。 ・ すべてのスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーから、児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組事例を収集し、スーパーバイザー等による助言を加え、事例集として取りまとめた。この事例集を、市町村教育委員会を通じて各学校へ配付・共有し、各学校の取組みを支援した。
課 題	・ コロナ禍において、新型コロナウイルス感染症に係るいじめ、偏見、差別等、及び児童・生徒の不安やストレスが高まることが懸念されることから、学校における教育相談体制の更なる充実が課題である。 ・ 教員と、専門職であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが連携して児童・生徒を適切に支援するために、コロナ禍における児童・生徒の状況を把握するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた対応が課題である。
今後の対応方向	・ 令和3年度については、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの勤務回数を年間35回から5回増やすことで、各学校の教育相談体制の充実を図っていく。 ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーからの聴き取り等により、コロナ禍において児童・生徒が抱えている課題や、それに対する効果的な取組みを収集・分析し、会議・研修等で市町村教育委員会等と共有することで、児童・生徒への指導・支援の充実を図っていく。

③ 県立社会教育施設における対応

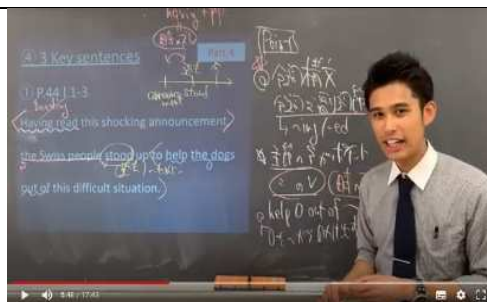
取組み1 休館等の対応	
実績・成果	・ 国の緊急事態宣言を受けた「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」等に基づき、令和2年3月4日から6月8日まで（県立生命の星・地球博物館のみ6月30日まで）臨時休館等とした。 ・ また、緊急事態宣言期間中の令和3年1月12日から3月21日まで、県立の図書館2施設は開館時間を最長19時までとし、県立の博物館及び美術館の4施設は臨時休館とした。 ・ 3月22日以降は、県立の図書館2施設は開館時間を最長20時までとし、県立の

	博物館及び美術館の4施設（県立金沢文庫のみ3月26日以降）は事前予約した方に限り入館可能とした。
課 題	・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた社会状況の中で、県立社会教育施設における生涯学習事業の実施方法の更なる検討が課題である。
今後の対応方向	・ 「新しい生活様式」を踏まえ、県民の「学び」や「学び直し」の機会が提供できるよう、県立社会教育施設のホームページによる情報発信など、生涯学習事業の実施方法を検討し、実践していく。
取組み2 感染症対策	
実績・成果	・ 県教育委員会で作成した、図書館や博物館における「新型コロナウイルス感染症拡大予防対策ガイドライン」に基づき、各施設でマニュアルを策定した上で、感染症対策を行った。 ・ 具体的な対策の一つとして、来館者へサーマルカメラによる検温や、消毒液による手指消毒の徹底を呼びかけた。
課 題	・ 新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、引き続き適切な感染防止対策を講じていくことが課題である。
今後の対応方向	・ 引き続き、各施設のマニュアルに沿った感染防止対策を徹底することで、県民の「学び」や「学び直し」の機会を提供していく。

2 学びの保障

① 県立学校における対応

取組み1 きめ細かな学習指導・支援等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時休業期間中に学習に遅れが生じることのないよう、家庭学習の課題を課す際の留意事項について取りまとめ、各学校に示した。 ・ 学校の教育活動の再開に当たっては、指導計画を見直し、学年の休業日数を再設定するなど、計画的に学習の補填に取り組むよう各学校に通知し、各学校は実状に合わせた取組みを行った。 ・ 学校の教育活動の再開後は、感染症対策と生徒の学びの保障の両立に向け、留意事項を各学校に通知するとともに、ICTを活用したオンライン学習の実践事例について取りまとめ、各学校に普及を図った。 ・ 臨時休業期間中に行えなかった授業を補填するために非常勤講師等を追加任用した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別教育計画に基づき、学習内容に応じて少人数の学習グループを編成するなど、学習形態の工夫を講じてきた。 ・ 児童・生徒等同士の身体的距離の確保が難しい場合等には、児童・生徒等や教員が複数の教室に分散し、メインティーチャーの授業動画を各教室で見ながら、同時に同じ課題に取り組むなど、児童・生徒等の安全・安心と学びの保障の両立のための工夫を講じた。 ・ 臨時休業期間中に行えなかった授業を補填するために非常勤講師等を追加任用した。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン授業の実施については、教員・生徒共に初めての経験であり、機器の操作を含め、手探りの状態であったことから、この経験を踏まえ、日常的なICT活用



オンライン授業の様子

	<p>をしっかりと推進していくための、各学校の体制づくりや、県教育委員会の支援体制の確立が課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の教室に分散するため、メインティーチャーの意図をサブティーチャーに予め伝えるための打合せや、ICT機器の準備に係る時間の確保が課題である。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策のために必要な児童・生徒一人ひとりにあった学習指導や児童・生徒指導、相談業務等をきめ細かに行っていくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校におけるICTを活用したオンライン学習等について課題把握を行い、生徒の実情等を踏まえた対応策の検討を進めていく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における打合せやICT機器の準備時間の効率化を図ることができるよう、情報教育を担当する教員等を通じて、ICTを活用した少人数による学習の好事例などを集め、各学校で共有していく。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策のために必要な児童・生徒一人ひとりにあった学習指導や教育相談をよりきめ細かに行うため、学習指導員を全校に配置し、効果的に活用していく。
取組み2 ICT環境の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン学習のためにGoogleのクラウドサービス（G Suite for Education）を利用できるよう、アカウント設定について、設定手順や運用方法について改めて全校に示した。また、各学校ではGoogle Classroomの活用を進め、Classroom単位でMeet機能を活用しウェブ上でホームルームを行うほか、教員がクラウド上で課題を提示し、その科目の受講者だけが特定のClassroomに成果物を提出するなど、オンライン学習の取組みを継続して行った。 ・ タブレット型端末等を所有していない等の理由で家庭での学習を継続できない生徒へ、各学校へ整備したタブレット型端末を貸与できることとし、その際の留意事項等を各学校へ示した。 ・ インターネット常時接続環境が家庭に整っていない生徒へのWi-Fiモバイルルータ貸与を各学校で行うことができるよう方針を策定し、各学校へ指示した。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育機会の一層の保障を図るため、遠隔教育に必要なICT環境として、タブレット型端末331台、Wi-Fiモバイルルータ331台等を整備した。 ・ オンライン会議システム等のオンライン学習で活用するため、県立特別支援学校全29校にGoogleのクラウドサービス（G Suite for Education）のアカウントを配付した。 ・ 情報教育を担当する教員が集まる「情報教育担当者研究協議会」において、各学校のオンライン授業の実践に係る好事例などを共有した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同時双方向型のオンラインを活用した授業等を行うためには、通信環境の違いによる学習環境の差が生まれないよう、Wi-Fiモバイルルータ使用時の更なるサポートが必要となることが課題である。 ・ SIMカードの調達に時間がかかるため、必要とする時期にSIMカードが入手できないという課題がある。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの充実に向け、必要なICT環境の整備及びより効果的な活用を進めていくことが課題である。 ・ 各学校は、児童・生徒の実態に応じて、G Suite for Educationのアカウントを確実に

	<p>に管理及び設定することが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業動画の作成や同時双方向のオンライン授業などの実施に関する教員のスキルが十分ではないことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立高等学校及び県立中等教育学校 <ul style="list-style-type: none"> オンラインを活用した授業等の実施に向けて、通信環境の違いによる学習環境の差が生まれないよう、Wi-Fiモバイルルータ使用時のサポートについて検討していく。 SIMカードの調達について、安価で、かつ調達の時間を短縮できる方法について検討していく。 ○ 県立特別支援学校 <ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた学びの充実に向け、オンライン学習におけるタブレット型端末及びWi-Fiモバイルルータの更なる有効活用を図っていく。 G Suite for Educationと連携してユーザー管理や設定を高速かつ簡単に行うことができるアドオンソフト（e G Class）を導入し、児童・生徒の実態に応じた対応を図っていく。 ICT機器を効果的に活用したオンライン学習の実施に向けて、教員のスキルアップをねらう研修等を実施していく。
取組み3 高校生等への就学支援の推進	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 失職や倒産等により家計が急変した生徒・保護者に対して、授業料の免除を行った。（家計急変免除者 27人） 保護者の失職等により家計が急変した世帯に高校生等奨学給付金を支給できるよう、制度改正を行った。（家計急変世帯対象給付 228人） 臨時休業及び段階的学校の再開期において、オンライン学習に係る通信費の支援が急務の課題とされていたことから、住民税非課税世帯にオンライン学習に係る通信費相当額を追加支給（10,000円）した。 生活が困窮した世帯もあることから、住民税非課税世帯に高校生等奨学給付金を上乗せ支給（26,100円又は12,000円）した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高校生等奨学給付金について、更なる給付金の拡充が課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> 給付型の高校生等奨学給付金の拡充について、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き国に働きかけていく。

② 市町村立学校における対応

取組み1 きめ細かな学習指導・支援等	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の最終学年（小6・中3）の学びを保障するため、ティーム・ティーチングなどの実施に係る教員79名を追加配置した。 児童・生徒の心身の健康への対応などのために養護教諭15名を追加配置した。 校舎内や教室の消毒作業など、教員でなくてもできる業務を担うスクール・サポート・スタッフを全校に追加配置した。 教員とともに個別の指導や相談などを行う学習指導員を全校に配置した。 臨時休業期間中に行えなかった授業を補填するために非常勤講師等を追加任用した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> スクール・サポート・スタッフは年度途中からの配置だったため、人材の確保が困難なケースがあり、安定した人材配置を進めることが課題である。 引き続きコロナ禍における児童・生徒の学びの保障のため、学習指導員を配置し効果的に活用していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> スクール・サポート・スタッフを令和3年度も引き続き全校に配置するため、年度当初からの人材確保に努めるとともに、学校の実情を踏まえた柔軟な配置を通じて、教員が児童・生徒の学びの保障に注力できる体制整備を図っていく。 学習指導員を令和3年度も引き続き全校に配置するため、年度当初からの活用

	に努めるとともに、各学校のニーズや各地域における感染状況などを踏まえ、児童・生徒の学びの保障を支援していく。
取組み2 ICT環境の整備	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度末までに、県内ほとんどの市町村において、校内無線LANを含めた1人1台端末の整備を行った。令和3年度半ばまでに、県内全市町村において、活用を開始する予定である。 ICT活用の基本的な考え方や各教科の実践事例、周辺環境の整備などについて掲載した「ICTを活用した学びづくりのための手引き（小・中学校）」を作成し、市町村教育委員会や各学校に周知した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの情報活用能力育成に向け、各市町村立学校がICTの利点を生かした授業改善に取り組んでいく必要がある、そのためにICT活用に係る教員の資質向上策の構築が課題である。 ICT活用等による、県立高校と連携した授業ライブ配信などの取組みについて、より効果的な実施方法等を周知していくことが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ICT活用に係る教員の資質向上のために、ICTの手引きを活用した教員研修を各教育事務所等において新たに実施していく。 市町村教育委員会に対して、小・中学校における授業ライブ配信等の実施に向けて、県立高校が持っているノウハウの伝達を行うなど、連携を進めていく。 児童・生徒の学習保障のため、小・中学校において授業ライブ配信等を行うための参考資料として、ICTの手引きを更新し、活用を図っていく。 市町村教育委員会指導事務主管課長会議などの機会に、授業ライブ配信の取組みや成果を周知していく。

③ 県立社会教育施設における対応

取組み1 県民への発信（休館に伴う対応等）	
実績・成果	<ul style="list-style-type: none"> 県民が自宅でも県立社会教育施設の取組みを楽しんでいただけるよう、各施設のホームページを用いて、Webコンテンツを発信した。 また、これらのコンテンツの一部を集約した共同企画「おうちでミュージアム&ライブラリー」を作成し、公開した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 各施設に来館することが難しくなった方の、「学び」や「学び直し」の機会が減少する中で、どのような方法で県民の学びの機会を保障していくかということが課題である。
今後の対応方向	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ上で資料や作品の紹介等を更に充実させるなど、「新しい生活様式」を踏まえた取組みを進めていく。

有識者の意見

【大柱全体を通して】

- 新型コロナウイルス感染症への対応については、全国的に見ても感染状況が厳しい中、概ね適切であったと判断される。この対応は感染症対策にとどまらず、防災・事業継続計画にかかわって多くの課題を浮き彫りにしたと思われ、今後には生かしてほしい。
- 令和2年度は、コロナ禍における感染症予防対策、機器・設備対応等、教育現場の第一線には例年ない対応が求められてきた。各学校では令和3年度になってからも、依然、コロナ禍での対策を継続しつつ、教育活動の継続、学びの保障に注力する体制整備を実施してきており、そうした取組みに敬意を表するものである。
一方、今後の対応方向として課題となるのは、長期臨時休業の結果で予想される学習の遅れ、理解不足に対する懸念である。とりわけ小・中学校では、個人的な生活環境・学習環境の相違等から学習面での格差の発生が十分予想され、個々の児童・生徒に対する状況の確認、きめ細かな学習指導・支援等は引き続き求められる。また、スクールカウンセラーの配置等、教育相談体制

の確保も併せて充実させることが望ましい。

【中柱1－①について】

- 分散登校、時差通学等、適切な対応と判断される。時差通学は、今も継続されているようだが、一部の学校では問題が生じる可能性もある。今後に向けて課題の抽出と整理が必要であろう。各種ガイドラインは感染症全般への対策として大きな財産になったと思われる。

【中柱1－②について】

- 市町村立学校に向けて、各種ガイドラインを作成したことは高く評価できるが、有効活用されたのかの検証が重要である。動画教材の活用方法にも課題が残ったと思われる。GIGAスクール構想の実現に向けて、この経験を生かしてほしい。

【中柱2－①、②について】

- 一番大きな課題は教員のスキルであると思う。教職志向の学生も日常的にはスマホ活用が多く、パソコンに詳しいとは限らない。大学ではBYOD (Bring Your Own Device) も進みつつあり、教員養成の課題としても、大学と連携して取り組んでほしい。